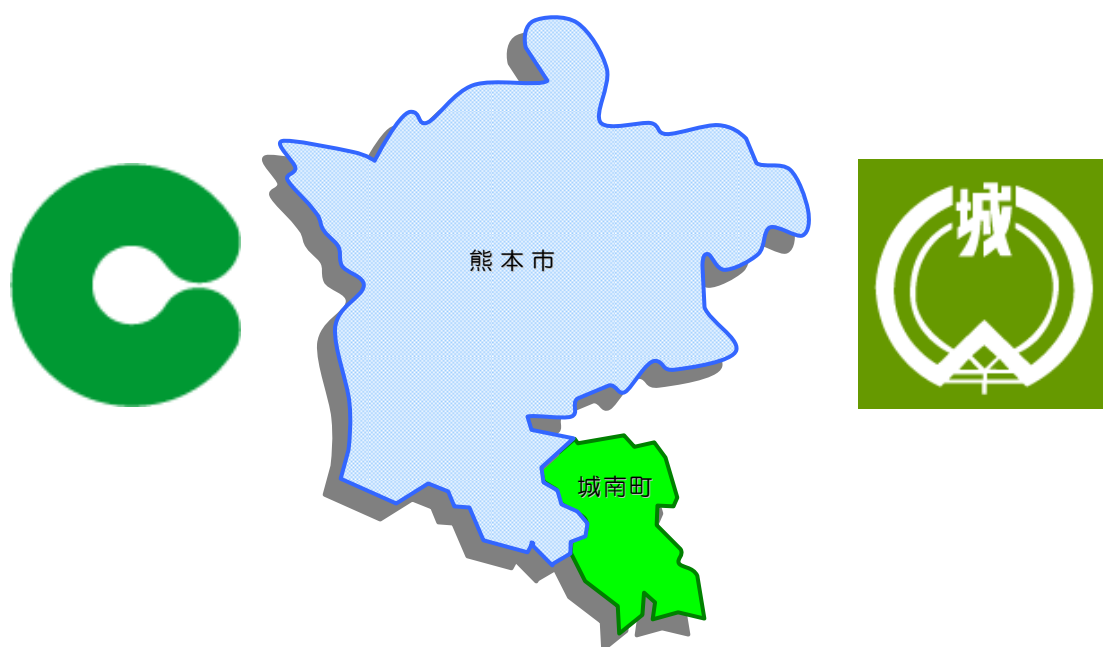


第4回

熊本市・城南町合併協議会



日時 平成21年2月24日（火）
午前9時～

場所 KKRホテル熊本「有明」

目 次

〔 報 告 〕

議員専門部会からの経過報告	3
---------------	---

〔 協 議 〕

(前回提案)

協議第 9 号 地方税の取扱いについて	9
協議第 17 号 企画財政関係事業について (その1)	21
協議第 18 号 市民生活関係事業について (その1)	31
協議第 20 号 子ども未来関係事業について (その1)	51
協議第 23 号 都市建設関係事業について (その1)	73

(今回提案)

協議第 8 号 地域自治組織等の取扱いについて	81
協議第 20 号 子ども未来関係事業について (その2)	93
協議第 23 号 都市建設関係事業について (その2)	101
協議第 24 号 教育関係事業について (その1)	111

[報 告]

平成21年2月17日

熊本市・城南町合併協議会
会長 幸山政史様

熊本市・城南町合併協議会議員専門部会
部会長 嶋田幾雄

議員専門部会における審議の経過及び結果について

このことについて、熊本市・城南町合併協議会専門部会設置規程第8条第1項の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

第3回議員専門部会報告書

開催日時 平成21年2月17日(火)
午後1時30分～午後2時20分
開催場所 熊本市役所 議会棟5階特別委員会室
出席委員 26名出席

1. 審議の状況について

第3回熊本市・城南町合併協議会議員専門部会では、付託を受けた事項のうち、前回提案し継続審査となっていた協議第8号について審議を行い、採決の結果、賛成多数で原案のとおり承認された。

協議第8号 地域自治組織等の取扱いについて

合併時に城南町の区域に「合併特例区」を設置する。

1. 名称は、城南町とする。
2. 設置期間は、合併の日から5年間とする。

2. 議員専門部会で審議する事項の進捗状況

協議項目	提案	承認	状況
協議第1号 合併の方式	第1回	第1回	協議終了
協議第2号 合併の期日	第1回	第1回	
協議第3号 新市の名称	第1回	第1回	協議終了
協議第4号 新市の事務所の位置	第1回	第1回	協議終了
協議第6号 議会の議員の定数及び任期の取扱い			説明のみ(第2回)
協議第8号 地域自治組織等の取扱い	第2回	第3回	
協議第11号 合併市町村基本計画			

〔 協 議 〕

熊本市・城南町合併協議会協議項目一覧

項目	協議番号	協議項目	提案	承認	協議の状況
基本的協議項目	①	合併の方式	第2回	第2回	協議終了
	②	合併の期日	第2回	第2回	
	③	新市の名称	第2回	第2回	協議終了
	④	新市の事務所の位置	第2回	第2回	協議終了
	5	財産及び債務の取扱い			
特例法による協議項目	⑥	議会の議員の定数及び任期の取扱い			
	7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い			
	⑧	地域自治組織等の取扱い	第4回		
	9	地方税の取扱い	第3回		
	10	一般職の職員の身分の取扱い			
	⑪	合併市町村基本計画			
その他の項目	12	一部事務組合等の取扱い			
	13	使用料・手数料の取扱い			
	14	公共的団体等の取扱い			
	15	補助金・交付金等の取扱い			
各種事業項目	16	総務関係事業について			
	17	企画財政関係事業について	第3回①		
	18	市民生活関係事業について	第3回①		
	19	健康福祉関係事業について			
	20	子ども未来関係事業について	第3回① 第4回②		
	21	環境保全関係事業について	第2回①	第3回①	
	22	経済振興関係事業について			
	23	都市建設関係事業について	第3回① 第4回②		
	24	教育関係事業について	第4回①		
	25	水道関係事業について	第2回		
	26	電算関係事業について	第2回	第3回	協議終了

※○は議員専門部会に付託された事項。網掛の協議項目は協議が終了したものの。

(前回提案分)

協議第9号

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて承認を求める。

平成21年1月29日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸山政史

地方税の取扱いについて

- 1 城南地域に係る都市計画税については、政令指定都市移行が実現し、都市計画区域の線引きがなされた場合において、熊本市の例に統一する。ただし、「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき、合併の年度及びその後5年度は課税免除とする。
なお、城南地域に係る都市計画税の相当額については、城南地域における都市基盤整備等に要する費用に充てていくものとする。
- 2 城南地域に係る事業所税については、「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき、合併の年度及びその後5年度は課税免除とし、その後は熊本市の例に統一する。
なお、城南地域に係る事業所税の相当額については、城南地域における都市基盤整備等に要する費用に充てていくものとする。
- 3 城南地域に係る法人市（町）民税については、「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき、合併の年度及びその後5年度は不均一課税（現行の税率を採用）とし、その後は熊本市の税率（制限税率）とする。
- 4 個人市（町）民税については、熊本市の例に統一する。ただし、電算システム統合までの間、必要な経過措置を設ける。

次頁へ続く

- 5 固定資産の概要については、次のとおりとする。
- ・固定資産税については、熊本市の例に統一する。ただし、電算システム統合までの間、必要な経過措置を設ける。また、合併時に城南町工場等設置奨励条例に基づき指定を受けている企業等に対する課税免除については現行どおりとする。
 - ・固定資産の評価方法については、平成24年度（又は平成27年度）の評価替え時に熊本市の例に統一する。
- 6 入湯税については、熊本市の例に統一する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (9 地方税の取扱い)

事業項目	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
1 地方税の取扱い						
	01	都市計画税	企画財政部会	第3回		
	02	事業所税	企画財政部会	第3回		
	03	法人市(町)民税	企画財政部会	第3回		
	04	個人市(町)民税	企画財政部会	第3回		
	05	固定資産の概要	企画財政部会	第3回		
	06	入湯税	企画財政部会	第3回		
地方税の取扱い						
		特別土地保有税	企画財政部会			
		軽自動車税	企画財政部会			
		市・町たばこ税	企画財政部会			

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

協議項目	1 地方税	小項目名	01 都市計画税
協議内容	都市計画税の課税について、どのように取り扱うのか。		
合併協議会協議結果(調整方針)	城南地域については、政令指定都市移行が実現し、都市計画区域の線引きがなされた場合において、熊本市の例に統一する。 ただし、「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき、合併の年度及びその後5年度は課税免除とする。		

制 度 比 較								
	熊 本 市	城 南 町						
市町別内容	<p>○納税義務者 市街化区域内に所在する土地・家屋の所有者</p> <p>○税率 0.2%</p> <p>○課税標準 固定資産の基準年度の価格(土地・家屋)</p> <p>○納期 4期課税、固定資産税と同じ</p> <p>○税収額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">平成17年度決算</td> <td style="text-align: right;">5,087,905千円</td> </tr> <tr> <td>平成18年度決算</td> <td style="text-align: right;">4,864,697千円</td> </tr> <tr> <td>平成19年度決算</td> <td style="text-align: right;">4,925,744千円</td> </tr> </table> <p>○用途</p>	平成17年度決算	5,087,905千円	平成18年度決算	4,864,697千円	平成19年度決算	4,925,744千円	※該当なし
平成17年度決算	5,087,905千円							
平成18年度決算	4,864,697千円							
平成19年度決算	4,925,744千円							
相違点と課題	城南町の城南都市計画区域は、線引きがされていないため、城南町の税条例には、都市計画税に関する規定がない。							

地方税法

(都市計画税の課税客体等)

第七百二条

市町村は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、当該市町村の区域で都市計画法第五条の規定により都市計画区域として指定されたもの(以下この項において「都市計画区域」という。)のうち同法第七条第一項に規定する市街化区域(当該都市計画区域について同項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない場合にあっては、当該都市計画区域の全部又は一部の区域で条例で定める区域)内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができる。当該都市計画区域のうち同項に規定する市街化調整区域内に所在する土地及び家屋の所有者に対して都市計画税を課さないことが当該市街化区域内に所在する土地及び家屋の所有者に対して都市計画税を課することとの均衡を著しく失すると認められる特別の事情がある場合には、当該市街化調整区域のうち条例で定める区域内に所在する土地及び家屋についても、同様とする。

2 (略)

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

協議項目	1 地方税	小項目名	02 事業所税
協議内容	事業所税について、どのように取り扱うのか。		
合併協議会協議結果(調整方針)	城南地域においては、「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき、合併の年度及びその後5年度は課税免除とし、その後は熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>○課税対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産割 市内にある所有又は借受で事業所用家屋の総延床面積が1,000㎡を超える事業所 ・従業者割 市内の合計従業者数が100人を超える事業所 <p>※1 非課税対象施設の一例 従業員休養室、複合防災施設の消防用設備、卸売市場のうち倉庫や冷蔵庫、畜舎、幼稚園、農協研修施設、病院、自動車ターミナル用施設 など</p> <p>※2 課税標準の特例対象施設の一例 商工組合、農業協同組合、信用金庫、ホテル、営業用倉庫施設、タクシー事業用施設、木材市場 など</p> <p>※3 減免対象施設の一例 指定自動車教習所、酒類卸売業の保管用倉庫、農業協同組合等の共同利用施設、古紙回収事業用施設など</p> <p>○税率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産割 1㎡につき 600円 ・従業者割 従業者給与総額の0.25% <p>○税収額</p> <p>平成17年度決算 1,863,153千円</p> <p>平成18年度決算 1,877,865千円</p> <p>平成19年度決算 1,888,007千円</p>	<p>課税なし</p>
		次頁へ続く

○使途	
相違点と課題	新たに税負担が発生する。

地方税法

(事業所税の使途)

第七百一条の七十三

指定都市等は、当該指定都市等に納付された事業所税額に相当する額から事業所税の徴収に要する費用として総務省令で定める額を控除して得た額を、次に掲げる事業に要する費用に充てなければならない。

- 一 道路、都市高速鉄道、駐車場その他の交通施設の整備事業
- 二 公園、緑地その他の公共空地の整備事業
- 三 水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業
- 四 河川その他の水路の整備事業
- 五 学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業
- 六 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業
- 七 公害防止に関する事業
- 八 防災に関する事業
- 九 前各号に掲げるもののほか、市街地開発事業その他の都市環境の整備及び改善に必要な事業で政令で定めるもの

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

協議項目	1 地方税	小項目名	03 法人市（町）民税
協議内容	税率について、どのように取り扱うのか。		
合併協議会協議結果（調整方針）	城南地域においては、「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき、合併の年度及びその後5年度は不均一課税（現行の税率を採用）とし、その後は熊本市の税率（制限税率）とする。		

制 度 比 較				
	熊 本 市		城 南 町	
市 町 別 内 容	○税率		○税率	
	・均等割	制限税率	・均等割	標準税率
	・法人税割	制限税率(14.7%)	・法人税割	標準税率(12.3%)
	○納税義務者数		○納税義務者数	
	・均等割	22,588 (H18 課税状況調)	・均等割	339 (H18 課税状況調)
	・法人税割	22,441 (H18 課税状況調)	・法人税割	143 (H18 課税状況調)
	○税収額		○税収額	
	平成17年度決算	9,713,760 千円	平成17年度決算	122,533 千円
	平成18年度決算	10,059,486 千円	平成18年度決算	119,450 千円
	平成19年度決算	10,237,886 千円	平成19年度決算	146,206 千円
相 違 点 と 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・均等割及び法人税割の適用税率が違う。 ・税負担の増加が生じる。 			

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

協議項目	1 地方税	小項目名	04 個人市（町）民税
協議内容	個人市(町)民税の課税について、どのように取り扱うのか。		
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。ただし、電算システム統合までの間、必要な経過措置を設ける。		

制 度 比 較															
	熊 本 市	城 南 町													
市 町 別 内 容	<p>○税率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・均等割 標準税率(3,000円/年) ・所得割 標準税率(6%) <p>○納税義務者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者数 (均等割) 295,878人(H18)、298,485人(H19) (所得割) 275,152人(H18)、276,910人(H19) <p>○非課税基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・均等割 所得金額\leq31.5万円\times(扶養数+1) +加算額18.9万円 ・所得割 所得金額\leq35万円\times(扶養数+1) +加算額32万円 <p>○納期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(普通徴収の場合) 4期で課税徴収 <p>○税収額</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">平成17年度決算</td> <td>26,248,208千円</td> </tr> <tr> <td>平成18年度決算</td> <td>28,275,446千円</td> </tr> <tr> <td>平成19年度決算</td> <td>32,454,025千円</td> </tr> </table>	平成17年度決算	26,248,208千円	平成18年度決算	28,275,446千円	平成19年度決算	32,454,025千円	<p>○税率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・均等割 標準税率(3,000円/年) ・所得割 標準税率(6%) <p>○納税義務者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者数 (均等割) 8,362人(H18)、8,511人(H19) (所得割) 7,315人(H18)、7,449人(H19) <p>○非課税基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・均等割 所得金額\leq28万円\times(扶養数+1) +加算額16.8万円 ・所得割 所得金額\leq35万円\times(扶養数+1) +加算額32万円 <p>○納期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(普通徴収の場合) 10期で課税徴収 <p>○税収額</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">平成17年度決算</td> <td>417,152千円</td> </tr> <tr> <td>平成18年度決算</td> <td>448,683千円</td> </tr> <tr> <td>平成19年度決算</td> <td>598,677千円</td> </tr> </table>	平成17年度決算	417,152千円	平成18年度決算	448,683千円	平成19年度決算	598,677千円	
平成17年度決算	26,248,208千円														
平成18年度決算	28,275,446千円														
平成19年度決算	32,454,025千円														
平成17年度決算	417,152千円														
平成18年度決算	448,683千円														
平成19年度決算	598,677千円														
相 違 点 と 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・納期、集合税方式の有無、均等割の非課税基準額、納税通知書の様式について差異がある。 														

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

協議項目	1 地方税	小項目名	05 固定資産の概要
協議内容	固定資産税の賦課事務について、どのように取り扱うのか。 不均一課税及び固定資産の評価方法について、どのように取り扱うのか。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	固定資産税については、熊本市の例に統一する。ただし、電算システム統合までの間、必要な経過措置を設ける。また、合併時に城南町工場等設置奨励条例に基づき指定を受けている企業等に対する課税免除については現行どおりとする。 固定資産の評価方法については、平成24年度(又は平成27年度)の評価替え時に熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>○納税義務者 固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者</p> <p>○税率 標準税率(1.4%)</p> <p>○課税標準 固定資産の基準年度の価格(土地、家屋、償却資産)</p> <p>○納期 4期(5月、7月、9月、12月)</p> <p>○納税通知書 1期~4期までの通知書を送付</p> <p>○納付書 納税通知書に添付して郵送。 なお、九州外の納税義務者に対しては郵便振替用紙を同封</p> <p>○課税明細書 納税通知書に添付して送付</p> <p>○不均一課税(根拠 熊本市税条例第41条の2) ・都市再開発法の規定によるもの 税率0.94% ・国際観光ホテル整備法の規定によるもの 税率0.7% ただし、いずれも新たに課税されることとなった年度から5年間適用する。</p> <p>○課税免除(根拠 熊本市税条例第37条) ・文化財保護法による史跡等</p> <p>※ 企業立地促進事業としては、経済振興部会の熊本市企業立地促進条例に基づく補助金がある。</p> <p>○課税台帳・各種様式 電算による</p> <p>○評価方法 路線価方式</p> <p>○家屋の分担評価 床面積300㎡以上の非木造家屋(軽量鉄骨造を除く) …熊本市 上記以外の家屋…熊本市</p>	<p>○納税義務者 固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者</p> <p>○税率 標準税率(1.4%)</p> <p>○課税標準 固定資産の基準年度の価格(土地、家屋、償却資産)</p> <p>○納期 ・町内者 10期(6月~3月) ・町外者 4期(6、9、12、3月)</p> <p>○納税通知書 6月上旬に集合税(住民・固定・国保)納税通知書として発送</p> <p>○納付書 ・町内者 期割納付者：毎月発送 一括納付者：年額分を発送 ・町外者 期割納付者：毎月発送 一括納付者：年額分を発送 九州外の納税義務者には郵便振替用紙を同封</p> <p>○課税明細書 納税通知書に添付して送付</p> <p>○不均一課税 該当なし</p> <p>○課税免除 城南町工場等設置奨励条例第4条により課税免除課税免除を行う期間は、当該措置を講じた最初の年度以降3ケ年度まで 適用工場(2)、平成23年度で終了する。</p> <p>○課税台帳・各種様式 電算による</p> <p>○評価方法 状況類似方式</p> <p>○家屋の分担評価 床面積300㎡以上の軽量鉄骨造…熊本県 非木造家屋…熊本県 上記以外の家屋…城南町</p>

次頁へ続く

	<p>○税収額</p> <p>平成 17 年度決算 36,396,631 千円</p> <p>平成 18 年度決算 34,995,951 千円</p> <p>平成 19 年度決算 35,729,302 千円</p>	<p>○税収額</p> <p>平成 17 年度決算 799,689 千円</p> <p>平成 18 年度決算 782,171 千円</p> <p>平成 19 年度予算 840,719 千円</p>
<p>相 違 点 と 課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納期及び集合税方式の有無に差異がある。 ・ 納税通知書及び課税明細書の様式に差異がある。 ・ 不均一課税・課税免除について差異がある。 ・ 土地の評価方法及び家屋の分担評価に差異がある。 	

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

協議項目	1 地方税	小項目名	06 入湯税
協議内容	入湯税の取扱いについて		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	城 南 町	
市 町 別 内 容	○税率 1人1日150円 ○免税点 1,500円 (食事代、マッサージ代等を含む。) ○特別徴収義務者 12人 ・ 鉱泉浴場の経営者 ・ 鉱泉浴場経営者以外の者で市長が指定したもの ○課税免除 ・ 年齢12歳未満の者 ・ 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ・ 修学旅行に参加する者 ・ 簡素、低廉等の施設に入湯する者 ・ 地方団体等の設置する施設に入湯する者 ○税収額 平成17年度決算 19,257千円 平成18年度決算 15,681千円 平成19年度決算 16,255千円	○税率 1人1日150円 ○免税点 なし ○特別徴収義務者 1人 ・ 鉱泉浴場の経営者 ○課税免除 ・ 年齢12歳未満の者 ・ 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ○税収額 平成17年度決算 11,741千円 平成18年度決算 10,641千円 平成19年度決算 10,023千円	
相違点と課題	免税点の有無、課税免除の範囲及び市長が特別徴収義務者を指定できることに相違があり、制度を統一する必要がある。		

協議第17号

企画財政関係事業について（その1）

企画財政関係事業について承認を求める。

平成21年1月29日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸山政史

企画財政関係事業について

- 1 慣行の取扱いのうち、市章、市の木・花・鳥・歌、都市宣言は、熊本市の例に統一する。名誉町民は、名誉市民として引き続き顕彰していく。
- 2 税の納期及び納付書発送については、熊本市の例に統一する。ただし、電算システム統合までの間、必要な経過措置を設ける。
- 3 コンビニエンスストアでの市税収納については、新市の事業として継続する。
- 4 所得税及び住民税の申告・相談については、熊本市の例に統一する。
- 5 軽自動車（原動機付自転車・小型特殊自動車）に係る標識交付及び廃車については、熊本市の例に統一する。ただし、電算システム統合までの間、必要な経過措置を設ける。
なお、城南町において交付済みの標識は、合併後も有効なものとし、熊本市の標識への交換は無料とする。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (17 企画財政関係事業)

事業項目	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
1 慣行の取扱い						
	01	慣行の取扱い	企画財政部会	第3回		
2 納税関係事業の取扱い						
	01	納期及び納付書発送	企画財政部会	第3回		
	02	コンビニエンスストアでの市税収納	企画財政部会	第3回		
	03	所得税及び住民税の申告・相談	企画財政部会	第3回		
	04	軽自動車標識交付及び廃車	企画財政部会	第3回		
広報広聴関係事業の取扱い						
		広報紙	企画財政部会	次回以降提案		
		行政相談	企画財政部会			
		テレビ・ラジオ・新聞等による広報	企画財政部会			
		報道対応	企画財政部会			
		ホームページによる広報	企画財政部会			
		刊行物による広報	企画財政部会			
		市政広報に関するアンケート	企画財政部会			
		平和啓発	企画財政部会			
		市(町)勢要覧	企画財政部会			
		統計調査事業	企画財政部会			
		テレビ難視聴地域解消事業	企画財政部会			
納税関係事業の取扱い						
		口座振替制度(その1、その2)	企画財政部会			
		固定資産評価審査委員会	企画財政部会			
		納税組合	企画財政部会			
		税務証明発行	企画財政部会			
		税務職員研修	企画財政部会			
		納税指導員経費	企画財政部会			
		遠隔地滞納市税徴収事務	企画財政部会			
		納税推進コール業務	企画財政部会			
		滞納整理業務	企画財政部会			
窓口業務の取扱い						
		臨時運行許可関係	企画財政部会			
その他の事業の取扱い						
		当直警備	企画財政部会	次回以降提案		
		実施計画	企画財政部会			
		九州中央地域連携推進協議会	企画財政部会			
		行政評価	企画財政部会			
		市(町)有財産の取得管理及び処分(財産審議会)	企画財政部会			
		庁舎内の維持管理及び清掃	企画財政部会			
		行政財産目的外使用(料・許可)	企画財政部会	次回以降提案		
		普通財産(貸付料・貸付)	企画財政部会	次回以降提案		
		土地開発公社	企画財政部会			
		庁用自動車の維持管理	企画財政部会			
		たばこ小売組合補助金	企画財政部会			
		宇城地域開発促進協議会	企画財政部会			
		九州新幹線新駅誘致期成会	企画財政部会			
		振興審議会	企画財政部会			








熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

協議項目	1 慣行の取扱い	小項目名	01 慣行の取扱い
協議内容	慣行の取扱いについて		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	市章、市の木・花・鳥・歌、都市宣言は、熊本市の例に統一する。 名誉町民は、名誉市民として引き続き顕彰していく。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	市章、市の木・花・鳥・歌、都市宣言、名誉市民 別紙参照	町章、町の木・花・歌、名誉町民 別紙参照
相 違 点 と 課 題	市・町章、市・町の木、市・町の花が違う。 市の鳥、都市宣言はあるが、町の鳥、都市宣言はない。	

慣行の取扱い

	熊本市	城南町
市・町章	 <p>ひらがなの「く」の字 を図案化したもの</p> <p>昭和44年8月1日</p>	 <p>城南町の「南」を 図案化したもの</p> <p>昭和31年5月15日</p>
市・町の木	 <p>イチョウ</p> <p>昭和49年10月9日</p>	 <p>マキ</p> <p>昭和59年12月1日</p>
市・町の花	 <p>肥後ツバキ</p> <p>昭和49年10月9日</p>	 <p>キク</p> <p>昭和59年12月1日</p>
市・町の鳥	 <p>シジュウカラ</p> <p>昭和59年5月22日</p>	
市・町の歌	熊本市歌 昭和5年3月制定	城南町歌 昭和50年10月制定
都市宣言	<p>「森の都」都市宣言に関する決議 昭和47年10月2日</p> <p>地下水保全都市宣言に関する決議 昭和51年3月22日</p> <p>健康都市宣言 昭和54年10月1日</p> <p>平和都市宣言 平成7年7月27日</p> <p>環境保全都市宣言 平成7年9月25日</p> <p>スポーツ都市宣言に関する決議 平成11年8月27日</p> <p>「観光立市くまもと」都市宣言に関する決議 平成15年9月26日</p>	

名誉市・町民	徳富 蘇峰(本名・猪一郎)氏 昭和 30 年 1 月 1 日表彰	上塚 周平氏 昭和 50 年 10 月 17 日表彰
	高橋 守雄氏 昭和 30 年 1 月 1 日表彰	上塚 司氏 昭和 53 年 3 月 23 日表彰
	細川 護立氏 昭和 35 年 4 月 1 日表彰	林田 正治氏 昭和 53 年 3 月 23 日表彰
	福田 令寿氏 昭和 35 年 4 月 1 日表彰	小林 久雄氏 平成元年 9 月 25 日表彰
	宇野 哲人氏 昭和 44 年 10 月 1 日表彰	東家 嘉幸氏 平成 12 年 3 月 22 日表彰
	堅山 南風(本名・熊次)氏 昭和 44 年 10 月 1 日表彰	
	後藤 是山(本名・祐太郎)氏 昭和 54 年 10 月 1 日表彰	
	中村 汀女(本名・破魔)氏 昭和 54 年 10 月 1 日表彰	

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

協議項目	2 納税関係事業	小項目名	01 納期及び納付書発送
協議内容	納期及び納付書発送について、どのように取り扱うのか。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。ただし、電算システム統合までの間、必要な経過措置を設ける。		

制 度 比 較	
	熊 本 市
市 町 別 内 容	<p>○納期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税 5月1日～同月31日 ・市民税（個人市民税） <ul style="list-style-type: none"> 第1期 6月1日～同月30日 第2期 8月1日～同月31日 第3期 10月1日～同月31日 第4期 1月1日～同月31日 ・固定資産税 <ul style="list-style-type: none"> 第1期 5月1日～同月31日 第2期 7月1日～同月31日 第3期 9月1日～同月30日 第4期 12月1日～同月31日 <p>○納付書 当初一括発送</p> <p>○経費 通信費予算は、まとめて総務課で計上するため、不明</p>
	城 南 町
	<p>○納期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税 4月1日～同月30日 ・集合税（個人町民税・固定資産税・国保税） <ul style="list-style-type: none"> (町内) 第1期 6月1日～同月30日 第2期 7月1日～同月31日 第3期 8月1日～同月31日 第4期 9月1日～同月30日 第5期 10月1日～同月31日 第6期 11月1日～同月30日 第7期 12月1日～同月28日 第8期 1月1日～同月31日 第9期 2月1日～同月28日 第10期 3月1日～同月31日 (町外) 第1期 6月1日～同月30日 第4期 9月1日～同月30日 第7期 12月1日～同月28日 第10期 3月1日～同月31日 <p>○納付書 町内 毎月送付 町外 当初一括発送</p> <p>○経費（納付書等印刷代を含む） 平成17年度決算 5,659千円 平成18年度決算 4,901千円 平成19年度決算 5,328千円</p>
相 違 点 と 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本市は各税4期の納期、城南町は集合税のため10期の納期となっており、統一する必要がある。

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

協議項目	2 納税関係事業	小項目名	02 コンビニエンスストアでの市税収納
協議内容	コンビニ収納の実施について、どのように取り扱うのか。		
合併協議会協議結果 (調整方針)	新市の事業として継続する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>○コンビニエンスストアで収納できる税目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 軽自動車税 → H19 年度課税分から実施 ・ 市県民税、固定資産税 → H20 年度課税分から実施 <p>○利用可能店舗 約 4 万店舗 (全国利用可)</p> <p>○収納委託手数料 (19 年度) 57.75 円/1 件 (税込)</p> <p>○事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 18 年度決算 32,165 千円 ・ 平成 19 年度決算 40,745 千円 <p>※軽自動車税納入件数 54,976 件 (全体の 28.3%)</p>	※未実施
相 違 点 と 課 題	<p>・ コンビニ収納の実施の有無について差異がある。</p>	

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

協議項目	2 納税関係事業	小項目名	03 所得税及び住民税の申告・相談
協議内容	所得税及び住民税の申告・相談について		
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>○申告・相談受付時期と場所（H20 年度課税分）</p> <p>・ 所得税 （1月30日～2月29日中延べ5日間） 西部市民センター・河内、北部総合支所の3ヶ所で開催。</p> <p>（3月3日～3月17日） 税務署申告センターで開催。</p> <p>※下記住民税申告期間においても、各市民センターなど13会場で確定申告書収支計算済分の提出は可能。</p> <p>・ 住民税 （1月30日～2月29日中延べ34日間） 4 総合支所及び各市民センターなど13会場で開催。</p> <p>（3月3日～3月17日） 市庁舎内会場（2F 資産税課前）で開催。</p> <p>○申告書等の発送 前年度の住民税申告実績者へ発送。</p> <p>○申告相談の対応（内容） 住民税申告及び確定申告は、市民税課職員・税務署職員及び税理士がそれぞれ申告者と直接対応し、記載指導を行う。</p> <p>○対応職員数 市民税課職員 28名 市庁舎を除く13会場のうち10会場については、西・東税務署職員及び税理士の応援有。</p>	<p>○申告・相談受付時期と場所（H20 年度課税分）</p> <p>・ 所得税・住民税 （2月15日～3月17日） 役場庁舎大会議室で開催。</p> <p>課税支援システム8台設置 給報及び年金データを事前に入力している。</p> <p>○申告書等の発送 地区ごとにスケジュールを組み、お知らせを全戸配布。また、広報誌及びホームページで日程の周知を行う。 前年度申告実績者への申告書の事前発送は行っていない。</p> <p>○申告相談の対応（内容） 住民税申告及び確定申告は、税務課職員が申告者と直接対応し、記載指導を行うとともに、課税支援システムにデータを入力し申告書を出力する。</p> <p>○対応職員数 税務課職員12名及び保険課職員2名で、8人体制を作り対応する。また、申告相談受付として臨時職員2名配置。</p>
相 違 点 と 課 題	<p>・ 課税支援システム活用の有無について差異がある。</p> <p>・ 城南町の課税支援システムによる従来の申告事務のあり方については、住民への周知など対応策を検討する必要がある。</p>	

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

協議項目	2 納税関係事業	小項目名	04 軽自動車標識交付及び廃車
------	----------	------	-----------------

協議内容	課税標識について
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。ただし、電算システム統合までの間、必要な経過措置を設ける。城南町において交付済みの標識は、合併後も有効なものとし、熊本市の標識への交換は無料とする。

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○軽自動車標識交付・廃車及び証明 ・軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書(原動機付自転車・小型特殊自動車) ・軽自動車税廃車申告書兼標識返納書(原動機付自転車・小型特殊自動車) ・軽自動車税課税物件異動通知書 ・軽自動車税(原動機付自転車・小型特殊自動車)課税台帳記載事項証明願 	<ul style="list-style-type: none"> ○軽自動車標識交付・廃車及び証明 ・軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書(原動機付自転車・小型特殊自動車) ・軽自動車税廃車申告書兼標識返納書(原動機付自転車・小型特殊自動車) ・軽自動車税課税物件異動通知書 ・軽自動車税(原動機付自転車・小型特殊自動車)課税台帳記載事項証明願
相 違 点 と 課 題	<p>申告書、申請書、課税標識、証明書等の様式を統一する必要がある。</p> <p>交付済み標識の取り扱いを検討する必要がある。</p>	

協議第18号

市民生活関係事業について（その1）

市民生活関係事業について承認を求める。

平成21年1月29日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸山政史

市民生活関係事業について

- 1 町名・字名の取扱いのうち、熊本市の区域内の町名は現行どおりとし、城南町の区域内の町名は「下益城郡城南町」を「熊本市城南町」に置き換え、現行の大字名から「大字」の文字を削除する。
- 2 ~~交通安全協会については、熊本市の例に統一する。ただし、城南町の警察管轄区域（宇城警察署）が現状のままであった場合は検討を行う。~~
交通安全協会については、5年間は現行の活動費を維持するため助成を行う。その後は、熊本市の例に統一する。
- 3 交通傷害保険については、熊本市の事業終了に伴い廃止する。
- 4 次の事業等については、5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。
 - ・交通指導員の報酬
 - ・社会教育関係団体（フレンドシップクラブ）への補助金
- 5 地域公民館（社会教育施設）への補助金については、熊本市の例に統一する。
- 6 社会教育関係団体（地域婦人会連絡協議会）への補助金については、5年間現行のとおり継続し、その後の取り扱いについては、関係団体で協議調整を行うものとする。

次頁へ続く

7 地域コミュニティセンター運営・建設事業については、新市の事業として継続する。

8 ~~自衛隊父兄会補助金については、組織を熊本市の自衛隊父兄会に統合し、補助金は廃止する。~~

自衛隊父兄会補助金については、5年間現行のとおり継続し、その後の取り扱いについては、関係団体で協議調整を行うものとする。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧(18 市民生活関係事業)

事業項目	枝番号	協 議 項 目	作業部会名	提案	承認／継続	備考
1 町名・字名の取扱い						
	01	町名・字名の取扱い	市民生活部会	第3回		
2 交通関係事業の取扱い						
	01	交通安全協会	市民生活部会	第3回		
	02	交通傷害保険	市民生活部会	第3回		
	03	交通指導員	市民生活部会	第3回		
3 教育関係事業の取扱い						
	01	地域公民館(社会教育施設)への補助金	市民生活部会	第3回		
	02	社会教育関係団体への補助金(地域づくり関係)	市民生活部会	第3回		
	03	社会教育関係団体への補助金(文化国際関係)	市民生活部会	第3回		
4 その他の事業の取扱い						
	01	地域コミュニティセンター運営・建設事業	市民生活部会	第3回		
	02	自衛隊父兄会補助金	市民生活部会	第3回		
行政連絡機構の取扱い						
		行政区・区長組織等(行政連絡員制度)	市民生活部会	次回以降提案		
交通関係事業の取扱い						
		交通遺児対策	市民生活部会			
		交通安全運動	市民生活部会			
		交通安全教育	市民生活部会			
		交通事故相談所	市民生活部会			
		自転車対策	市民生活部会			
		違法駐車対策	市民生活部会			
		暴走族根絶対策	市民生活部会			
窓口業務の取扱い						
		印鑑登録事務	市民生活部会			
		住民基本台帳カード交付事務	市民生活部会			
		各種証明書の発行及び異動手続き処理	市民生活部会			
		市民サービス屋窓口等	市民生活部会			
		住基・戸籍手数料	市民生活部会			
		市民センター	市民生活部会			
		総合支所	市民生活部会			
教育関係事業の取扱い						
		人材育成事業	市民生活部会	次回以降提案		
		自主文化事業	市民生活部会	次回以降提案		
		人権教育啓発推進事業	市民生活部会	次回以降提案		
		同和対策事業助成金等	市民生活部会	次回以降提案		
		火の君文化センター及び文化ホール管理運営事業	市民生活部会	次回以降提案		
		市民文化活動支援事業	市民生活部会			
		美術館管理運営事業	市民生活部会			
		美術品等収集事業	市民生活部会			
		市民会館管理運営事業	市民生活部会			
		市民会館施設整備経費	市民生活部会			
		友好姉妹都市	市民生活部会			
		サマーサイエンススクール学生派遣(ハ市)	市民生活部会			
		国際交流員招致事業	市民生活部会			
		国際交流促進事業	市民生活部会			
		国際交流会館管理運営事業	市民生活部会			
		隣保館連絡協議会	市民生活部会			
		ふれあい文化センター管理運営事業	市民生活部会			
		ふれあい文化センター地域福祉事業	市民生活部会			
その他の事業の取扱い						

防犯灯設置補助金	市民生活部会	次回以降提案		
防犯協会	市民生活部会	次回以降提案		
町内自治会活動支援事業	市民生活部会	次回以降提案		
行政広報施設補助金	市民生活部会	次回以降提案		
まちづくり活動支援事業	市民生活部会			
地縁団体	市民生活部会			
五福まちづくり交流センター管理運営事業	市民生活部会			
地籍調査実施状況	市民生活部会			
地籍調査の今後の計画	市民生活部会			
地籍管理の状況	市民生活部会			
数値情報化の計画	市民生活部会			
成果の管理	市民生活部会			
基準点の管理保護	市民生活部会			
地籍調査成果登記後の誤り等修正登記	市民生活部会			
手数料及びコピー代(地籍調査)	市民生活部会			
住居表示整備事業	市民生活部会			
健軍文化ホール管理運営事業	市民生活部会			
安全安心まちづくり推進	市民生活部会			
犯罪被害者支援	市民生活部会			
消費者センター	市民生活部会			
熊本市計量保全会助成	市民生活部会			
計量検査	市民生活部会			
男女共同参画推進啓発事業	市民生活部会			
DV民間シェルター補助金	市民生活部会			
社会参画支援事業	市民生活部会			
総合女性センター管理運営事業	市民生活部会			
総合女性センター施設整備事業	市民生活部会			
舞台業務管理運営事業	市民生活部会			
ボランティア活動推進事業	市民生活部会			
市民協働推進事業	市民生活部会			
人権相談	市民生活部会			

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 市民生活部会

協議項目	1 町名・字名の取扱い	小項目名	01 町名・字名の取扱い
協議内容	城南町区域の町名・字名の表示方法を協議する。		
合併協議会協議結果 (調整方針)	熊本市の区域内の町名は現行どおりとする。 城南町の区域内の町名は「下益城郡城南町」を「熊本市城南町」に置き換え、現行の大字名から「大字」の文字を削除する。		

制 度 比 較																																																																			
	熊 本 市	城 南 町																																																																	
市 町 別 内 容	熊本市（町名） 別添のとおり	城南町（大字）																																																																	
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 45%;">大字名</th> <th style="width: 50%;">フリガナ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ア</td> <td>赤見</td> <td>アカミ</td> </tr> <tr> <td>阿高</td> <td>アダカ</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">イ</td> <td>碓</td> <td>イカリ</td> </tr> <tr> <td>出水</td> <td>イズミ</td> </tr> <tr> <td>今吉野</td> <td>イマヨシノ</td> </tr> <tr> <td>ク</td> <td>隈庄</td> <td>クマノショウ</td> </tr> <tr> <td>サ</td> <td>坂野</td> <td>サカノ</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">シ</td> <td>沈目</td> <td>シズメ</td> </tr> <tr> <td>島田</td> <td>シマダ</td> </tr> <tr> <td>下宮地</td> <td>シモミヤジ</td> </tr> <tr> <td>陳内</td> <td>ジンナイ</td> </tr> <tr> <td>タ</td> <td>高</td> <td>タカ</td> </tr> <tr> <td>チ</td> <td>千町</td> <td>チマチ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ツ</td> <td>築地</td> <td>ツイジ</td> </tr> <tr> <td>塚原</td> <td>ツカワラ</td> </tr> <tr> <td>ナ</td> <td>永</td> <td>ナガ</td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>丹生宮</td> <td>ニウノミヤ</td> </tr> <tr> <td>ヒ</td> <td>東阿高</td> <td>ヒガシアダカ</td> </tr> <tr> <td>フ</td> <td>藤山</td> <td>フジャマ</td> </tr> <tr> <td>マ</td> <td>舞原</td> <td>マイノハラ</td> </tr> <tr> <td>ミ</td> <td>宮地</td> <td>ミヤジ</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>六田</td> <td>ロクタ</td> </tr> <tr> <td>ワ</td> <td>鰐瀬</td> <td>ワニゼ</td> </tr> </tbody> </table>			大字名	フリガナ	ア	赤見	アカミ	阿高	アダカ	イ	碓	イカリ	出水	イズミ	今吉野	イマヨシノ	ク	隈庄	クマノショウ	サ	坂野	サカノ	シ	沈目	シズメ	島田	シマダ	下宮地	シモミヤジ	陳内	ジンナイ	タ	高	タカ	チ	千町	チマチ	ツ	築地	ツイジ	塚原	ツカワラ	ナ	永	ナガ	ニ	丹生宮	ニウノミヤ	ヒ	東阿高	ヒガシアダカ	フ	藤山	フジャマ	マ	舞原	マイノハラ	ミ	宮地	ミヤジ	ロ	六田	ロクタ	ワ	鰐瀬
	大字名	フリガナ																																																																	
ア	赤見	アカミ																																																																	
	阿高	アダカ																																																																	
イ	碓	イカリ																																																																	
	出水	イズミ																																																																	
	今吉野	イマヨシノ																																																																	
ク	隈庄	クマノショウ																																																																	
サ	坂野	サカノ																																																																	
シ	沈目	シズメ																																																																	
	島田	シマダ																																																																	
	下宮地	シモミヤジ																																																																	
	陳内	ジンナイ																																																																	
タ	高	タカ																																																																	
チ	千町	チマチ																																																																	
ツ	築地	ツイジ																																																																	
	塚原	ツカワラ																																																																	
ナ	永	ナガ																																																																	
ニ	丹生宮	ニウノミヤ																																																																	
ヒ	東阿高	ヒガシアダカ																																																																	
フ	藤山	フジャマ																																																																	
マ	舞原	マイノハラ																																																																	
ミ	宮地	ミヤジ																																																																	
ロ	六田	ロクタ																																																																	
ワ	鰐瀬	ワニゼ																																																																	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>例：下益城郡城南町大字赤見●●番地▲</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>熊本市城南町赤見●●番地▲</p> </div>																																																																		
相 違 点 と 課 題	合併後、城南町住民の混乱を招かないよう、町名・字名を残す方向で検討する必要がある。																																																																		

熊本市町名一覧

	町名	フリガナ	
ア	会富町	アイドミマチ	
	秋津一丁目	アキツ一丁目	
	秋津二丁目	アキツ二丁目	
	秋津三丁目	アキツ三丁目	
	秋津新町	アキツシンマチ	
	秋津町秋田	アキツマチアキタ	
	秋津町沼山津	アキツマチヌヤマヅ	
	麻生田一丁目	アソウダ一丁目	
	麻生田二丁目	アソウダ二丁目	
	麻生田三丁目	アソウダ三丁目	
	麻生田四丁目	アソウダ四丁目	
	麻生田五丁目	アソウダ五丁目	
	荒尾町	アラオマチ	
	荒尾一丁目	アラオ一丁目	
	荒尾二丁目	アラオ二丁目	
	荒尾三丁目	アラオ三丁目	
	改寄町	アラキマチ	
	安政町	アンセイマチ	
	イ	井川淵町	イガワブチマチ
		池亀町	イケガメマチ
池田一丁目		イケダ一丁目	
池田二丁目		イケダ二丁目	
池田三丁目		イケダ三丁目	
池田四丁目		イケダ四丁目	
池上町		イケノウエマチ	
石原一丁目		イシワラ一丁目	
石原二丁目		イシワラ二丁目	
石原三丁目		イシワラ三丁目	
石原町		イシワラマチ	
和泉町		イズミマチ	
出水一丁目		イズミ一丁目	
出水二丁目		イズミ二丁目	
出水三丁目		イズミ三丁目	
出水四丁目		イズミ四丁目	
出水五丁目		イズミ五丁目	
出水六丁目		イズミ六丁目	
出水七丁目		イズミ七丁目	
出水八丁目		イズミ八丁目	
板屋町		イタヤマチ	
出仲間一丁目		イデナカマ一丁目	
出仲間二丁目		イデナカマ二丁目	
出仲間三丁目		イデナカマ三丁目	
出仲間四丁目		イデナカマ四丁目	
出仲間五丁目		イデナカマ五丁目	
出仲間六丁目		イデナカマ六丁目	
出仲間七丁目		イデナカマ七丁目	
出仲間八丁目		イデナカマ八丁目	
出仲間九丁目		イデナカマ九丁目	
今町		イママチ	
ウ		魚屋町一丁目	ウオヤマチ一丁目
	魚屋町二丁目	ウオヤマチ二丁目	
	魚屋町三丁目	ウオヤマチ三丁目	
	兎谷一丁目	ウサギダニ一丁目	
	兎谷二丁目	ウサギダニ二丁目	
	兎谷三丁目	ウサギダニ三丁目	
	海路口町	ウジグチマチ	
	薄場町	ウスバマチ	
	薄場一丁目	ウスバ一丁目	
	薄場二丁目	ウスバ二丁目	
	小峯二丁目	オミネ二丁目	

	町名	フリガナ
ウ	薄場三丁目	ウスバ三丁目
	打越町	ウチゴシマチ
	内田町	ウチダマチ
	内坪井町	ウチツボイマチ
エ	江越一丁目	エゴエ一丁目
	江越二丁目	エゴエ二丁目
	画図東一丁目	エズヒガシ一丁目
	画図東二丁目	エズヒガシ二丁目
	画図町大字上無田	エズマチオオアザカミムタ
	画図町大字重富	エズマチオオアザシゲドミ
	画図町大字下無田	エズマチオオアザシモムタ
	画図町大字下江津	エズマチオオアザシモエヅ
	画図町大字所島	エズマチオオアザトコロジマ
	江津一丁目	エヅ一丁目
	江津二丁目	エヅ二丁目
	江津三丁目	エヅ三丁目
	江津四丁目	エヅ四丁目
	榎町	エノキマチ
オ	大江本町	オオエホンマチ
	大江一丁目	オオエ一丁目
	大江二丁目	オオエ二丁目
	大江三丁目	オオエ三丁目
	大江四丁目	オオエ四丁目
	大江五丁目	オオエ五丁目
	大江六丁目	オオエ六丁目
	大窪一丁目	オオクボ一丁目
	大窪二丁目	オオクボ二丁目
	大窪三丁目	オオクボ三丁目
	大窪四丁目	オオクボ四丁目
	大窪五丁目	オオクボ五丁目
	大島居町	オオトリイマチ
	岡田町	オカダマチ
	沖新町	オキシマチ
	奥古閑町	オクコガマチ
	小島一丁目	オシマ一丁目
	小島二丁目	オシマ二丁目
	小島三丁目	オシマ三丁目
	小島四丁目	オシマ四丁目
	小島五丁目	オシマ五丁目
	小島六丁目	オシマ六丁目
	小島七丁目	オシマ七丁目
	小島八丁目	オシマ八丁目
	小島九丁目	オシマ九丁目
	小島上町	オシマカミマチ
	小島下町	オシマシモマチ
	尾ノ上一丁目	オノウエ一丁目
	尾ノ上二丁目	オノウエ二丁目
	尾ノ上三丁目	オノウエ三丁目
	尾ノ上四丁目	オノウエ四丁目
	帯山一丁目	オビヤマ一丁目
帯山二丁目	オビヤマ二丁目	
帯山三丁目	オビヤマ三丁目	
帯山四丁目	オビヤマ四丁目	
帯山五丁目	オビヤマ五丁目	
帯山六丁目	オビヤマ六丁目	
帯山七丁目	オビヤマ七丁目	
帯山八丁目	オビヤマ八丁目	
帯山九丁目	オビヤマ九丁目	
小峯一丁目	オミネ一丁目	
川尻四丁目	カワシリ四丁目	

熊本市町名一覧

	町名	フリガナ
	小峯三丁目	オミネ 三ちょうメ
	小峯四丁目	オミネ 四ちょうメ
	小山一丁目	オヤマ一ちょうメ
	小山二丁目	オヤマ二ちょうメ
	小山三丁目	オヤマ三ちょうメ
	小山四丁目	オヤマ四ちょうメ
	小山五丁目	オヤマ五ちょうメ
	小山六丁目	オヤマ六ちょうメ
	小山七丁目	オヤマ七ちょうメ
	小山町	オヤママチ
カ	鹿埴瀬町	カキゼマチ
	梶尾町	カジオマチ
	鍛冶屋町	カジヤマチ
	春日一丁目	カスガ 一ちょうメ
	春日二丁目	カスガ 二ちょうメ
	春日三丁目	カスガ 三ちょうメ
	春日四丁目	カスガ 四ちょうメ
	春日五丁目	カスガ 五ちょうメ
	春日六丁目	カスガ 六ちょうメ
	春日七丁目	カスガ 七ちょうメ
	春日八丁目	カスガ 八ちょうメ
	鹿子木町	カノコギマチ
	釜尾町	カマオマチ
	上鍛冶屋町	カミカジヤマチ
	上京塚町	カミキョウヅカマチ
	上熊本一丁目	カミクマモト 一ちょうメ
	上熊本二丁目	カミクマモト 二ちょうメ
	上熊本三丁目	カミクマモト 三ちょうメ
	上水前寺一丁目	カミスイゼンジ 一ちょうメ
	上水前寺二丁目	カミスイゼンジ 二ちょうメ
	上高橋一丁目	カミタカハシ 一ちょうメ
	上高橋二丁目	カミタカハシ 二ちょうメ
	上代一丁目	カミダイ 一ちょうメ
	上代二丁目	カミダイ 二ちょうメ
	上代三丁目	カミダイ 三ちょうメ
	上代四丁目	カミダイ 四ちょうメ
	上代五丁目	カミダイ 五ちょうメ
	上代六丁目	カミダイ 六ちょうメ
	上代七丁目	カミダイ 七ちょうメ
	上代八丁目	カミダイ 八ちょうメ
	上代九丁目	カミダイ 九ちょうメ
	上代十丁目	カミダイ 十ちょうメ
	上通町	カミトオリチョウ
	上南部一丁目	カミナベ 一ちょうメ
	上南部二丁目	カミナベ 二ちょうメ
	上南部三丁目	カミナベ 三ちょうメ
	上南部四丁目	カミナベ 四ちょうメ
	上南部町	カミナベマチ
	上ノ郷一丁目	カミノゴウ 一ちょうメ
	上ノ郷二丁目	カミノゴウ 二ちょうメ
	上林町	カミバヤシマチ
	辛島町	カラシマチョウ
	刈草一丁目	カリクサ 一ちょうメ
	刈草二丁目	カリクサ 二ちょうメ
	刈草三丁目	カリクサ 三ちょうメ
	川口町	カワグチマチ
	川尻一丁目	カワシリ 一ちょうメ
	川尻二丁目	カワシリ 二ちょうメ
	川尻三丁目	カワシリ 三ちょうメ
コ	幸田一丁目	コウダ 一ちょうメ
	幸田二丁目	コウダ 二ちょうメ

	町名	フリガナ
	川尻五丁目	カワシリ 五ちょうメ
	川尻六丁目	カワシリ 六ちょうメ
	河内町大多尾	カワチマチオオタオ
	河内町面木	カワチマチオモノギ
	河内町河内	カワチマチカワチ
	河内町白浜	カワチマチシラハマ
	河内町岳	カワチマチタケ
	河内町東門寺	カワチマチトウモンジ
	河内町野出	カワチマチノイデ
	河内町船津	カワチマチフナツ
	川端町	カワバタマチ
	河原町	カワラマチ
キ	北迫町	キタザコマチ
	北千反畑町	キタセンダンバタマチ
	京塚本町	キョウヅカホンマチ
	京町一丁目	キョウマチ 一ちょうメ
	京町二丁目	キョウマチ 二ちょうメ
	京町本丁	キョウマチホンチョウ
ク	草葉町	クサバチョウ
	楠一丁目	クスノキ 一ちょうメ
	楠二丁目	クスノキ 二ちょうメ
	楠三丁目	クスノキ 三ちょうメ
	楠四丁目	クスノキ 四ちょうメ
	楠五丁目	クスノキ 五ちょうメ
	楠六丁目	クスノキ 六ちょうメ
	楠七丁目	クスノキ 七ちょうメ
	楠八丁目	クスノキ 八ちょうメ
	楠野町	クスノマチ
	九品寺一丁目	クホンジ 一ちょうメ
	九品寺二丁目	クホンジ 二ちょうメ
	九品寺三丁目	クホンジ 三ちょうメ
	九品寺四丁目	クホンジ 四ちょうメ
	九品寺五丁目	クホンジ 五ちょうメ
	九品寺六丁目	クホンジ 六ちょうメ
	黒髪一丁目	クロカミ 一ちょうメ
	黒髪二丁目	クロカミ 二ちょうメ
	黒髪三丁目	クロカミ 三ちょうメ
	黒髪四丁目	クロカミ 四ちょうメ
	黒髪五丁目	クロカミ 五ちょうメ
	黒髪六丁目	クロカミ 六ちょうメ
	黒髪七丁目	クロカミ 七ちょうメ
	黒髪八丁目	クロカミ 八ちょうメ
	黒髪町大字坪井	クロカミマチオオアザツボイ
	神水本町	クワミズホンマチ
	神水一丁目	クワミズ 一ちょうメ
	神水二丁目	クワミズ 二ちょうメ
ケ	慶徳堀町	ケイトクボリマチ
	健軍本町	ケンゲンホンマチ
	健軍一丁目	ケンゲン 一ちょうメ
	健軍二丁目	ケンゲン 二ちょうメ
	健軍三丁目	ケンゲン 三ちょうメ
	健軍四丁目	ケンゲン 四ちょうメ
	健軍五丁目	ケンゲン 五ちょうメ
コ	小糸山町	コイトヤママチ
	神園一丁目	コウヅノ 一ちょうメ
	神園二丁目	コウヅノ 二ちょうメ
サ	三郎二丁目	サブロウ 二ちょうメ

熊本市町名一覧

	町名	フリガナ
	紺屋阿弥陀寺町	コウヤアマミダジマチ
	紺屋今町	コウヤイママチ
	紺屋町一丁目	コウヤマチ 一ちょうメ
	紺屋町二丁目	コウヤマチ 二ちょうメ
	紺屋町三丁目	コウヤマチ 三ちょうメ
	子飼本町	コカイホンマチ
	国府本町	コクブホンマチ
	国府一丁目	コクブ 一ちょうメ
	国府二丁目	コクブ 二ちょうメ
	国府三丁目	コクブ 三ちょうメ
	国府四丁目	コクブ 四ちょうメ
	小沢町	コザワマチ
	古城町	コジョウマチ
	壺川一丁目	コセン 一ちょうメ
	壺川二丁目	コセン 二ちょうメ
	湖東一丁目	コトウ 一ちょうメ
	湖東二丁目	コトウ 二ちょうメ
	湖東三丁目	コトウ 三ちょうメ
	琴平本町	コトヒラホンマチ
	琴平一丁目	コトヒラ 一ちょうメ
	琴平二丁目	コトヒラ 二ちょうメ
	米屋町一丁目	コメヤマチ 一ちょうメ
	米屋町二丁目	コメヤマチ 二ちょうメ
	米屋町三丁目	コメヤマチ 三ちょうメ
ゴ	合志一丁目	ゴウシ 一ちょうメ
	合志二丁目	ゴウシ 二ちょうメ
	合志三丁目	ゴウシ 三ちょうメ
	合志四丁目	ゴウシ 四ちょうメ
	呉服町一丁目	ゴフクマチ 一ちょうメ
	呉服町二丁目	ゴフクマチ 二ちょうメ
	呉服町三丁目	ゴフクマチ 三ちょうメ
	御領一丁目	ゴリョウ 一ちょうメ
	御領二丁目	ゴリョウ 二ちょうメ
	御領三丁目	ゴリョウ 三ちょうメ
	御領四丁目	ゴリョウ 四ちょうメ
	御領五丁目	ゴリョウ 五ちょうメ
	御領六丁目	ゴリョウ 六ちょうメ
	御領七丁目	ゴリョウ 七ちょうメ
	御領八丁目	ゴリョウ 八ちょうメ
	護藤町	ゴンドウマチ
サ	細工町一丁目	サイクマチ 一ちょうメ
	細工町二丁目	サイクマチ 二ちょうメ
	細工町三丁目	サイクマチ 三ちょうメ
	細工町四丁目	サイクマチ 四ちょうメ
	細工町五丁目	サイクマチ 五ちょうメ
	栄町	サカエマチ
	桜町	サクラマチ
	桜木一丁目	サクラギ 一ちょうメ
	桜木二丁目	サクラギ 二ちょうメ
	桜木三丁目	サクラギ 三ちょうメ
	桜木四丁目	サクラギ 四ちょうメ
	桜木五丁目	サクラギ 五ちょうメ
	桜木六丁目	サクラギ 六ちょうメ
	佐土原一丁目	サドワラ 一ちょうメ
	佐土原二丁目	サドワラ 二ちょうメ
	佐土原三丁目	サドワラ 三ちょうメ
	三郎一丁目	サブロウ 一ちょうメ
シ	新生一丁目	シンセイ 一ちょうメ
	新生二丁目	シンセイ 二ちょうメ
	新土河原一丁目	シントガワラ 一ちょうメ

	町名	フリガナ
シ	島崎一丁目	シマサキ 一ちょうメ
	島崎二丁目	シマサキ 二ちょうメ
	島崎三丁目	シマサキ 三ちょうメ
	島崎四丁目	シマサキ 四ちょうメ
	島崎五丁目	シマサキ 五ちょうメ
	島崎六丁目	シマサキ 六ちょうメ
	島崎七丁目	シマサキ 七ちょうメ
	島町一丁目	シママチ 一ちょうメ
	島町二丁目	シママチ 二ちょうメ
	島町三丁目	シママチ 三ちょうメ
	島町四丁目	シママチ 四ちょうメ
	島町五丁目	シママチ 五ちょうメ
	清水岩倉一丁目	シミズイワクラ 一ちょうメ
	清水岩倉二丁目	シミズイワクラ 二ちょうメ
	清水岩倉三丁目	シミズイワクラ 三ちょうメ
	清水亀井町	シミズカメイマチ
	清水東町	シミズヒガシマチ
	清水本町	シミズホンマチ
	清水町大字打越	シミズマチオオアザウチゴシ
	清水町大字松崎	シミズマチオオアザマツザキ
	清水町大字室園	シミズマチオオアザムロソノ
	清水新地一丁目	シミズシンチ 一ちょうメ
	清水新地二丁目	シミズシンチ 二ちょうメ
	清水新地三丁目	シミズシンチ 三ちょうメ
	清水新地四丁目	シミズシンチ 四ちょうメ
	清水新地五丁目	シミズシンチ 五ちょうメ
	清水新地六丁目	シミズシンチ 六ちょうメ
	清水新地七丁目	シミズシンチ 七ちょうメ
	清水万石一丁目	シミズマンゴク 一ちょうメ
	清水万石二丁目	シミズマンゴク 二ちょうメ
	清水万石三丁目	シミズマンゴク 三ちょうメ
	清水万石四丁目	シミズマンゴク 四ちょうメ
	清水万石五丁目	シミズマンゴク 五ちょうメ
	下江津一丁目	シモエツ 一ちょうメ
	下江津二丁目	シモエツ 二ちょうメ
	下江津三丁目	シモエツ 三ちょうメ
	下江津四丁目	シモエツ 四ちょうメ
	下江津五丁目	シモエツ 五ちょうメ
	下江津六丁目	シモエツ 六ちょうメ
	下江津七丁目	シモエツ 七ちょうメ
	下江津八丁目	シモエツ 八ちょうメ
	下硯川町	シモスズリカワマチ
	下通一丁目	シモトオリ 一ちょうメ
	下通二丁目	シモトオリ 二ちょうメ
	下南部一丁目	シモナベ 一ちょうメ
	下南部二丁目	シモナベ 二ちょうメ
	下南部三丁目	シモナベ 三ちょうメ
	昭和町	ショウワマチ
	白藤一丁目	シラフジ 一ちょうメ
	白藤二丁目	シラフジ 二ちょうメ
	白藤三丁目	シラフジ 三ちょうメ
	白藤四丁目	シラフジ 四ちょうメ
	白藤五丁目	シラフジ 五ちょうメ
	白石町	シロイシマチ
	新大江一丁目	シンオオエ 一ちょうメ
	新大江二丁目	シンオオエ 二ちょうメ
	新大江三丁目	シンオオエ 三ちょうメ
	新鍛冶屋町	シンカジヤマチ
	新市街	シンシガイ
ス	砂原町	スナハラマチ
セ	船場町下一丁目	センバマチシモ 一ちょうメ

熊本市町名一覧

	町名	フリガナ
	新土河原二丁目	シントガワラ ニチョウメ
	新南部一丁目	シンナベ 一チョウメ
	新南部二丁目	シンナベ ニチョウメ
	新南部三丁目	シンナベ 三チョウメ
	新南部四丁目	シンナベ 四チョウメ
	新南部五丁目	シンナベ 五チョウメ
	新南部六丁目	シンナベ 六チョウメ
	新外一丁目	シンホカ 一チョウメ
	新外二丁目	シンホカ ニチョウメ
	新外三丁目	シンホカ 三チョウメ
	新外四丁目	シンホカ 四チョウメ
	新町一丁目	シンマチ 一チョウメ
	新町二丁目	シンマチ ニチョウメ
	新町三丁目	シンマチ 三チョウメ
	新町四丁目	シンマチ 四チョウメ
	新港一丁目	シンミナト 一チョウメ
	新港二丁目	シンミナト ニチョウメ
	新屋敷一丁目	シンヤシキ 一チョウメ
	新屋敷二丁目	シンヤシキ ニチョウメ
	新屋敷三丁目	シンヤシキ 三チョウメ
ジ	十禅寺町	ジュウゼンジマチ
	十禅寺一丁目	ジュウゼンジ 一チョウメ
	十禅寺二丁目	ジュウゼンジ ニチョウメ
	十禅寺三丁目	ジュウゼンジ 三チョウメ
	城山上代町	ジョウザンカミダイマチ
	城山大塘一丁目	ジョウザンオオドモ 一チョウメ
	城山大塘二丁目	ジョウザンオオドモ ニチョウメ
	城山大塘三丁目	ジョウザンオオドモ 三チョウメ
	城山大塘四丁目	ジョウザンオオドモ 四チョウメ
	城山大塘五丁目	ジョウザンオオドモ 五チョウメ
	城山大塘六丁目	ジョウザンオオドモ 六チョウメ
	城山大塘七丁目	ジョウザンオオドモ 七チョウメ
	城山下代一丁目	ジョウザンシモダイ 一チョウメ
	城山下代二丁目	ジョウザンシモダイ ニチョウメ
	城山下代三丁目	ジョウザンシモダイ 三チョウメ
	城山下代四丁目	ジョウザンシモダイ 四チョウメ
	城山下代五丁目	ジョウザンシモダイ 五チョウメ
	城山半田一丁目	ジョウザンハンタ 一チョウメ
	城山半田二丁目	ジョウザンハンタ ニチョウメ
	城山半田三丁目	ジョウザンハンタ 三チョウメ
	城山半田四丁目	ジョウザンハンタ 四チョウメ
	城山薬師一丁目	ジョウザンヤクシ 一チョウメ
	城山薬師二丁目	ジョウザンヤクシ ニチョウメ
	城東町	ジョウトウマチ
ス	水源一丁目	スイゲン 一チョウメ
	水源二丁目	スイゲン ニチョウメ
	水前寺一丁目	スイゼンジ 一チョウメ
	水前寺二丁目	スイゼンジ ニチョウメ
	水前寺三丁目	スイゼンジ 三チョウメ
	水前寺四丁目	スイゼンジ 四チョウメ
	水前寺五丁目	スイゼンジ 五チョウメ
	水前寺六丁目	スイゼンジ 六チョウメ
	水前寺公園	スイゼンジコウエン
	水道町	スイドウチョウ
	菅原町	スガワラマチ
	硯川町	スズリカワマチ
ソ	月出一丁目	ツキデ 一チョウメ
	月出二丁目	ツキデ ニチョウメ
	月出三丁目	ツキデ 三チョウメ
	月出四丁目	ツキデ 四チョウメ

	町名	フリガナ
	船場町二丁目	センバマチ ニチョウメ
	船場町三丁目	センバマチ 三チョウメ
	銭塘町	ゼンドモマチ
タ	高橋町一丁目	タカハシマチ 一チョウメ
	高橋町二丁目	タカハシマチ ニチョウメ
	高平一丁目	タカヒラ 一チョウメ
	高平二丁目	タカヒラ ニチョウメ
	高平三丁目	タカヒラ 三チョウメ
	田崎町	タサキマチ
	田崎本町	タサキホンマチ
	田崎一丁目	タサキ 一チョウメ
	田崎二丁目	タサキ ニチョウメ
	田崎三丁目	タサキ 三チョウメ
	龍田一丁目	タツダ 一チョウメ
	龍田二丁目	タツダ ニチョウメ
	龍田三丁目	タツダ 三チョウメ
	龍田四丁目	タツダ 四チョウメ
	龍田五丁目	タツダ 五チョウメ
	龍田六丁目	タツダ 六チョウメ
	龍田七丁目	タツダ 七チョウメ
	龍田八丁目	タツダ 八チョウメ
	龍田九丁目	タツダ 九チョウメ
	龍田陳内一丁目	タツダジンナイ 一チョウメ
	龍田陳内二丁目	タツダジンナイ ニチョウメ
	龍田陳内三丁目	タツダジンナイ 三チョウメ
	龍田陳内四丁目	タツダジンナイ 四チョウメ
	龍田弓削一丁目	タツダユゲ 一チョウメ
	龍田弓削二丁目	タツダユゲ ニチョウメ
	龍田町弓削	タツダマチュゲ
	谷尾崎町	タニオザキマチ
	田迎一丁目	タムカエ 一チョウメ
	田迎二丁目	タムカエ ニチョウメ
	田迎三丁目	タムカエ 三チョウメ
	田迎四丁目	タムカエ 四チョウメ
	田迎五丁目	タムカエ 五チョウメ
	田迎六丁目	タムカエ 六チョウメ
	田井島一丁目	タイノシマ 一チョウメ
	田井島二丁目	タイノシマ ニチョウメ
	田井島三丁目	タイノシマ 三チョウメ
	田迎町大字田井島	タムカエマチオオアザタイノシマ
	田迎町大字良町	タムカエマチオオアザヤマチ
	太郎迫町	タロウザコマチ
	段山本町	ダニヤマホンマチ
チ	近見一丁目	チカミ 一チョウメ
	近見二丁目	チカミ ニチョウメ
	近見三丁目	チカミ 三チョウメ
	近見四丁目	チカミ 四チョウメ
	近見五丁目	チカミ 五チョウメ
	近見六丁目	チカミ 六チョウメ
	近見七丁目	チカミ 七チョウメ
	近見八丁目	チカミ 八チョウメ
	近見九丁目	チカミ 九チョウメ
	近見町	チカミマチ
	千葉城町	チバジョウマチ
	中央街	チュウオウガイ
ト	富合町平原	トミアイマチヒラバル
	富合町廻江	トミアイマチマイノエ
	富合町南田尻	トミアイマチミナミタノシリ
	渡鹿一丁目	トロク 一チョウメ

熊本市町名一覧

	町名	フリガナ
	月出五丁目	ツキデ 五ちょうメ
	月出六丁目	ツキデ 六ちょうメ
	月出七丁目	ツキデ 七ちょうメ
	月出八丁目	ツキデ 八ちょうメ
	津浦町	ツノウラマチ
	坪井一丁目	ツボイ 一ちょうメ
	坪井二丁目	ツボイ 二ちょうメ
	坪井三丁目	ツボイ 三ちょうメ
	坪井四丁目	ツボイ 四ちょうメ
	坪井五丁目	ツボイ 五ちょうメ
	坪井六丁目	ツボイ 六ちょうメ
	鶴羽田町	ツルハダマチ
テ	手取本町	テトリホンチョウ
	出町	デマチ
ト	通町	トオリチョウ
	土河原町	トガワラマチ
	徳王町	トクオウマチ
	戸坂町	トサカマチ
	戸島西一丁目	トシマニシ 一ちょうメ
	戸島西二丁目	トシマニシ 二ちょうメ
	戸島西三丁目	トシマニシ 三ちょうメ
	戸島西四丁目	トシマニシ 四ちょうメ
	戸島西五丁目	トシマニシ 五ちょうメ
	戸島西六丁目	トシマニシ 六ちょうメ
	戸島西七丁目	トシマニシ 七ちょうメ
	戸島本町	トシマホンマチ
	戸島一丁目	トシマ 一ちょうメ
	戸島二丁目	トシマ 二ちょうメ
	戸島三丁目	トシマ 三ちょうメ
	戸島四丁目	トシマ 四ちょうメ
	戸島五丁目	トシマ 五ちょうメ
	戸島六丁目	トシマ 六ちょうメ
	戸島七丁目	トシマ 七ちょうメ
	戸島町	トシママチ
	鳶町一丁目	トビマチ 一ちょうメ
	鳶町二丁目	トビマチ 二ちょうメ
	富合町榎津	トミアイマチエノキヅ
	富合町大町	トミアイマチオオマチ
	富合町御船手	トミアイマチオフナテ
	富合町碓江	トミアイマチカキノエ
	富合町上杉	トミアイマチカミスギ
	富合町清藤	トミアイマチキヨフジ
	富合町木原	トミアイマチキワラ
	富合町小岩瀬	トミアイマチコイワセ
	富合町紗崎	トミアイマチコウザキ
	富合町古閑	トミアイマチコガ
	富合町国町	トミアイマチコクチョウ
	富合町菰江	トミアイマチコモノエ
	富合町三拾町	トミアイマチサンジツチョウ
	富合町志々水	トミアイマチシジミズ
	富合町釈迦堂	トミアイマチシャカドウ
	富合町新	トミアイマチシン
	富合町杉島	トミアイマチスギジマ
	富合町田尻	トミアイマチタノシリ
	富合町西田尻	トミアイマチニシタノシリ
ヌ	沼山津二丁目	ヌヤマヅ 二ちょうメ
	沼山津三丁目	ヌヤマヅ 三ちょうメ
	沼山津四丁目	ヌヤマヅ 四ちょうメ
ノ	野口町	ノグチマチ

	町名	フリガナ
	渡鹿二丁目	トロク 二ちょうメ
	渡鹿三丁目	トロク 三ちょうメ
	渡鹿四丁目	トロク 四ちょうメ
	渡鹿五丁目	トロク 五ちょうメ
	渡鹿六丁目	トロク 六ちょうメ
	渡鹿七丁目	トロク 七ちょうメ
	渡鹿八丁目	トロク 八ちょうメ
	渡鹿九丁目	トロク 九ちょうメ
ナ	中江町	ナカエマチ
	中島町	ナカシママチ
	中唐人町	ナカトウジンマチ
	中原町	ナカハラマチ
	中無田町	ナカムタマチ
	長嶺西一丁目	ナガミネニシ 一ちょうメ
	長嶺西二丁目	ナガミネニシ 二ちょうメ
	長嶺西三丁目	ナガミネニシ 三ちょうメ
	長嶺東一丁目	ナガミネヒガシ 一ちょうメ
	長嶺東二丁目	ナガミネヒガシ 二ちょうメ
	長嶺東三丁目	ナガミネヒガシ 三ちょうメ
	長嶺東四丁目	ナガミネヒガシ 四ちょうメ
	長嶺東五丁目	ナガミネヒガシ 五ちょうメ
	長嶺東六丁目	ナガミネヒガシ 六ちょうメ
	長嶺東七丁目	ナガミネヒガシ 七ちょうメ
	長嶺東八丁目	ナガミネヒガシ 八ちょうメ
	長嶺東九丁目	ナガミネヒガシ 九ちょうメ
	長嶺南一丁目	ナガミネナミ 一ちょうメ
	長嶺南二丁目	ナガミネナミ 二ちょうメ
	長嶺南三丁目	ナガミネナミ 三ちょうメ
	長嶺南四丁目	ナガミネナミ 四ちょうメ
	長嶺南五丁目	ナガミネナミ 五ちょうメ
	長嶺南六丁目	ナガミネナミ 六ちょうメ
	長嶺南七丁目	ナガミネナミ 七ちょうメ
	長嶺南八丁目	ナガミネナミ 八ちょうメ
	並建町	ナミタテマチ
ニ	西阿弥陀寺町	ニシアミダジマチ
	西梶尾町	ニシカジオマチ
	錦ヶ丘	ニシキガオカ
	西子飼町	ニシコカイマチ
	西唐人町	ニシトウジンマチ
	西原一丁目	ニシバル 一ちょうメ
	西原二丁目	ニシバル 二ちょうメ
	西原三丁目	ニシバル 三ちょうメ
	二の丸	ニノマル
	二本木一丁目	ニホンギ 一ちょうメ
	二本木二丁目	ニホンギ 二ちょうメ
	二本木三丁目	ニホンギ 三ちょうメ
	二本木四丁目	ニホンギ 四ちょうメ
	二本木五丁目	ニホンギ 五ちょうメ
	楡木一丁目	ニレノキ 一ちょうメ
	楡木二丁目	ニレノキ 二ちょうメ
	楡木三丁目	ニレノキ 三ちょうメ
	楡木四丁目	ニレノキ 四ちょうメ
	楡木五丁目	ニレノキ 五ちょうメ
	楡木六丁目	ニレノキ 六ちょうメ
ヌヒ	沼山津一丁目	ヌヤマヅ 一ちょうメ
	飛田一丁目	ヒダ 一ちょうメ
	飛田二丁目	ヒダ 二ちょうメ
	飛田三丁目	ヒダ 三ちょうメ
	飛田四丁目	ヒダ 四ちょうメ
	飛田町	ヒダマチ

熊本市町名一覧

	町名	フリガナ
	野口一丁目	ノグチ 一ちょうメ
	野口二丁目	ノグチ 二ちょうメ
	野口三丁目	ノグチ 三ちょうメ
	野口四丁目	ノグチ 四ちょうメ
	野田一丁目	ノダ 一ちょうメ
	野田二丁目	ノダ 二ちょうメ
	野田三丁目	ノダ 三ちょうメ
	野中一丁目	ノナカ 一ちょうメ
	野中二丁目	ノナカ 二ちょうメ
	野中三丁目	ノナカ 三ちょうメ
	乗越ヶ丘	ノリコシガオカ
ハ	萩原町	ハギワラマチ
	白山一丁目	ハクザン 一ちょうメ
	白山二丁目	ハクザン 二ちょうメ
	白山三丁目	ハクザン 三ちょうメ
	八景水谷一丁目	ハケノミヤ 一ちょうメ
	八景水谷二丁目	ハケノミヤ 二ちょうメ
	八景水谷三丁目	ハケノミヤ 三ちょうメ
	八景水谷四丁目	ハケノミヤ 四ちょうメ
	畠口町	ハタグチマチ
	八王寺町	ハチオウジマチ
	八反田一丁目	ハッタンド 一ちょうメ
	八反田二丁目	ハッタンド 二ちょうメ
	八反田三丁目	ハッタンド 三ちょうメ
	花園一丁目	ハナヅノ 一ちょうメ
	花園二丁目	ハナヅノ 二ちょうメ
	花園三丁目	ハナヅノ 三ちょうメ
	花園四丁目	ハナヅノ 四ちょうメ
	花園五丁目	ハナヅノ 五ちょうメ
	花園六丁目	ハナヅノ 六ちょうメ
	花園七丁目	ハナヅノ 七ちょうメ
	花立一丁目	ハナタテ 一ちょうメ
	花立二丁目	ハナタテ 二ちょうメ
	花立三丁目	ハナタテ 三ちょうメ
	花立四丁目	ハナタテ 四ちょうメ
	花立五丁目	ハナタテ 五ちょうメ
	花立六丁目	ハナタテ 六ちょうメ
	花畑町	ハナバタチョウ
	八分字町	ハフジマチ
	浜口町	ハマグチマチ
	春竹町大字春竹	ハルタケマチオオアザハルタケ
ヒ	稗田町	ヒエダマチ
	東町一丁目	ヒガシマチ 一ちょうメ
	東町二丁目	ヒガシマチ 二ちょうメ
	東町三丁目	ヒガシマチ 三ちょうメ
	東町四丁目	ヒガシマチ 四ちょうメ
	東阿弥陀寺町	ヒガシアミダジマチ
	東京塚町	ヒガシキョウヅカマチ
	東子飼町	ヒガシコカイマチ
	東本町	ヒガシホンマチ
	東野一丁目	ヒガシノ 一ちょうメ
	東野二丁目	ヒガシノ 二ちょうメ
	東野三丁目	ヒガシノ 三ちょうメ
	東野四丁目	ヒガシノ 四ちょうメ
ミ	南高江町	ミナミタカエマチ
	南坪井町	ミナミツボイマチ
	宮内	ミヤウチ
	御幸木部一丁目	ミユキキベ 一ちょうメ
	御幸木部二丁目	ミユキキベ 二ちょうメ
	御幸木部三丁目	ミユキキベ 三ちょうメ

	町名	フリガナ
	日吉一丁目	ヒヨシ 一ちょうメ
	日吉二丁目	ヒヨシ 二ちょうメ
	平田一丁目	ヒラタ 一ちょうメ
	平田二丁目	ヒラタ 二ちょうメ
	平山町	ヒラヤママチ
	広木町	ヒロギマチ
フ	古桶屋町	フルオケヤマチ
	古川町	フルカワマチ
	古京町	フルキョウマチ
	古大工町	フルダイクマチ
ヘ	平成一丁目	ヘイセイ 一ちょうメ
	平成二丁目	ヘイセイ 二ちょうメ
	平成三丁目	ヘイセイ 三ちょうメ
ホ	保田窪本町	ホタクボホンマチ
	保田窪一丁目	ホタクボ 一ちょうメ
	保田窪二丁目	ホタクボ 二ちょうメ
	保田窪三丁目	ホタクボ 三ちょうメ
	保田窪四丁目	ホタクボ 四ちょうメ
	保田窪五丁目	ホタクボ 五ちょうメ
	本荘町	ホンジョウマチ
	本荘一丁目	ホンジョウ 一ちょうメ
	本荘二丁目	ホンジョウ 二ちょうメ
	本荘三丁目	ホンジョウ 三ちょうメ
	本荘四丁目	ホンジョウ 四ちょうメ
	本荘五丁目	ホンジョウ 五ちょうメ
	本荘六丁目	ホンジョウ 六ちょうメ
	本丸	ホンマル
マ	孫代町	マゴダイマチ
	松尾町上松尾	マツオマチカミマツオ
	松尾町近津	マツオマチチコウヅ
	松尾町平山	マツオマチヒラヤマ
	松原町	マツバラマチ
	馬渡一丁目	マワタリ 一ちょうメ
	馬渡二丁目	マワタリ 二ちょうメ
	万楽寺町	マンラクジマチ
ミ	貢町	ミツグマチ
	美登里町	ミドリマチ
	南町	ミナミマチ
	南熊本一丁目	ミナミクマモト 一ちょうメ
	南熊本二丁目	ミナミクマモト 二ちょうメ
	南熊本三丁目	ミナミクマモト 三ちょうメ
	南熊本四丁目	ミナミクマモト 四ちょうメ
	南熊本五丁目	ミナミクマモト 五ちょうメ
	南千反畑町	ミナミセンダンバタマチ
	南高江一丁目	ミナミタカエ 一ちょうメ
	南高江二丁目	ミナミタカエ 二ちょうメ
	南高江三丁目	ミナミタカエ 三ちょうメ
	南高江四丁目	ミナミタカエ 四ちょうメ
	南高江五丁目	ミナミタカエ 五ちょうメ
	南高江六丁目	ミナミタカエ 六ちょうメ
	南高江七丁目	ミナミタカエ 七ちょうメ
ヤ	八幡七丁目	ヤハタ 七ちょうメ
	八幡八丁目	ヤハタ 八ちょうメ
	八幡九丁目	ヤハタ 九ちょうメ
	八幡十丁目	ヤハタ 十ちょうメ
	八幡十一丁目	ヤハタ 十一ちょうメ
	山崎町	ヤマサキマチ

熊本市町名一覧

	町名	フリガナ
	御幸木部町	ミユキキバマチ
	御幸西一丁目	ミユキニシ 一丁目
	御幸西二丁目	ミユキニシ 二丁目
	御幸西三丁目	ミユキニシ 三丁目
	御幸西四丁目	ミユキニシ 四丁目
	御幸西無田町	ミユキニシムタマチ
	御幸笛田一丁目	ミユキフエダ 一丁目
	御幸笛田二丁目	ミユキフエダ 二丁目
	御幸笛田三丁目	ミユキフエダ 三丁目
	御幸笛田四丁目	ミユキフエダ 四丁目
	御幸笛田五丁目	ミユキフエダ 五丁目
	御幸笛田六丁目	ミユキフエダ 六丁目
	御幸笛田七丁目	ミユキフエダ 七丁目
	御幸笛田八丁目	ミユキフエダ 八丁目
	御幸笛田町	ミユキフエダマチ
	妙体寺町	ミョウタイジマチ
ム	迎町一丁目	ムカエマチ 一丁目
	迎町二丁目	ムカエマチ 二丁目
	武蔵ヶ丘一丁目	ムサシガオカ 一丁目
	武蔵ヶ丘二丁目	ムサシガオカ 二丁目
	武蔵ヶ丘三丁目	ムサシガオカ 三丁目
	武蔵ヶ丘四丁目	ムサシガオカ 四丁目
	武蔵ヶ丘五丁目	ムサシガオカ 五丁目
	武蔵ヶ丘六丁目	ムサシガオカ 六丁目
	武蔵ヶ丘七丁目	ムサシガオカ 七丁目
	武蔵ヶ丘八丁目	ムサシガオカ 八丁目
	武蔵ヶ丘九丁目	ムサシガオカ 九丁目
	無田口町	ムタグチマチ
	室園町	ムロヅノマチ
メ	明德町	メイタクマチ
モ	元三町	モトミマチ
	元三町一丁目	モトミマチ 一丁目
	元三町二丁目	モトミマチ 二丁目
	元三町三丁目	モトミマチ 三丁目
	元三町四丁目	モトミマチ 四丁目
	元三町五丁目	モトミマチ 五丁目
	本山町	モトヤママチ
	本山一丁目	モトヤマ 一丁目
	本山二丁目	モトヤマ 二丁目
	本山三丁目	モトヤマ 三丁目
	本山四丁目	モトヤマ 四丁目
ヤ	薬園町	ヤクエンチョウ
	八島町	ヤシママチ
	八島一丁目	ヤシマ 一丁目
	八島二丁目	ヤシマ 二丁目
	八幡一丁目	ヤハタ 一丁目
	八幡二丁目	ヤハタ 二丁目
	八幡三丁目	ヤハタ 三丁目
	八幡四丁目	ヤハタ 四丁目
	八幡五丁目	ヤハタ 五丁目
	八幡六丁目	ヤハタ 六丁目

	町名	フリガナ
	山ノ内一丁目	ヤマノウチ 一丁目
	山ノ内二丁目	ヤマノウチ 二丁目
	山ノ内三丁目	ヤマノウチ 三丁目
	山ノ内四丁目	ヤマノウチ 四丁目
	山ノ神一丁目	ヤマノカミ 一丁目
	山ノ神二丁目	ヤマノカミ 二丁目
	山室一丁目	ヤマムロ 一丁目
	山室二丁目	ヤマムロ 二丁目
	山室三丁目	ヤマムロ 三丁目
	山室四丁目	ヤマムロ 四丁目
	山室五丁目	ヤマムロ 五丁目
	山室六丁目	ヤマムロ 六丁目
	良町一丁目	ヤヤマチ 一丁目
	良町二丁目	ヤヤマチ 二丁目
	良町三丁目	ヤヤマチ 三丁目
	良町四丁目	ヤヤマチ 四丁目
	良町五丁目	ヤヤマチ 五丁目
	弥生町	ヤヨイチョウ
ユ	弓削町	ユゲマチ
ヨ	横紺屋町	ヨココウヤマチ
	横手一丁目	ヨコテ 一丁目
	横手二丁目	ヨコテ 二丁目
	横手三丁目	ヨコテ 三丁目
	横手四丁目	ヨコテ 四丁目
	横手五丁目	ヨコテ 五丁目
	吉原町	ヨシワラマチ
	四方寄町	ヨモギマチ
	世安町	ヨヤスマチ
	万町一丁目	ヨロズマチ 一丁目
	万町二丁目	ヨロズマチ 二丁目
リ	流通団地一丁目	リュウツウダンチ 一丁目
	流通団地二丁目	リュウツウダンチ 二丁目
	立福寺町	リュウフクジマチ
レ	蓮台寺一丁目	レンダイジ 一丁目
	蓮台寺二丁目	レンダイジ 二丁目
	蓮台寺三丁目	レンダイジ 三丁目
	蓮台寺四丁目	レンダイジ 四丁目
	蓮台寺五丁目	レンダイジ 五丁目
	練兵町	レンバイチョウ
ワ	若葉一丁目	ワカバ 一丁目
	若葉二丁目	ワカバ 二丁目
	若葉三丁目	ワカバ 三丁目
	若葉四丁目	ワカバ 四丁目
	若葉五丁目	ワカバ 五丁目
	若葉六丁目	ワカバ 六丁目

※「富合町」は合併特例区の名称。

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 市民生活部会

協議項目	2 交通関係事業	小項目名	01 交通安全協会
協議内容	補助金の取扱い		
合併協議会協議結果(調整方針)	<p>熊本市の例に統一する。</p> <p>ただし、城南町の警察管轄区域(宇城警察署)が現状のままであった場合は検討を行う。(修正案)</p> <p>5年間は現行の活動費を維持するため助成を行う。その後は、熊本市の例に統一する。</p>		

制 度 比 較					
	熊 本 市				
市 町 別 内 容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">熊 本 市</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">城 南 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>1. 交通安全協会の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北、南、東の3警察署管内に、それぞれ地区交通安全協会があり、その下に小学校校区単位の支部(校区)交通安全協会が組織されている。 ・活動内容は、春・秋の交通安全運動に伴う街頭活動や、年間を通してのイベントや祭時の交通指導、整理等である。 <p>2. 交通安全協会各支部への補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金は支給していない。 ・各支部(校区)の交通安全協会に対しては、所属する地区の交通安全協会から交付金が支給されている。また、町内自治会からも助成金が支給されている。 <p>3. 3地区の交通安全協会への負担金</p> <p style="text-align: center;">なし</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>1. 交通安全協会の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宇城地区の交通安全協会内の杉上、隈庄、豊田の3支部がある。 ・活動内容は、春・秋の交通安全運動に伴う街頭活動や、年間を通してのイベントや祭時の交通指導、整理等である。 <p>2. 交通安全協会各支部への町助成金</p> <p>平成 17 年度決算</p> <p style="padding-left: 20px;">豊田、隈庄支部助成金: 280 千円</p> <p style="padding-left: 20px;">杉上支部助成金: 300 千円</p> <p>平成 18 年度決算</p> <p style="padding-left: 20px;">豊田、杉上支部助成金: 280 千円</p> <p style="padding-left: 20px;">隈庄支部助成金: 300 千円</p> <p>平成 19 年度決算</p> <p style="padding-left: 20px;">隈庄、杉上支部助成金: 280 千円</p> <p style="padding-left: 20px;">豊田支部助成金: 300 千円</p> <p>3. 宇城地区交通安全協会への負担金</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 18 年度決算 552 千円</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 19 年度決算 552 千円</p> <p>(参考)</p> <p style="padding-left: 20px;">交通安全協会から各支部への交付金</p> <p>平成 19 年度決算</p> <p style="padding-left: 20px;">杉上支部 140 千円</p> <p style="padding-left: 20px;">隈庄支部 135 千円</p> <p style="padding-left: 20px;">豊田支部 145 千円</p> </td> </tr> </tbody> </table>	熊 本 市	城 南 町	<p>1. 交通安全協会の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北、南、東の3警察署管内に、それぞれ地区交通安全協会があり、その下に小学校校区単位の支部(校区)交通安全協会が組織されている。 ・活動内容は、春・秋の交通安全運動に伴う街頭活動や、年間を通してのイベントや祭時の交通指導、整理等である。 <p>2. 交通安全協会各支部への補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金は支給していない。 ・各支部(校区)の交通安全協会に対しては、所属する地区の交通安全協会から交付金が支給されている。また、町内自治会からも助成金が支給されている。 <p>3. 3地区の交通安全協会への負担金</p> <p style="text-align: center;">なし</p>	<p>1. 交通安全協会の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宇城地区の交通安全協会内の杉上、隈庄、豊田の3支部がある。 ・活動内容は、春・秋の交通安全運動に伴う街頭活動や、年間を通してのイベントや祭時の交通指導、整理等である。 <p>2. 交通安全協会各支部への町助成金</p> <p>平成 17 年度決算</p> <p style="padding-left: 20px;">豊田、隈庄支部助成金: 280 千円</p> <p style="padding-left: 20px;">杉上支部助成金: 300 千円</p> <p>平成 18 年度決算</p> <p style="padding-left: 20px;">豊田、杉上支部助成金: 280 千円</p> <p style="padding-left: 20px;">隈庄支部助成金: 300 千円</p> <p>平成 19 年度決算</p> <p style="padding-left: 20px;">隈庄、杉上支部助成金: 280 千円</p> <p style="padding-left: 20px;">豊田支部助成金: 300 千円</p> <p>3. 宇城地区交通安全協会への負担金</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 18 年度決算 552 千円</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 19 年度決算 552 千円</p> <p>(参考)</p> <p style="padding-left: 20px;">交通安全協会から各支部への交付金</p> <p>平成 19 年度決算</p> <p style="padding-left: 20px;">杉上支部 140 千円</p> <p style="padding-left: 20px;">隈庄支部 135 千円</p> <p style="padding-left: 20px;">豊田支部 145 千円</p>
熊 本 市	城 南 町				
<p>1. 交通安全協会の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北、南、東の3警察署管内に、それぞれ地区交通安全協会があり、その下に小学校校区単位の支部(校区)交通安全協会が組織されている。 ・活動内容は、春・秋の交通安全運動に伴う街頭活動や、年間を通してのイベントや祭時の交通指導、整理等である。 <p>2. 交通安全協会各支部への補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金は支給していない。 ・各支部(校区)の交通安全協会に対しては、所属する地区の交通安全協会から交付金が支給されている。また、町内自治会からも助成金が支給されている。 <p>3. 3地区の交通安全協会への負担金</p> <p style="text-align: center;">なし</p>	<p>1. 交通安全協会の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宇城地区の交通安全協会内の杉上、隈庄、豊田の3支部がある。 ・活動内容は、春・秋の交通安全運動に伴う街頭活動や、年間を通してのイベントや祭時の交通指導、整理等である。 <p>2. 交通安全協会各支部への町助成金</p> <p>平成 17 年度決算</p> <p style="padding-left: 20px;">豊田、隈庄支部助成金: 280 千円</p> <p style="padding-left: 20px;">杉上支部助成金: 300 千円</p> <p>平成 18 年度決算</p> <p style="padding-left: 20px;">豊田、杉上支部助成金: 280 千円</p> <p style="padding-left: 20px;">隈庄支部助成金: 300 千円</p> <p>平成 19 年度決算</p> <p style="padding-left: 20px;">隈庄、杉上支部助成金: 280 千円</p> <p style="padding-left: 20px;">豊田支部助成金: 300 千円</p> <p>3. 宇城地区交通安全協会への負担金</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 18 年度決算 552 千円</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 19 年度決算 552 千円</p> <p>(参考)</p> <p style="padding-left: 20px;">交通安全協会から各支部への交付金</p> <p>平成 19 年度決算</p> <p style="padding-left: 20px;">杉上支部 140 千円</p> <p style="padding-left: 20px;">隈庄支部 135 千円</p> <p style="padding-left: 20px;">豊田支部 145 千円</p>				
相 違 点 と 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・城南町の場合、交通安全教育をお願いしている関係等もあり、宇城地区交通安全協会及び町内交通安協各支部に負担金、助成金を支給している。 ・熊本市では、交通安全教育や白線引き(道路の路側帯など)は、市の直接業務であるため、地区及び支部(校区)の各交通安全協会に対する財政支援はない。 				

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 市民生活部会

協議項目	2 交通関係事業	小項目名	02 交通傷害保険
協議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・どちらかの制度に統一する必要がある。 ・熊本市交通傷害保険は、引受損保会社が平成21年3月31日をもって販売を停止することから、当該事業は20年度をもって終了となる予定。 		
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の事業終了に伴い廃止する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>※ 熊本市交通傷害保険は、平成20年度をもって事業終了となる予定。</p> <p>熊本市交通傷害保険概要</p> <p>(1)民間損保会社への委託方式(H13年度から実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市：保険契約者、市民：被保険者、損保会社：引受保険会社 ・受付事務：市役所、総合支所、市民センター、市内金融機関 ・保険金支払事務：被害者が直接損保会社へ請求し、損保会社が支払う <p>(2)委託会社(19年度から三井住友海上火災に委託)</p> <p>(3)保険料 年間：平成20年度は1口660円(1人2口まで、当該年の2～4月受付分)、随時加入：5月以降1ヶ月につき55円減額</p> <p>(4)保険金：5千円～12万円(治療期間による)、限度額100万円(死亡等)</p> <p>(5)加入状況(H19年度)</p> <p style="padding-left: 20px;">加入人数 48,592人</p> <p style="padding-left: 20px;">加入保険料 34,491,600円</p> <p style="padding-left: 20px;">平成17年度決算 41,510千円</p> <p style="padding-left: 20px;">平成18年度決算 37,642千円</p> <p style="padding-left: 20px;">平成19年度決算 35,588千円</p> <p>※ 参考 保険金支払実績</p> <p style="padding-left: 20px;">平成17年度 48,315千円</p> <p style="padding-left: 20px;">平成18年度 48,926千円</p> <p style="padding-left: 20px;">平成19年度 47,401千円</p>	<p>熊本県町村交通災害共済制度概要</p> <p>○熊本県町村交通災害共済組合との共同事務処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付事務：町総務課 ・保険金支払事務：町から組合へ必要書類を送付後、組合にて見舞金の算定し、町へ入金、請求者への支払いとなる <p>○保険料 年間：1人50円×人口、全て町負担</p> <p>○見舞金 1万円～5万円(治療期間による) 限度額10万円(死亡等)</p> <p style="padding-left: 20px;">平成17年度決算 984千円</p> <p style="padding-left: 20px;">平成18年度決算 979千円</p> <p style="padding-left: 20px;">平成19年度決算 982千円</p>
相 違 点 と 課 題	<p>保険料の加入者負担のある熊本市と、町負担の城南町との相違がある。</p>	

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 市民生活部会

協議項目	2 交通関係事業	小項目名	03 交通指導員
------	----------	------	----------

協議内容	同様の活動なのに、指導員の報酬に違いがあるがどのように扱うか。
合併協議会協議結果(調整方針)	5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。

制 度 比 較

	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>1. 市交通指導員の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通の安全、事故の防止及び交通道德の高揚を図り、あわせて市内の交通秩序を確保することを目的として、交通指導員を設置している。 ・定数は、明確に定めていないが、現在、約360名。交通安全協会員を兼ねている場合が多い。 ・市民交通安全の日における街頭指導(毎月1・10・20日)、新入学時の街頭指導と春、秋の交通安全運動期間における街頭指導(4月、9月)、年末・年始の交通事故防止運動期間における街頭指導(12月～1月)、交通死亡事故多発警報時の街頭指導(臨時)、市の行事等における交通誘導、地域における各種行事の交通誘導及び啓発活動 <p>報 酬 22,000円／年・人 委嘱者数 348人(H19. 4. 1現在)</p> <p>平成17年度決算 14,572千円 平成18年度決算 12,465千円 平成19年度決算 12,417千円</p> <p>※火の国まつり、藤崎宮例大祭などの各種イベント、高校総体、駅伝等のスポーツ大会における交通整理、誘導については、別途、主催者側が活動費を支給している。</p>	<p>交通指導員の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全保持に関する諸事項を町民に実地指導するために、交通安全対策協議会の推薦により交通指導員を設置している。 ・定数は、15人とする。交通安全協会員を兼ねている場合が多い。 ・交通安全の日における街頭指導(毎月1・10・20日)、新入学時の街頭指導と春、秋の交通安全運動期間における街頭指導(4月、9月)、年末・年始の交通事故防止運動期間における街頭指導(12月～1月)、まつり、体育行事等の主要行事における交通誘導 <p>報 酬 年額 59,000円／人 委嘱者数 15人</p> <p>平成17年度決算 1,172千円 平成18年度決算 1,198千円 平成19年度決算 885千円</p>
相 違 点 と 課 題		

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 市民生活部会

協議項目	3 教育関係事業	小項目名	01 地域公民館(社会教育施設)への補助金
協議内容	地域公民館への補助金について、どのように取り扱うのか。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>1. 地域公民館 438 館 2. 地域公民館補助金</p> <p>(1) 運営費 1 館につき 150 千円以内で支給(9 月末までに結成した場合は年額の 1/2 を補助)</p> <p>(2) 建設費 経費の 50%支給 最高 7,500 千円以内</p> <p>(3) 営繕費 経費の 60%支給 最高 600 千円以内</p> <p>(4) 借家料 年額に 1/3 を乗じて 150 千円を超えない額(10 月 1 日までに契約締結の場合は年額の 1/2 の額)</p> <p>(H17 年度実績)</p> <p>運営費補助 34,012 千円(件数 430) 建設費補助 20,881 千円(件数 3) 営繕費補助 14,200 千円(件数 50) 借家料補助 722 千円(件数 6)</p> <p>(H18 年度実績)</p> <p>運営費補助 34,363 千円(件数 438) 建設費補助 22,174 千円(件数 3) 営繕費補助 14,824 千円(件数 56) 借家料補助 862 千円(件数 7)</p> <p>(H19 年度実績)</p> <p>運営費補助 34,522 千円(件数 438) 建設費補助 22,500 千円(件数 3) 営繕費補助 14,909 千円(件数 44) 借家料補助 962 千円(件数 8)</p> <p>※市地域公民館連絡協議会に 972 千円の補助を実施している。</p>	<p>1. 公民館 36 館(区・自治会) 2. 区公民館建築工事等補助金</p> <p>(1) 補助対象</p> <p>①新築・改修・50 m²以上の増築工事 ②50 m²以下の増築・補修(設備工事含む)の1件 10 万円以上の工事</p> <p>(2) 補助額</p> <p>50%補助 最高 2,000 千円以内 但し、建築面積 50 m²を 2,000 千円とし、50 m²を超える 1 m²につき 1 万円を加算する。</p> <p>平成 17 年度決算 3,778 千円(12 ヲ所) 平成 18 年度決算 1,681 千円(4 ヲ所) 平成 19 年度予算 5,490 千円(8 ヲ所) 平成 19 年度決算 5,284 千円(8 ヲ所)</p>
相 違 点 と 課 題	<p>城南町には、運営費・借家料の補助がない。また、建設費補助の上限額が異なる。</p>	

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 市民生活部会

協議項目	3 教育関係事業	小項目名	02 社会教育関係団体への補助金(地域づくり関係)
協議内容	社会教育関係団体及び補助金について、どのように取り扱うのか。		
合併協議会協議結果(調整方針)	5年間現行のとおり継続し、その後の取り扱いについては、関係団体で協議調整を行うものとする。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>活動支援を行う関係団体は、次のとおりである。</p> <p>(1)熊本市地域婦人会連絡協議会 会長1名 副会長2名 任期2年 15校区加盟</p> <p>(2)熊本市地域公民館連絡協議会 会長1名 副会長3名理事等 任期2年 438地域公民館加盟</p> <p>補助金 補助金等交付規則により、社会教育団体に下記のとおり運営費補助金を交付している。</p> <p>(1)地域婦人会連絡協議会 1,530千円 (平成18・19年度実績)</p> <p>(2)地域公民館連絡協議会 1,080千円 (平成18・19年度実績)</p>	<p>活動支援を行う社会教育関係団体は、次のとおりである。</p> <p>(1)城南町地域婦人会連絡協議会 会長1名 副会長1名 委員等 任期2年 3校区</p> <p>補助金 補助金等交付規則により、社会教育団体に下記のとおり運営費補助金を交付している。</p> <p>(1)地域婦人会連絡協議会 1,012千円</p>
相 違 点 と 課 題		

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 市民生活部会

協議項目	3 教育関係事業	小項目名	03 社会教育関係団体への補助金(文化国際関係)
協議内容	社会教育関係団体への補助金について、どのように取り扱うのか。		
合併協議会協議結果(調整方針)	5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>○補助金交付団体・・・該当なし</p> <p>活動を支援するため、(財)熊本市国際交流振興事業団のホームページ、メールマガジン、ニュースレター及び情報ボードなどを活用し、民間交流や団体のイベントを紹介するほか、これらの団体を紹介するリーフレットを作成、配布するなどの活動を広く市民に広報している。</p> <p>また、市民や民間交流団体等が行なう国際的な活動に対し、情報提供や相談対応、名義後援等を行うなど様々な支援を行っている。</p>	<p>○補助金</p> <p>補助金等交付規則により、社会教育団体に下記のとおり運営費補助金を交付している。</p> <p style="text-align: center;">フレンドシップクラブ 174千円</p>
相 違 点 と 課 題	城南町フレンドシップクラブを含め、類似国際交流・協力団体等への補助制度は熊本市にはない。	

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 市民生活部会

協議項目	4 その他の事業	小項目名	01 地域コミュニティセンター運営・建設事業
協議内容	新市になった場合の事業について協議		
合併協議会協議結果 (調整方針)	新市の事業として継続する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>熊本市地域コミュニティセンター</p> <p>○内 容 まちづくりや地域保健福祉、ボランティア活動、健康増進、生涯活動など市民主体の地域づくり活動を支援するための拠点施設として平成4年度より計画的に整備を行っている。整備後の管理運営については、自治会をはじめとした各種団体等で組織された運営委員会を指定管理者として指定している。</p> <p>○設置箇所 市内80小学校区中、51カ所に設置</p> <p>○施設概要 多目的ホール、和室、調理室、多目的トイレ(地域により児童育成クラブ室併設)</p> <p>○設置面積 概ね250㎡～300㎡以内</p> <p>○工 費 概ね5,800万円～6,300万円 平成17年度決算 129,777千円(3カ所) 平成18年度決算 62,409千円(1カ所) 平成19年度決算 184,941千円(3カ所)</p> <p>○運 営 地元で設立された運営協議会 (指定管理料) 1ヶ所あたり 概ね240万円 平成17年度決算 103,400千円(44カ所) 平成18年度決算 110,100千円(47カ所) 平成19年度決算 131,439千円(48カ所)</p>	<p>該当なし</p>
相 違 点 と 課 題		

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 市民生活部会

協議項目	4 その他の事業	小項目名	02 自衛隊父兄会補助金
協議内容	城南町自衛隊父兄会補助金の取扱いについて		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	城南町の自衛隊父兄会は、組織を熊本市の自衛隊父兄会に統合し、補助金は廃止する。 (修正案) 5年間現行のとおり継続し、その後の取り扱いについては、関係団体で協議調整を行うものとする。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>【自衛官募集事務委託費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 388 千円 (H19 年度) (内訳) 募集に係る備品等の購入 激励会会場使用料等 <p>【募集事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 募集要項の配布、ポスター・パンフレットの提示 (5 総合支所・10 市民センターでも実施) ・ 「市政だより」へ募集案内を年 1 回掲載 ・ 募集相談員の連名委嘱 (委嘱期間 2 年) <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「自衛隊入隊・入校予定者激励会」開催 (自衛隊父兄会との共催) 	<p>【自衛官募集委託費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 25 千円 <p>城南町自衛隊父兄会の事務局 主な仕事 自衛隊員募集事務 父兄会の事務局 会議の開催 会員への諸連絡 研修会への参加</p> <p>父兄会補助金</p> <p>H19 決算 65 千円</p>
相 違 点 と 課 題		

協議第20号

子ども未来関係事業について（その1）

子ども未来関係事業について承認を求める。

平成21年1月29日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

子ども未来関係事業について

- 1 乳幼児健診については、5年間現行のとおり継続する。その間、新市において5歳児健診の実施を含め、対象者及び健診内容の検討を行い、健診制度の再編を図ったうえで統一する。
- 2 組織育成（母子保健）については、熊本市の例に統一する。ただし、城南町の母子保健推進員に対する報酬については、3年間現行のとおり継続する。
- 3 次の事業等については、熊本市の例に統一する。
 - ・ 歯科保健推進事業（フッ素塗布等）
 - ・ ひとり親家庭等医療費助成事業
 - ・ 保育所特別保育事業（1）（延長保育事業等）
 - ・ 社会教育関係団体（子ども会育成者連合会）への補助金
 - ・ 青少年育成会議
 - ・ 青少年健全育成事業
- ±4 次の事業等については、5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。
 - ・ ~~乳幼児健診~~
 - ・ 保育所特別保育事業（2）（一時保育事業等）
 - ・ ~~地域子育て支援センター事業~~
 - ・ 公立幼稚園保育料等
- 5 地域子育て支援センター事業については、5年間現行のとおり継続し、委託料等については今後検討する。

次頁へ続く

4-6 母親クラブ補助金については、熊本市の例に統一し、現在、城南町で補助金を交付している2団体については、引続き補助対象団体とする。

5-7 児童育成クラブ管理運営事業のうち、事業内容は現行のとおり継続し、運営費補助は、熊本市の例（児童育成クラブ運営費補助）に統一する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧(20 子ども未来関係事業)

事業項目	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
1 保健衛生事業の取扱い						
	01	乳幼児健診	子ども未来部会	第3回		
	02	組織育成(母子保健)	子ども未来部会	第3回		
	03	歯科保健推進事業	子ども未来部会	第3回		
2 各種福祉制度の取扱い						
	01	ひとり親家庭等医療費助成事業	子ども未来部会	第3回		
	02	保育所特別保育事業(1)・(2)	子ども未来部会	第3回		
	03	地域子育て支援センター事業	子ども未来部会	第3回		
	04	母親クラブ補助金	子ども未来部会	第3回		
3 教育関係事業の取扱い						
	01	社会教育関係団体への補助金(青少年関係)	子ども未来部会	第3回		
	02	青少年育成会議	子ども未来部会	第3回		
	03	青少年健全育成事業	子ども未来部会	第3回		
	04	児童育成クラブ管理運営事業	子ども未来部会	第3回		
	05	公立幼稚園保育料等	子ども未来部会	第3回		
保健衛生事業の取扱い						
		乳幼児医療費助成	子ども未来部会	次回以降提案		
		妊婦健診	子ども未来部会			
		健康相談(母子保健)	子ども未来部会			
		母子健康手帳交付等	子ども未来部会			
		乳幼児経過観察健診	子ども未来部会			
		食生活改善事業(食育推進ネットワーク連絡)	子ども未来部会			
		健康教育(母子保健)	子ども未来部会			
		1歳6ヶ月児・3歳児精密健診	子ども未来部会			
		訪問による支援等	子ども未来部会			
各種福祉制度の取扱い						
		保育料	子ども未来部会	次回以降提案		
		児童虐待防止	子ども未来部会			
		母子家庭向け県営住宅優先入居	子ども未来部会			
		母子生活支援施設への入所	子ども未来部会			
		次世代育成支援行動計画	子ども未来部会			
		保育所関係書類	子ども未来部会			
		保育所入退所等スケジュール	子ども未来部会			
		保育所の定員管理	子ども未来部会			
		子育て支援短期利用事業(ショート・トワイライト)	子ども未来部会			
		文書配布事務委託費	子ども未来部会			
		ひとり親家庭等日常生活支援事業	子ども未来部会			
		助産施設への入所	子ども未来部会			
		エンゼル基金助成事業	子ども未来部会			
		雑草の森(児童厚生施設・児童遊園)	子ども未来部会			
		子育てボランティアの育成	子ども未来部会			
		病後児保育(乳幼児健康支援一時預かり)	子ども未来部会			
		子育て支援情報提供事業(満1歳おめでとうカード)	子ども未来部会			
		障がい児療育相談事業	子ども未来部会			
		城南町母子会補助金	子ども未来部会			
		次世代育成支援対策施設整備補助金	子ども未来部会			
		社会参画支援事業	子ども未来部会			
		児童ふれあい交流促進事業	子ども未来部会			

教育関係事業の取扱い				
社会教育関係団体への補助金(幼稚園関係)	子ども未来部会			
幼稚園機械警備関係	子ども未来部会			
幼稚園緊急警報システム	子ども未来部会			
幼稚園・私立学校振興事業	子ども未来部会			
就学支援(幼稚園就園奨励費・多子世帯子育て支援)	子ども未来部会			
幼稚園浄化槽関連	子ども未来部会			
幼稚園健康診断関連	子ども未来部会			
幼稚園保健関係賠償保険料等	子ども未来部会			
幼稚園交通教室他	子ども未来部会			
幼稚園安全経費	子ども未来部会			
幼稚園環境衛生経費	子ども未来部会			
幼稚園屋外運動施設関連経費	子ども未来部会			
家庭教育推進事業	子ども未来部会			
青少年活動支援事業	子ども未来部会			
幼稚園における親の子育て力向上推進経費	子ども未来部会			
学校・地域連携推進事業	子ども未来部会			
子ども文化会館管理運営	子ども未来部会			
勤労青少年ホーム管理運営事業	子ども未来部会			
青少年センター管理運営事業	子ども未来部会			
児童館管理運営経費	子ども未来部会			
幼稚園給水関連	子ども未来部会			
幼稚園計量検査手数料	子ども未来部会			
延長保育(幼稚園での預かり保育)	子ども未来部会	次回以降提案		

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 子ども未来部会

協議項目	1 保健衛生事業	小項目名	01 乳幼児健診
------	----------	------	----------

協議内容	健診の実施内容(7か月健診、5歳児健診)の検討
合併協議会 協議結果 (調整方針)	<p>5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。</p> <p>(修正案)</p> <p>5年間現行のとおり継続する。その間、新市において5歳児健診の実施を含め、対象者及び健診内容の検討を行い、健診制度の再編を図ったうえで統一する。</p>

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	○乳児健診 対象者:3か月児・7か月児 場 所:委託医療機関 (熊本市医師会及び市近隣の小児科専門医療機関) 回 数:通年(医療機関の診療時間内) 委託料:乳児健診 1件につき 5,350 円 事務費(市医師会) 1,156,908 円(H20) 平成 17 年度決算 67,234 千円 平成 18 年度決算 68,713 千円 平成 19 年度決算 68,919 千円	○乳児健診 対象者:3か月児 場 所:城南町保健センター 回 数:毎月 1 回 医師委託料:23,000 円/回(町外医師) 平成 17 年度決算 276 千円 平成 18 年度決算 276 千円 平成 19 年度決算 276 千円
	○幼児健診 対象者:1歳6か月児・3歳児 場 所:各保健福祉センター 回 数:1歳6か月児 毎週 1 回実施(東 HC は週 2 回) 3歳児 月 3 回実施 医師報償費:20,010 円/回 栄養士、歯科衛生士、心理相談員、看護師:8,600 円/回 歯科医師 :20,010 円/回(東 HC のみ) 平成 17 年度決算 18,190 千円 平成 18 年度決算 18,262 千円 平成 19 年度決算 19,775 千円	○1歳6か月児健診 対象者:1歳6~7か月児 場 所:城南町保健センター 回 数:毎月 1 回 医師費用弁償:13,000 円/回<町内医師・歯科医師> 歯科衛生士:5,000 円/回 平成 17 年度決算 432 千円 平成 18 年度決算 432 千円 平成 19 年度決算 396 千円
		○3歳児健診 対象者:3歳2~3ヶ月児 3歳半児 場 所:城南町保健センター 回 数:毎月 1 回 医師費用弁償:13,000 円/回<町内医師・歯科医師> 歯科衛生士:5,000 円/回 心理士:10,000 円/回 平成 17 年度決算 552 千円 平成 18 年度決算 552 千円 平成 19 年度決算 506 千円

次頁へ続く

	<p>○5歳児健診 対象者:5歳1~2ヶ月児 場 所:城南町保健センター 回 数:毎月1回 医師委託料:23,000円/回(町外) 心理士:10,000円/回</p> <p>平成19年度決算 330千円</p>
相違点と課題	城南町は、7か月児健診を実施せず、7か月健康相談を実施している。 城南町は、21年度より発達を的確にみるため、現行の7か月健康相談を9か月健康相談に変更する予定。 熊本市は、5歳児健診を実施していない。

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 子ども未来部会

協議項目	1 保健衛生事業	小項目名	02 組織育成(母子保健)
協議内容	組織や活動内容の検討		
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。 ただし、城南町の母子保健推進員に対する報酬については、3年間現行のとおり継続する。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	城 南 町	
市 町 別 内 容	<p>【子育て支援ネットワーク】 母子保健推進員による地域活動は実施していない。地域(校区)の特性に応じて「地域の子育て支援を地域で考え実践する」しくみを作るために、市内全小学校区内で子育て支援組織(子育て支援ネットワーク)を保健福祉センターの保健師が中心となり育成している。市民協働の取り組みの一つとして展開しており全校区(80校区)設置を目指している。 設置状況:79校区(平成19年度末)</p> <p>○組織 各校区毎に、自治会、社会福祉協議会・民生児童委員協議会等の関係団体や保育園等の関係機関、子育て中の母親等で構成されている。</p> <p>○活動 ・子育てバリアフリーマップ・機関紙等の発行 ・子育てサークルの活動支援 ・その他子育て支援ネットワーク育成に関すること</p> <p>平成17年度決算 2,361千円 平成18年度決算 1,099千円 平成19年度決算 1,413千円</p>	<p>【母子保健推進員事業】 母子保健推進員13名からなる、育児支援のための地域活動を展開している。乳児健診や予防接種時の育児支援を実施しながら、必要であれば妊娠期からの家庭訪問を実施し「虐待予防」も視野に入れ、「楽しい育児」の応援をしている。</p> <p>○推進員報酬 健診・予防接種・学習会の活動参加時 3,000円 (謝礼金)</p> <p>家庭訪問(無)</p> <p>○組織 各校区に4~5人。子育て中の母親や育児経験のある中高年でやる気のある地域住民で構成されている。</p> <p>○活動 ・健診、予防接種時の相談や介助などの育児支援 ・家庭訪問 ・定期的な学習会 ・健康福祉祭りでの育児用品等リサイクルバザー</p> <p>平成17年度決算 335千円 平成18年度決算 346千円 平成19年度決算 496千円</p>	
相 違 点 と 課 題	城南町は母子保健推進員等の組織と連携して家庭訪問などを実施している。熊本市は、小学校区単位のネットワークを育成している。		

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 子ども未来部会

協議項目	1 保健衛生事業	小項目名	03 歯科保健推進事業
協議内容	フッ化物応用推進事業における対象施設への支援方法について		
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	城 南 町	
市 町 別 内 容	<p>○フッ化物応用推進事業</p> <p>集団におけるフッ化物の応用が有効であることから保育園・幼稚園でのフッ素洗口を支援している。</p> <p>(対象) 保育所・幼稚園に通う4・5歳児</p> <p>(費用) 新規施設に対して、薬剤を現物支給(半年間)</p> <p>それ以降は、受益者負担とし、行政と歯科医師会等による技術支援を行う。</p> <p>(方法) 週5日法(毎日法)</p> <p>(支援) 洗口実施施設連絡会議の開催 年1回</p> <p>* 毎年、保育園連盟園長会議、幼稚園設置者園長会議にて説明会を実施</p> <p>* 方法は、週1回法と毎日法があり、毎日法は月曜から金曜まで週5日実施する方法</p> <p>○歯っぴー事業</p> <p>障害児のむし歯が重症化することから、早期歯科予防を図るため、各保健福祉センターでフッ素塗布及び歯科健診を実施している。</p> <p>(対象) 発達に不安のある並びに障がいのある未就学児</p> <p>(内容) フッ化物塗布と歯科相談</p> <p>(場所) 各保健福祉センター</p> <p>(費用) 310円</p> <p>【決算額】</p> <p>平成17年度決算 239千円</p> <p>平成18年度決算 219千円</p> <p>平成19年度決算 273千円</p> <p>○ 妊婦歯科健診・歯科指導</p> <p>妊娠中に1回歯科健診・歯科指導を保健福祉センター及び地域の委託歯科医療機関にて実施</p>	<p>○フッ化物応用推進事業</p> <p>集団におけるフッ化物の応用が有効であることから希望する2つの保育園でのフッ素洗口を支援している。</p> <p>(対象) 保育所に通う4・5歳児</p> <p>(費用) 薬剤及び洗口に使用する物品を現物支給</p> <p>(方法) 週5日法</p> <p>平成17年度決算 0円</p> <p>平成18年度決算 3,930円</p> <p>平成19年度決算 0円</p> <p>○フッ素塗布</p> <p>〈対象〉1歳半・3歳</p> <p>〈内容〉健診時に希望者に対し塗布</p> <p>〈場所〉保健センター</p> <p>〈予算〉各健診費用に含む</p> <p>○妊婦歯科指導</p> <p>〈内容〉母子健康手帳交付時に歯科相談および指導を行う</p> <p>〈場所〉保健センター</p> <p>〈予算〉総合相談の費用に含む</p>	
相 違 点 と 課 題	<p>【フッ化物応用推進事業】</p> <p>(熊本市) 新規施設に対して初年度の半年間のみ薬剤を現物支給(半年経過後は受益者負担)。</p> <p>使用薬剤はミラノール(市歯科医師会、園歯科医が支援)</p> <p>(城南町) 実施施設に対して薬剤等を現物支給(受益者負担なし)</p> <p>使用薬剤は、フッ化ナトリウム(薬局で分包、園歯科医が支援)</p> <p>・支援を行う関係機関(歯科医師会、薬剤師会等)との協議が必要。</p>		

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 子ども未来部会

協議項目	2 各種福祉制度	小項目名	01 ひとり親家庭等医療費助成事業
------	----------	------	-------------------

協議内容	助成方法について、現物給付を城南町ではどのように実施するのか。
合併協議会協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。

制 度 比 較

	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>ひとり親家庭に医療費の一部を助成することによりひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上を図る。</p> <p>1.助成対象者 ひとり親家庭の親(母子家庭、父子家庭等)で(養育する児童が20歳の誕生日まで) 児童(18歳以降の最初の3月31日までの間にある者)</p> <p>2.助成額 1月に1つの医療機関に支払った医療費の一部負担金の3分の2を助成</p> <p>3.助成方法 現物給付、償還払い</p> <p>平成17年度決算 224,533千円 平成18年度決算 233,557千円 平成19年度決算 235,899千円</p> <p>○熊本市での現物給付の取扱・・・受給資格者が医療機関に保険証と併せて資格者証を提示することにより、保険診療費の自己負担が3分の1になるもの。医療機関は毎月10日までに前月分を市へ3分の2を請求し、市は請求の翌月20日に各医療機関へ支払う。</p> <p>○熊本市医師会と契約するかどうか等(医療機関との関係)</p> <p>現在、熊本市では現物給付を実施するにあたり、熊本市医師会等との現物給付に関する協定を結んでいる。城南町で現物給付を実施する場合は、城南町医療機関との協議の上、熊本市医師会や医療機関との協定等を締結する必要がある。</p>	<p>ひとり親家庭に医療費の一部を助成することによりひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上を図る。</p> <p>1.助成対象者 ひとり親家庭の親(母子家庭、父子家庭等)で(養育する児童が20歳の誕生日まで) 児童(18歳以降の最初の3月31日までの間にある者)</p> <p>2.助成額 1月に1つの医療機関に支払った医療費の一部負担金の3分の2を助成</p> <p>3.助成方法 償還払い</p> <p>平成17年度決算 2,567千円 平成18年度決算 3,375千円 平成19年度決算 3,788千円</p>
相 違 点 と 課 題	城南町は現物給付を実施していない。	

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 子ども未来部会

協議項目	2 各種福祉制度	小項目名	02 保育所特別保育事業(1)
協議内容	新規事業の開始、現事業の継続、廃止、事業内容等について検討する。		
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較																											
	熊 本 市	城 南 町																									
市 町 別 内 容	1.延長保育事業	1.延長保育事業																									
	・補助額 1時間以上の延長保育を行い平均対象児童数6人以上の場合(1施設あたり年額)	・補助額 1時間以上の延長保育を行い平均対象児童数6人以上の場合(1施設あたり年額)																									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">平均対象児童数</th> <th style="width: 50%;">1時間延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6人～9人</td> <td style="text-align: right;">1,212,000円</td> </tr> <tr> <td>10人～19人</td> <td style="text-align: right;">1,422,000円</td> </tr> <tr> <td>20人～29人</td> <td style="text-align: right;">1,771,200円</td> </tr> <tr> <td>30人～39人</td> <td style="text-align: right;">2,120,400円</td> </tr> <tr> <td>以上10人ごと加算</td> <td style="text-align: right;">349,200円</td> </tr> </tbody> </table>	平均対象児童数	1時間延長	6人～9人	1,212,000円	10人～19人	1,422,000円	20人～29人	1,771,200円	30人～39人	2,120,400円	以上10人ごと加算	349,200円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">平均対象児童数</th> <th style="width: 50%;">1時間延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6人～9人</td> <td style="text-align: right;">1,212,000円</td> </tr> <tr> <td>10人～19人</td> <td style="text-align: right;">1,422,000円</td> </tr> <tr> <td>20人～29人</td> <td style="text-align: right;">1,771,200円</td> </tr> <tr> <td>30人～39人</td> <td style="text-align: right;">2,120,400円</td> </tr> <tr> <td>以上10人ごと加算</td> <td style="text-align: right;">349,200円</td> </tr> </tbody> </table>	平均対象児童数	1時間延長	6人～9人	1,212,000円	10人～19人	1,422,000円	20人～29人	1,771,200円	30人～39人	2,120,400円	以上10人ごと加算	349,200円	
	平均対象児童数	1時間延長																									
	6人～9人	1,212,000円																									
	10人～19人	1,422,000円																									
	20人～29人	1,771,200円																									
	30人～39人	2,120,400円																									
	以上10人ごと加算	349,200円																									
	平均対象児童数	1時間延長																									
6人～9人	1,212,000円																										
10人～19人	1,422,000円																										
20人～29人	1,771,200円																										
30人～39人	2,120,400円																										
以上10人ごと加算	349,200円																										
・実施園 平成17年度 127園 平成18年度 127園 平成19年度 130園	・実施園 平成17年度 6園 平成18年度 6園 平成19年度 6園																										
平成17年度決算 583,765千円 平成18年度決算 593,889千円 平成19年度決算 608,619千円	平成17年度決算 33,684千円 平成18年度決算 33,894千円 平成19年度決算 33,894千円																										
2.産休等代替補助	2.産休等代替補助																										
・補助額 基準日額単価5,940円	・補助額(県に直接申請・補助のため、町の支出はない)																										
・実施園 平成17年度 25園 30人 平成18年度 24園 26人 平成19年度 24園 29人(H20年1月)	・実施園 平成17年度 3園 3名 平成18年度 2園 3名 平成19年度 1園 2名																										
平成17年度決算 9,371千円 平成18年度決算 10,177千円 平成19年度決算 10,000千円																											
3.障害児保育事業	3.障害児保育事業																										
・補助額 補助基準額(月額) 中度 70,600円 軽度 40,100円	・補助額 補助基準額(月額) 重度 74,140円 軽度 36,559円																										
・実施園 平成17年度 実施園 71園 中度障害児 46人 軽度障害児 91人 平成18年度 実施園 52園 中度障害児 38人 軽度障害児 65人 平成19年度 実施園 46園(H20年1月現在) 中度障害児 41人 軽度障害児 58人	・実施園 平成17年度 実施園 1園 重度障害児 1人 軽度障害児 人 平成18年度 実施園 2園 重度障害児 1人 軽度障害児 2人 平成19年度 実施園 3園(H20年1月現在) 重度障害児 1人 軽度障害児 2人																										

次頁へ続く

	<p>平成 17 年度決算 55,069 千円 平成 18 年度決算 57,704 千円 平成 19 年度決算 59,038 千円</p> <p>(合計) 平成 17 年度決算 648,205 千円 平成 18 年度決算 661,770 千円 平成 19 年度決算 677,657 千円</p>	<p>平成 17 年度決算 1,254 千円 平成 18 年度決算 1,775 千円 平成 19 年度決算 1,400 千円</p> <p>(合計) 平成 17 年度決算 34,938 千円 平成 18 年度決算 35,669 千円 平成 19 年度決算 35,294 千円</p>
相違点と課題		

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 子ども未来部会

協議項目	2 各種福祉制度	小項目名	02 保育所特別保育事業（2）
協議内容	新規事業の開始、現事業の継続、廃止、事業内容等について検討する。 補助金額をどのように設定するのか協議が必要。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	城 南 町	
市 町 別 内 容	1.一時保育事業	1.一時保育事業	
	・補助額	・補助額	
	800円(4時間以内)×延べ利用人数	延べ利用人数により区分	
	1,600円(4時間超)×延べ利用人数	25人以上 300人未満 270千円	
	※1カ所あたり5,130千円限度	300人以上 600人未満 810千円	
	・実施園 平成17～19年度 11園	600人以上 900人未満 1,350千円	
		900人以上 1,200人未満 1,890千円	
		1,200人以上 1,500人未満 2,430千円	
		1,500人以上 1,800人未満 2,970千円	
		1,800人以上 2,100人未満 3,510千円	
	2,100人以上 2,400人未満 4,050千円		
	2,400人以上 2,700人未満 4,590千円		
	2,700人以上 5,130千円		
		※事業期間が6ヶ月未満の施設は半額	
		・実施園 平成17～19年度 6園	
	平成17年度決算 30,642千円	平成17年度決算 2,916千円	
	平成18年度決算 29,975千円	平成18年度決算 3,780千円	
	平成19年度決算 33,330千円	平成19年度決算 2,700千円	
	2.保育所地域活動事業	2.保育所地域活動事業	
	○小学校低学年児童の受入れ	○小学校低学年児童の受入れ	
	・補助額 25万円以内	・補助額 50万円	
	・実施園 平成17年度 16園	・実施園 平成17年度 2園	
	平成18年度 14園	平成18年度 1園	
	平成19年度 17園	平成19年度 1園	
	(民間児童厚生施設等補助では、実施していない)		
	○育児講座・育児と仕事両立支援事業	○育児講座・育児と仕事両立支援事業	
	・補助額 25万円以内	・補助額 10万円	
	・実施園 平成17年度 39園	・実施園 平成17年度 4園	
	平成18年度 44園	平成18年度 4園	
	平成19年度 42園	平成19年度 5園	
	○夜間保育促進事業	○夜間保育推進事業 実施していない	
	・補助額 150万円以内		
	・実施園 平成17～19年度 1園		

次頁へ続く

	<p>○保育所体験特別事業 ・補助額 88万2千円以内 ・実施園 平成17年度 22園 平成18年度 28園 平成19年度 27園</p> <p>○保育所分園推進事業 ・補助額 120万円以内 ・実施園 平成17年度 1園 平成18年度 1園 平成19年度 2園</p> <p>○世代間交流事業 ・補助額 25万円以内 ・実施園 平成17年度 74園 平成18年度 79園 平成19年度 81園</p> <p>○異年齢児交流事業 ・補助額 25万円以内 ・実施園 平成17年度 64園 平成18年度 64園 平成19年度 68園</p> <p>平成17年度決算 6,750千円 平成18年度決算 6,692千円 平成19年度決算 7,950千円</p> <p>(合計) 平成17年度決算 37,392千円 平成18年度決算 36,667千円 平成19年度決算 41,280千円</p>	<p>○保育所体験特別事業 実施していない</p> <p>○保育所分園推進事業 実施していない</p> <p>○世代間交流事業 実施していない</p> <p>○異年齢児交流事業 実施していない</p> <p>平成17年度決算 1,348千円 平成18年度決算 900千円 平成19年度決算 990千円</p> <p>(合計) 平成17年度決算 4,264千円 平成18年度決算 4,680千円 平成19年度決算 3,690千円</p>
相違点と課題		

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 子ども未来部会

協議項目	2 各種福祉事業	小項目名	03 地域子育て支援センター事業
------	----------	------	------------------

協議内容	委託料について
合併協議会 協議結果 (調整方針)	<p>5年間現行のとおりに継続し、その後熊本市の例に統一する。</p> <p>(修正案)</p> <p>5年間現行のとおりに継続し、委託料等については今後検討する。</p>

制 度 比 較

	熊 本 市	城 南 町																			
市 町 別 内 容	<p>子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談、子育て支援に関する情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習などを実施するため、地域子育て支援センターを設置している。</p> <p>現在、公立8か所、私立2か所で実施。 公立は、公立保育園に併設の施設で実施し、私立は私立保育園への委託により実施している。 H21年度までに地域的バランスを考慮しながら、全15か所を整備予定。 ※国庫補助事業「地域子育て支援拠点事業」のセンター型(公立:6~7日型、私立:5日型)として実施。</p>	<p>地域子育て支援拠点事業実施要項により子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談、子育て支援に関する情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習などを実施するため、地域子育て支援センターを設置している。</p> <p>現在、1箇所(私立保育園)で実施 ※国庫補助事業「地域子育て支援拠点事業」のセンター型(公立:6~7日型、私立:5日型)として実施。</p>																			
	<p style="text-align: right;">(千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;"><決算額等></td> <td style="text-align: center;">H17 決算</td> <td style="text-align: center;">H18 決算</td> <td style="text-align: center;">H19 決算</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">私立</td> <td style="text-align: center;">7,222</td> <td style="text-align: center;">5,026</td> <td style="text-align: center;">5,152</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公立(総合)</td> <td style="text-align: center;">5,786</td> <td style="text-align: center;">6,280</td> <td style="text-align: center;">6,206</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公立(小規模)</td> <td style="text-align: center;">7,832</td> <td style="text-align: center;">9,844</td> <td style="text-align: center;">13,737</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">20,840</td> <td style="text-align: center;">21,150</td> <td style="text-align: center;">25,095</td> </tr> </table>	<決算額等>	H17 決算	H18 決算	H19 決算	私立	7,222	5,026	5,152	公立(総合)	5,786	6,280	6,206	公立(小規模)	7,832	9,844	13,737	計	20,840	21,150	25,095
<決算額等>	H17 決算	H18 決算	H19 決算																		
私立	7,222	5,026	5,152																		
公立(総合)	5,786	6,280	6,206																		
公立(小規模)	7,832	9,844	13,737																		
計	20,840	21,150	25,095																		
相違点と課題	合併後もサービスが偏らないよう、地域的なバランスを考慮することが必要。																				

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 子ども未来部会

協議項目	2 各種福祉制度	小項目名	04 母親クラブ補助金
協議内容	城南町では、保健センターを拠点とした地域組織に補助金を交付しているため、その取扱いについて検討を行う。		
合併協議会協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一し、現在、城南町で補助金を交付している2団体については、引続き補助対象団体とする。		

制 度 比 較				
	熊 本 市	城 南 町		
市 町 別 内 容	<p>児童館を拠点として活動しているボランティア団体で、市内10児童館それぞれに組織されている。地域における児童福祉の向上を図るため、季節行事や研修活動など、児童館と共催して活動を行っている。</p> <p>・補助金総額 189,000円×10館(団体)=1,890,000円</p> <p>・国庫補助(地域組織活動育成費) 189,000円×1/3×10館(団体)=630,000円 (※10館には、西原公園児童館も含む)</p> <p>市町村負担分 中核市 189,000円×2/3=126,000円</p> <p>平成17年度決算 1,890千円(10館合計) 平成18年度決算 1,890千円(10館合計) 平成19年度決算 1,890千円(10館合計)</p> <p>※地域組織活動補助金交付要綱に基づく。</p>	<p>児童の健全育成の向上を図るため、親子遊び、世代間交流、研修活動、事故防止活動等、地域組織活動育成事業実施要綱によって事業を実施している母親クラブ、障害児サークルに補助金を交付している。</p> <p>・補助金総額 180,000円×2団体=360,000円</p> <p>補助負担割合 ※「地域組織活動育成事業補助金」で実施</p> <p>負担割合 国 180,000円×2団体×1/3=120,000円 県 180,000円×2団体×1/3=120,000円 町 180,000円×2団体×1/3=120,000円</p> <p>平成17年度決算 378千円 平成18年度決算 360千円 平成19年度決算 283千円</p>		
	相違点と課題			

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 子ども未来部会

協議項目	3 教育関係事業	小項目名	01 社会教育関係団体への補助金(青少年関係)
------	----------	------	-------------------------

協議内容	社会教育関係団体への補助金について、どのように取り扱うのか。
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>活動支援を行う関係団体は、次のとおりである。</p> <p>熊本市子ども会育成協議会 会長1名 副会長2名理事等 任期2年 77校区子ども会(482子ども会加盟)</p> <p>○補助金 補助金等交付規則により、社会教育団体に下記のとおり運営費補助金を交付している。</p> <p>子ども会育成協議会 769千円 ボーイスカウト熊本市地区連絡協議会 291千円 ガールスカウト日本連盟熊本市連絡会 254千円</p>	<p>活動支援を行う社会教育関係団体は、次のとおりである。</p> <p>城南町子ども会育成者連合会 会長1名 副会長2名 委員等 任期1年 6団体</p> <p>○補助金 補助金等交付規則により、社会教育団体に下記のとおり運営費補助金を交付している。</p> <p>町子ども会育成者連合会 142千円</p>
相 違 点 と 課 題		

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 子ども未来部会

協議項目	3 教育関係事業	小項目名	02 青少年育成会議
協議内容	城南町青少年健全育成町民会議の取扱いについて		
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>1. 名称 熊本市青少年健全育成連絡協議会</p> <p>2. 目的 校区青少協相互の連絡協調のもと、地域における青少年の社会参加や非行防止などの実践活動を促進するとともに、関係機関及び諸団体との連携を密にし、市民の青少年健全育成に対する理解と自覚を高め、青少年の健全育成を図ることを目的とする。</p> <p>3. 組織 会長 1人 副会長 2人 理事 23人 評議員 78人 会計 1人 監事 2人</p> <p>4. 任期 2年(再任を妨げない)</p> <p>5. 役員選出 会長、副会長は理事の互選。理事は地域の評議員が選出。評議員は校区青少協会長をもってあてる。会計は理事の中から会長が委嘱。監事は評議員の中から会長が委嘱し、総会の承認を得る。</p> <p>6. 会議 評議員会(総会) 年1回または必要があるとき 理事会 運営上必要があるとき</p> <p>7. 市補助金 500千円 ※ほかに校区青少協78団体へ各65千円を補助 65千円×78団体=5,070千円 平成17年度決算 5,570千円 平成18年度決算 5,570千円 平成19年度決算 5,570千円</p>	<p>1. 名称 城南町青少年健全育成町民会議</p> <p>2. 目的 青少年問題の重要性に鑑み、広く町民の総意を結集し、次代を担う青少年の健全な育成を図ることを目的とする。</p> <p>3. 組織 会長 1人 副会長 3人 常任理事 14人 監事 2人</p> <p>4. 任期 1年(再任を妨げない)</p> <p>5. 役員 平成19年度は、会長は町長、副会長は議会議長及び教育長、常任理事は町小中学校長代表・町P連会長・少年補導員・主任児童委員・町総務課長、監事は老人クラブ連合会長・町婦人会長となっている。</p> <p>6. 会議 総会 年1回または必要があるとき</p> <p>7. 町補助金 900千円 平成17年度決算 1,107千円 平成18年度決算 1,116千円 平成19年度決算 954千円</p>
相 違 点 と 課 題	<p>小学校区が3校区あるため、各校区に校区青少協を設立する必要がある。</p>	

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 子ども未来部会

協議項目	3 教育関係事業	小項目名	03 青少年健全育成事業
協議内容	城南町青少年健全育成町民会議の事業として実施している青少年健全育成事業の取扱いについて検討する。		
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	城 南 町	
市 町 別 内 容	<p>【青少年健全育成協議会の活動支援】 全小学校区(78 校区)毎に、地域内青少年育成団体や関係機関が結集して、校区青少年健全育成協議会が結成されている。また、これらの校区協議会は、更に熊本市青少年健全育成連絡協議会を結成している。このような青少年健全育成組織の自主性を尊重しながら、協力連携して「地域ぐるみ」「市民ぐるみ」の青少年健全育成活動を展開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジュニアリーダー研修については、熊本市子ども会育成協議会で実施している。 ・街頭補導については、青少年センターで指導員を委嘱して実施している。 <p>補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校区青少年健全育成協議会運営費補助金 65,000 円/年 × 78 校区 = 5,070 千円 平成 17 年度決算 5,070 千円(78 校区) 平成 18 年度決算 5,070 千円(78 校区) 平成 19 年度決算 5,070 千円(78 校区) ・熊本市青少年健全育成連絡協議会運営費補助金 500,000 円/年 平成 17 年度決算 500 千円 平成 18 年度決算 500 千円 平成 19 年度決算 500 千円 <p>【中学生地域交流推進事業】 中学生と地域住民とのふれあい活動を通し、中学生に地域社会の一員としての誇りや地域への親しみを育むため中学校区(37 校区)を単位とした地域活動を支援する。 (助成内容)1 校区につき 15 万円を上限とし、事業費の 3/4 以内を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年度決算 4,650 千円(33 校区) 平成 18 年度決算 4,519 千円(33 校区) 平成 19 年度決算 4,655 千円(37 校区) 	<p>城南町青少年健全育成町民会議には啓発育成部会・補導部会があり、それぞれ活動を行っている。 啓発育成部会では7月から3月にかけて毎月1~2回子ども教室を開催している。内容は毎回異なり、料理作り・工作活動・科学実験等を開催しており、その分野に長けた地元の方や、学校の先生を講師に迎えている。講師謝金についてはボランティアでお願いしている。3月には県立豊野少年自然の家でジュニア・リーダー研修を行っている。これらの事業における必要経費は当会議から助成している。</p> <p>補導部会では毎月第一火曜日の定例の補導部会を開いている。この会では地元の警察や民児協の委員、周辺の小中高校の生徒指導担当等が集まり、お互いのそれぞれの活動の連携を深める意味で情報交換等を行っている。また、学期末や祭り等には街頭補導を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年度決算 1,107 千円 平成 18 年度決算 1,116 千円 平成 19 年度決算 954 千円 	

次頁へ続く

	<p>【冒険遊び場(プレイパーク)支援事業】</p> <p>地域が主体となり開設する「地域プレイパーク」に遊び材料・工作道具代やプレイリーダー養成・派遣などの支援を行うとともに、広報・啓発を行いプレイパークの普及を図る。</p> <p>(支援内容)</p> <p>1.必要な遊び材料、工作道具の購入費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回目 100,000円以内 ・2回目以降 30,000円以内 <p>年間5回まで支援</p> <p>2.プレイリーダーの派遣費</p> <p>1団体あたり・・・1回3人程度</p> <p>謝礼金・・・1日3,500円</p> <p>平成17年度決算 2,122千円(10団体)</p> <p>平成18年度決算 2,013千円(14団体)</p> <p>平成19年度決算 2,109千円(15団体)</p>	
相違点と課題		

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 子ども未来部会

協議項目	3 教育関係事業	小項目名	04 児童育成クラブ管理運営事業
協議内容	事業内容、補助金額について調整していく必要がある。		
合併協議会協議結果 (調整方針)	事業内容は、現行のとおり継続する。 運営費補助は、熊本市の例（児童育成クラブ運営費補助）に統一する。		

制 度 比 較							
	熊 本 市						
市 町 別 内 容	<p>小学校区を単位として、放課後児童(小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童)の入会予定が概ね10人以上になった場合、児童育成クラブを設置し、複数の指導員の下、適切な遊びや生活の場を与えて、放課後や長期休業期間を安全に過ごせるように管理運営を行っている。</p> <p>《公設公営方式》</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開設日 4月1日～翌年3月31日 (日曜日・国民の祝日・年末年始を除く) ・ 開設時間 平日 児童の下校時間～午後6時 土曜日及び長期休業中 午前8時30分～午後6時 ・ 指導員 399人 ・ 巡回指導員 3人 ・ 開設状況 72箇所 ・ 入会児童数 3,734人 ・ 利用者負担金(おやつ代等は含まない) 児童1人につき 月額4,300円(兄弟姉妹等が同時に在籍している場合、2人目以降は、2,150円) ・ 負担金の免除 <ul style="list-style-type: none"> ①納入義務者が生活保護を受けている場合 ②納入義務者が経済的理由により就学援助を受けている場合 <p>運営費</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">平成17年度決算</td> <td style="text-align: right;">364,209千円</td> </tr> <tr> <td>平成18年度決算</td> <td style="text-align: right;">406,523千円</td> </tr> <tr> <td>平成19年度決算</td> <td style="text-align: right;">443,930千円</td> </tr> </table> <p>《児童育成クラブ運営費補助》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間で運営している旧富合町の3クラブに対して補助金を交付している。 <p style="text-align: right;">平成20年度予算 9,230千円</p>	平成17年度決算	364,209千円	平成18年度決算	406,523千円	平成19年度決算	443,930千円
平成17年度決算	364,209千円						
平成18年度決算	406,523千円						
平成19年度決算	443,930千円						
	城 南 町						
	<p>放課後児童(小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童)の入会予定が概ね10人以上になった場合、児童育成クラブを設置し、複数の指導員の下、適切な遊びや生活の場を与えて、放課後や長期休業期間を安全に過ごせるように管理運営を行っている。</p> <p>《民設民営方式》</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開設日 4月1日～翌年3月31日 (日曜日・祝祭日・年末年始を除く) ・ 開設時間 平日 授業終了後～午後6時 土曜日及び長期休業中 午前8時30分～午後6時 1時間の延長有(有料) ・ 開設状況 5箇所(全て保育園) ・ 入所状況 205人 ・ 利用者負担金(おやつ代等含む) 児童1人につき 平日 500円×利用日数(月9日以内利用) 月額5,000円(月10日以上利用) 土曜日・長期休業中 800円×利用日数 負担金の免除及び兄弟入所減額はなし <p>※国庫補助事業「放課後児童健全育成事業」と県補助事業「放課後児童クラブ育成事業」にて実施</p> <p>運営費</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">平成17年度決算</td> <td style="text-align: right;">8,629千円</td> </tr> <tr> <td>平成18年度決算</td> <td style="text-align: right;">10,007千円</td> </tr> <tr> <td>平成19年度決算</td> <td style="text-align: right;">11,714千円</td> </tr> </table>	平成17年度決算	8,629千円	平成18年度決算	10,007千円	平成19年度決算	11,714千円
平成17年度決算	8,629千円						
平成18年度決算	10,007千円						
平成19年度決算	11,714千円						

次頁へ続く

相 違 点 と 課 題	(相違点)	
	1. 運営方式	熊本市(公設公営) 城南町(民設民営)
	2. 開設時間	城南町は、午後6時以降 1時間の延長がある(200円/1H)
	3. 開設状況	熊本市 80校区中 72箇所 城南町 3校区中 5箇所
	4. 入会児童数	熊本市 3,734人 城南町 205人
	5. 利用者負担金	熊本市 児童1人につき 月額4,300円(兄弟姉妹等が同時に在籍の場合、2人以降半額) (おやつ代は含まない) 負担金は市の収入 城南町 児童1人につき 平日 500円×利用日数(月9日以内利用) 月額 5,000円(月10日以上利用) 土曜日及び長期休業期間 800円×利用日数 負担金は園の収入
	6. 負担金の免除	熊本市 免除規定あり(①生活保護を受給中②就学援助を受けている) 城南町 免除規定なし
7. その他	熊本市 国庫補助事業の「放課後児童健全育成事業」に基づき実施 城南町 国庫補助事業の「放課後児童健全育成事業」と県補助事業「放課後児童クラブ育成事業」の二本で実施	

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 子ども未来部会

協議項目	3 教育関係事業	小項目名	05 公立幼稚園保育料等
協議内容	保育料等の相違について		
合併協議会協議結果 (調整方針)	5年間現行のとおりとし、その後熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	城 南 町	
市 町 別 内 容	公立幼稚園の保育料は熊本市幼稚園条例第4条により保育料を定める (改正は国基準額の地方財政計画等に合わせて行う)	公立幼稚園の保育料は城南町立隈庄幼稚園保育料徴収条例第2条により保育料を定める (改正は予算編成時近隣市町村の状況を調査し、検討しているが改正されていない)	
	平成18年度 年額 70,800円(月 6,100円) 平成19年度 年額 74,400円(月 6,200円) 平成20年度 年額 75,600円(月 6,300円)	平成18年度 年額 60,000円(月 5,000円) 平成19年度 年額 60,000円(月 5,000円) 平成20年度 年額 60,000円(月 5,000円)	
	入園料(徴収していない) 平成18年度 0円 平成19年度 0円 平成20年度 0円	入園料 平成18年度 4,000円 平成19年度 4,000円 平成20年度 4,000円	
	保育料収納委託 (保育料を肥後銀行に委託している) 平成18年度 0円 平成19年度 0円 平成20年度 478,500円	保育料収納 (指定金融機関、収納代理金融機関において保育料口座振替。現在、肥後銀行、農協、熊本ファミリー銀行、ゆうちょ銀行で実施。) 平成18年度 14,696円 (手数料) 平成19年度 18,301円 (手数料) 平成20年度 19,800円 (手数料) (予算)	
相違点と課題	保育料月額相違 入園料の相違 保育料収納方法の相違		

協議第 23 号

都市建設関係事業について（その 1）

都市建設関係事業について承認を求める。

平成 21 年 1 月 29 日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

都市建設関係事業について

- 1 次の事業については、熊本市の例に統一する。
 - ・ 地方バス（補助金等）
 - ・ 里道の整備

- 2 都市計画区域及び区域区分のうち、都市計画区域については、現行のまま引き継ぐ。
区域区分（線引き）については、合併後に政令指定都市となる場合に行い、同時に集落内開発制度の適用を行う。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧(23 都市建設関係事業)

事業項目 枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
1 交通関係事業の取扱い					
01	地方バス	都市建設部会	第3回		
2 建設関係事業の取扱い					
01	里道の整備	都市建設部会	第3回		
3 都市計画の取扱い					
01	都市計画区域及び区域区分	都市建設部会	第3回		
交通関係事業の取扱い					
	市道の整備(交通安全施設)	都市建設部会			
建設関係事業の取扱い					
	市道の整備(新設・改良)	都市建設部会	次回以降提案		
	(道路)道路後退による後退部分の取扱い	都市建設部会	次回以降提案		
	市(町)営住宅使用料の算定	都市建設部会	次回以降提案		
	市(町)営住宅駐車場整備・管理	都市建設部会	次回以降提案		
	町営住宅入居者選考委員会	都市建設部会	次回以降提案		
	市(町)営住宅例規	都市建設部会	次回以降提案		
	市(町)営住宅団地業務委託全般	都市建設部会	次回以降提案		
	道路占用料	都市建設部会			
	道路台帳	都市建設部会			
	道路の維持管理	都市建設部会			
	用途廃止・払い下げ	都市建設部会			
	(道路)補助・負担・交付等の事務	都市建設部会			
	(道路)道路用地未登記部分の取扱い	都市建設部会			
	官民境界	都市建設部会			
	私道の整備	都市建設部会			
	道路位置指定	都市建設部会			
	建築確認事務	都市建設部会			
	建築指導行政	都市建設部会			
	市(町)営住宅建設計画	都市建設部会			
	市(町)営住宅管理人報酬	都市建設部会			
	市(町)営住宅修繕(計画修繕・一般修繕)	都市建設部会			
	市(町)営住宅近傍同種家賃	都市建設部会			
	市(町)営住宅凶面	都市建設部会			
	市(町)営住宅使用料全般	都市建設部会			
	市(町)営住宅納入通知書	都市建設部会			
	市(町)営住宅OCR現年度	都市建設部会			
	市(町)営住宅OCR過年度	都市建設部会			
	市(町)営住宅使用料滞納共通全般	都市建設部会			
	市(町)営住宅使用料督促	都市建設部会			
	市(町)営住宅徴収日誌	都市建設部会			
	市(町)営住宅家賃収入補助金関係	都市建設部会			
	市(町)営住宅各種申請書	都市建設部会			
	市(町)営住宅明渡し届	都市建設部会			
	市(町)営住宅修繕管理台帳	都市建設部会			
	市(町)営住宅苦情処理	都市建設部会			
	市(町)営住宅財産管理	都市建設部会			
	河川の維持管理	都市建設部会			
	砂防対策	都市建設部会			
	河川占用料	都市建設部会			
	河川整備計画	都市建設部会			
	河川災害関連	都市建設部会			
	法定外公共物(水路)の維持管理	都市建設部会			
	用地取得基準	都市建設部会			

(建築)やさしいまちづくり事業	都市建設部会			
市(町)営住宅納入誓約書	都市建設部会			
市(町)営住宅明渡し訴訟全般	都市建設部会			
市(町)営住宅駐車場使用料収納事務	都市建設部会			
市道の整備(各種事業計画に基づく)	都市建設部会			
新規道路の認定	都市建設部会			
主要地方道小川嘉島道路整備促進期成会	都市建設部会			
小川御船間道路整備促進期成会	都市建設部会			
浜戸川改修促進期成会	都市建設部会			
緑川改修促進期成会	都市建設部会			
熊本県治水砂防協会	都市建設部会			
一般国道266号三角・嘉島間整備促進期成会	都市建設部会			
九州地区用地対策連絡会	都市建設部会			
熊本県河川海岸防災協会	都市建設部会			
熊本県道路改良事業負担金	都市建設部会			
熊本県道路利用者協会	都市建設部会			
日本道路協会	都市建設部会			
木原花園浦川内(雁回山)線整備期成会	都市建設部会			
熊本県公共建築行政連絡協議会	都市建設部会			
都市計画の取扱い				
土地区画整理事業	都市建設部会	次回以降提案		
中心市街地活性化基本計画の推進	都市建設部会			
都市計画審議会委員	都市建設部会			
公園管理	都市建設部会			
公園維持管理事業	都市建設部会			
公園使用料	都市建設部会			
児童遊園地、チビッコ広場	都市建設部会			
公園愛護会支援事業	都市建設部会			
公園整備事業	都市建設部会			
公園事業負担金	都市建設部会			
土地利用対策事業	都市建設部会			
八代宇城地方拠点都市建設推進協議会	都市建設部会			
下水道事業の取扱い				
下水道計画	都市建設部会	次回以降提案		
下水道使用料	都市建設部会	次回以降提案		
受益者負担金	都市建設部会	次回以降提案		
水洗便所改造資金の貸付及び助成	都市建設部会	次回以降提案		
施設の保守、運転管理	都市建設部会	次回以降提案		
排水設備工事店の指定及び登録	都市建設部会			
下水道台帳	都市建設部会			

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 都市建設部会

協議項目	1 交通関係事業	小項目名	01 地方バス
協議内容	新市になった場合の補助金交付のあり方について協議		
合併協議会協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	城 南 町	
市 町 別 内 容	<p>1. 運行費補助 (H18 年度実績)</p> <p>①国庫補助対象系統</p> <p>九州産交・・・ 546 千円 (1 系統)</p> <p>産交バス・・・ 2,236 千円 (5 系統)</p> <p>熊本バス・・・ 7,013 千円 (8 系統)</p> <p>②国庫補助対象系統以外</p> <p>九州産交・・・ 50,855 千円 (54 系統)</p> <p>産交バス・・・ 43,365 千円 (33 系統)</p> <p>熊本バス・・・ 5,275 千円 (15 系統)</p> <p>市交通局・・・ 72,485 千円 (47 系統)</p>	<p>1. 運行費補助 (H18 年度実績)</p> <p>①国庫補助対象系統</p> <p>熊本バス・・・ 95 千円 (1 系統)</p> <p>②国庫補助対象系統以外</p> <p>熊本バス・・・ 783 千円 (1 系統)</p>	
	<p>2. 財源内訳 (H18 年度実績)</p> <p>①国庫補助対象系統</p> <p>一般財源・・・ 9,795 千円</p> <p>②国庫補助対象系統以外</p> <p>一般財源・・・ 137,054 千円</p> <p>県費補助・・・ 34,926 千円</p>	<p>2. 財源内訳 (H18 年度実績)</p> <p>①国庫補助対象系統</p> <p>一般財源・・・ 95 千円</p> <p>②国庫補助対象系統以外</p> <p>一般財源・・・ 783 千円</p>	
	<p>3. 熊本市ブロック協議会 (協議内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該ブロックの枠組みに関する事 ・具体的な路線に係る、生活交通の確保方策について調整及び決定に関する事 <p>平成 17 年度決算 151,784 千円</p> <p>平成 18 年度決算 181,775 千円</p> <p>平成 19 年度決算 200,556 千円</p>	<p>3. 宇城ブロック協議会 (協議内容)</p> <p>具体的な路線に係る、生活交通の確保方策について調整及び決定に関する事</p> <p>平成 17 年度決算 757 千円</p> <p>平成 18 年度決算 878 千円</p> <p>平成 19 年度決算 3,984 千円</p>	
相違点と課題			

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 都市建設部会

協議項目	2 建設関係事業	小項目名	01 里道の整備
------	----------	------	----------

協議内容	里道整備に伴う補助金要項の協議
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>1. 市街化調整区域内（集落区域外）に存する里道については補助金の交付及び原材料の支給を行っている。</p> <p>○農道整備に係る補助金は 70 万円を限度額として交付している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有効幅員 3.0m以上は工事に要した費用の 60/100 以内 ・有効幅員 3.0m以下は工事に要した費用の 40/100 以内 <p>○幅員が 2.0m以上の市街化調整区域内の里道の道路舗装については生コンを、道路補修については碎石などの原材料を支給している。</p> <p>平成 17 年度実績 4,078 千円 (37 件) 平成 18 年度実績 5,582 千円 (37 件) 平成 19 年度決算 4,397 千円 (22 件)</p> <p>2. 市街化区域及び市街化調整区域（集落区域）の境界確定されている里道は市で整備を行う。</p> <p>(※住民からの要望に対しては、全件市で対応する。)</p> <p>平成 17 年度決算 13,245 千円 平成 18 年度決算 49,576 千円 (工事：26 件) 平成 19 年度決算 24,322 千円 (工事：28 件)</p>	<p>1. 城南町道路改良事業費補助金交付要項において、一般交通の用に供している私道の整備工事又は補修工事を行う者に対して補助金を交付している。</p> <p>(要件)</p> <p>①幅員が 1.0m以上あること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助額 都市建設課で積算した工事費の 100 分の 60 <p>その他、砂利敷等の要望を行政区の代表者から要望書の提出により都市建設課職員で対応。</p> <p>平成 17 年度実績 2,767 千円 (4 件) 平成 18 年度実績 2,159 千円 (5 件) 平成 19 年度決算 3,518 千円 (5 件)</p>
相 違 点 と 課 題	<p>・城南町は都市計画法上のいわゆる線引きがなされていないので、市で整備する区域を設定する必要がある。</p>	

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 都市建設部会

協議項目	3 都市計画	小項目名	01 都市計画区域及び区域区分
------	--------	------	-----------------

協議内容	都市計画区域の存続・統合について 区域区分の指定について
合併協議会 協議結果 (調整方針)	都市計画区域については、現行のまま引き継ぐ。 区域区分（線引き）については、合併後に政令指定都市となる場合に行い、同時に集落内開発制度の適用を行う。

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>(都市計画区域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 熊本都市計画区域（区域区分有り） 23,138ha ・ 植木都市計画区域（区域区分なし） 137ha <p>※都市計画区域外（旧河内町） 3,447ha</p> <p>【行政区域：26,722ha】</p> <p>(区域区分)</p> <p>市域の大半が区域区分を有する熊本都市計画区域に指定されている。</p> <p>熊本都市計画区域（23,138ha）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市街化区域 10,095ha ・ 市街化調整区域 13,043ha <p>(※市街化区域には用途地域を指定している。)</p>	<p>(都市計画区域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 城南都市計画区域（区域区分なし） 3,618ha <p>※都市計画区域外（国有林） 70ha</p> <p>【行政区域：3,688ha】</p> <p>(区域区分)</p> <p>区域区分なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 用途地域（8用途） 213ha
相 違 点 と 課 題	<p>(相違点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 熊本市と城南町は、別々の都市計画区域を形成している。 <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市街化調整区域に設定された場合、集落内開発制度による激変緩和措置の適用について。 	

(今回提案分)

協議第8号

地域自治組織等の取扱いについて

地域自治組織等の取扱いについて承認を求める。

平成21年2月24日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

地域自治組織等の取扱いについて

合併時に城南町の区域に「合併特例区」を設置する。

1. 名称は、城南町とする。
2. 設置期間は、合併の日から5年間とする。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 総務部会

協議項目	地域自治組織等	小項目名	地域自治組織等
協議内容	1.地域審議会 2.地方自治法に基づく地域自治区 3.合併特例法に基づく地域自治区 4.合併特例区 の制度の活用について		
合併協議会協議結果(調整方針)	合併時に城南町の区域に「合併特例区」を設置する。 1. 名称は、城南町とする。 2. 設置期間は、合併の日から5年間とする。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	1.地域審議会 制度なし 2.地方自治法に基づく地域自治区 制度なし 3.合併特例法に基づく地域自治区 制度なし 4.合併特例区 制度あり ○富合町合併特例区制度導入の経緯 ・第5回合併協議会 「合併時に富合町の区域に「富合町合併特例区」を設置する。 1.名称は、富合町とする。 2.設置期間は、合併の日から5年間とする。」 が承認され、合併特例区の導入が決定した。 ・第10回合併協議会 「富合町合併特例区規約」が承認され、処理する事務等が決定した。 ○富合町合併特例区の概要・・・別紙のとおり	1.地域審議会 制度なし 2.地方自治法に基づく地域自治区 制度なし 3.合併特例法に基づく地域自治区 制度なし 4.合併特例区 制度なし
相 違 点 と 課 題	地域自治組織等の取扱いで、4つの制度の活用が考えられる中、熊本市は、富合町と合併する際、合併により心配される事柄(①住民の声が届きにくくなるのではないかと②市の周辺部になることにより取り残されるのではないかと③地域の個性や伝統が失われるのではないかと等)に対応するため、合併後の一定期間、その地域の住民の意見を反映しつつ、規約で定められた事務を自らの事務として処理することができる合併特例区を設置した。 城南町と合併する場合、これらの制度のうちどの制度を活用するのか。	

【地域自治組織等の比較】

	地域審議会	地 域 自 治 組 織		
		地域自治区	合併による 地域自治区	合併特例区
根拠法	合併特例法	地方自治法	合併特例法	合併特例法
法人格	なし（長の付属機関）	なし	なし	あり（特別地方公共団体）
審議会及び区（以下「区等」という）の権能	合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し、合併市町村の長の諮問に応じ審議し又は必要と認める事項につき長に意見を述べる。	市町村長の権限に属する事務を分掌させ、地域の住民の意見を反映させつつこれを処理する。	市町村長の権限に属する事務を分掌させ、地域の住民の意見を反映させつつこれを処理する。	合併後一定期間、旧市町村単位で処理することが事務の効果的な処理に資するもの及び地域の住民生活の利便性向上等のため合併特例区が処理することが特に必要と認められる事務のうち、 <u>規約で定めるものを処理する。</u>
区等の設置方法	合併関係市町村の協議により設置（議会の議決を経る必要がある）。	条例により設置。	合併関係市町村の協議により設置（議会の議決を経る必要がある）。	合併関係市町村の協議により設置（議会の議決を経る必要がある）。また、協議により規約を定め、知事の認可を受ける必要がある。
区等の設置期間	合併後の一定期間（上限無し） ／協議で定める	制限無し	合併後の一定期間（上限無し） ／協議で定める	合併後の一定期間（上限5年） ／協議による規約による
区等の事務所	—	事務所は必置	事務所は必置	事務所は必置
事務所長／ 区長	—	事務所長は市町村職員（事務吏員）	・事務所長は市町村職員（事務吏員） ・事務所長に代えて区長（特別職）を置くこと可。 ※市町村長が選任 ※任期は2年以内（協議による）	・ <u>区長（特別職）を置く。</u> ・区長は助役や支所長との兼務は可。 ※市町村長が選任 ※任期は2年以内（協議による規約で定める）
事務所の職員	—	事務所の職員は市町村職員。	事務所の職員は市町村職員。	事務所の職員は市町村職員のうちから市町村長の同意を得て区長が命じる。 合併特例区職員は市町村職員と併任。
事務所の事務	—	市町村長の権限に属する事務を分掌するとともに、地域協議会の事務を処理。	市町村長の権限に属する事務を分掌するとともに、地域協議会の事務を処理。	規約で定められた合併特例区の手務を処理。

	地域審議会	地 域 自 治 組 織		
		地域自治区	合併による 地域自治区	合併特例区
審議機関	地域審議会 (期間を定めて設置)	地域協議会 (期限無し)	地域協議会 (期間を定めて設置)	合併特例区協議会 (合併特例区の期間に連動して設置)
審議機関の役割 や権限	合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し、 ①合併市町村の長の諮問に応じ審議し、又は ②必要と認める事項につき長に意見を述べる。	①地域協議会は、市町村長等からの諮問事項又は必要な事項を審議し、長に意見を述べる。 ②市町村長は、 <u>条例</u> で定める地域自治区の区域に係る重要事項について地域協議会の意見を聴かなければならない。	①地域協議会は、市町村長等からの諮問事項又は必要な事項を審議し、長に意見を述べる。 ②市町村長は、合併関係市町村の <u>協議</u> により定める地域自治区の区域に係る重要事項について地域協議会の意見を聴かなければならない。	①合併特例区協議会は、市町村長等からの諮問事項又は必要な事項を審議し、長に意見を述べる。 ②合併市町村の長は、 <u>規約</u> で定める合併特例区の区域に係る重要事項について合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。 ----- ※合併特例区の <u>予算や規約の変更等</u> について、 <u>合併特例区協議会の同意が必要</u> 。
審議機関の委員 の選任方法等	合併関係市町村の <u>協議</u> による。 ※報酬は支給しなければならない。	当該区域に住所を有する者のうちから市町村長が選任。 ※任期は4年以内 (<u>条例</u> で定める) ※報酬は支給しないことができる。	当該区域に住所を有する者のうちから市町村長が選任。 ※任期は4年以内 (<u>協議</u> による) ※報酬は支給しないことができる。	当該区域に住所を有する者で <u>合併市町村の議会の議員の被選挙権を有する者のうちから規約で定める方法により</u> 市町村長が選任。 ※任期は2年以内 (<u>規約</u> による) ※報酬は支給しないことができる。
住居表示	—	地域自治区(旧市町名)の名称を表示しない。	地域自治区(旧市町名)の名称を表示する。	合併特例区(旧市町名)の名称を表示する。
予算編成権	—	なし (市町村において地域自治区に係る予算を措置)	なし (市町村において地域自治区に係る予算を措置)	あり (市町村により <u>措置された財源を基に独自の予算を編成。ただし、合併特例区協議会の同意及び市町村長の承認が必要</u>) ※課税、起債権限はなし。

〔参考〕

合併特例法上の合併特例区の設置期間が満了した後に、地方自治法上の地域自治区を設置することができる。

◆富合町合併特例区の概要

項目	概要
合併特例区	
名称	富合町
区域	合併前の富合町の区域
設置日	平成20年10月6日
設置期間	5年間(平成25年10月5日まで)
事務所の位置	旧富合町役場(現富合総合支所)内
処理する事務	1.公の施設の設置及び管理 2.コミュニティ関連施策 3.地域振興イベント並びに文化及び伝統の継承 4.九州新幹線総合車両基地に関連する事務事業 5.国民健康保険療養給付支払等基金を財源とした保健事業
予算	合併特例区の予算は、合併特例区の運営について必要と認める額を交付金として熊本市が交付する。 ※平成20年度 合併特例区交付金の額 90,633千円
合併特例区長	
選任	市町村長の被選挙権を有する者のうちから熊本市長が選任する。 ※設置時の区長:元町長
任期	2年
報酬	月額707,000円 (熊本市特別顧問を兼務)
権限	・合併特例区を代表し、その事務を総理する。 ・合併特例区の職員を指揮監督する。 ・法令、合併市町村の条例又は合併特例区の規約に反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、合併特例区規則を制定することができる。
合併特例区協議会	
選任	・区域内に住所を有し、かつ、熊本市議会の議員の被選挙権を有する者のうちから、熊本市長が選任する。 ※設置時の構成員:元町議会議員、元副町長
構成員数	合併特例区規約の定数:10人以内 ※選任した構成員数:10人
任期	2年
報酬	月額250,000円
権限	合併特例区が処理する事務及び地域振興等に関する施策の実施その他の合併市町村が処理する事務であって当該合併特例区の区域に係るものに関し、合併市町村の長その他の機関若しくは合併特例区の長により諮問された事項又は必要と認める事項について、審議し、合併市町村の長その他の機関又は合併特例区の長に意見を述べるができる。
活動(実績)	協議会:3回開催(平成21年1月1日現在) ※協議会活動のほか、部会による活動や地区囑託員・富合区域選出市議会議員等との定期的な意見交換、合併特例区が実施する各種イベントへの参加等の活動を行っている。

富合町合併特例区の処理する事務

- (1) 公の施設の設置及び管理
 - ・ 富合町健康づくり総合センター
 - ・ 富合町雁回公園
 - ・ 富合町屋外運動場
 - ・ 富合町老人憩の家
 - ・ 緑川総合運動公園

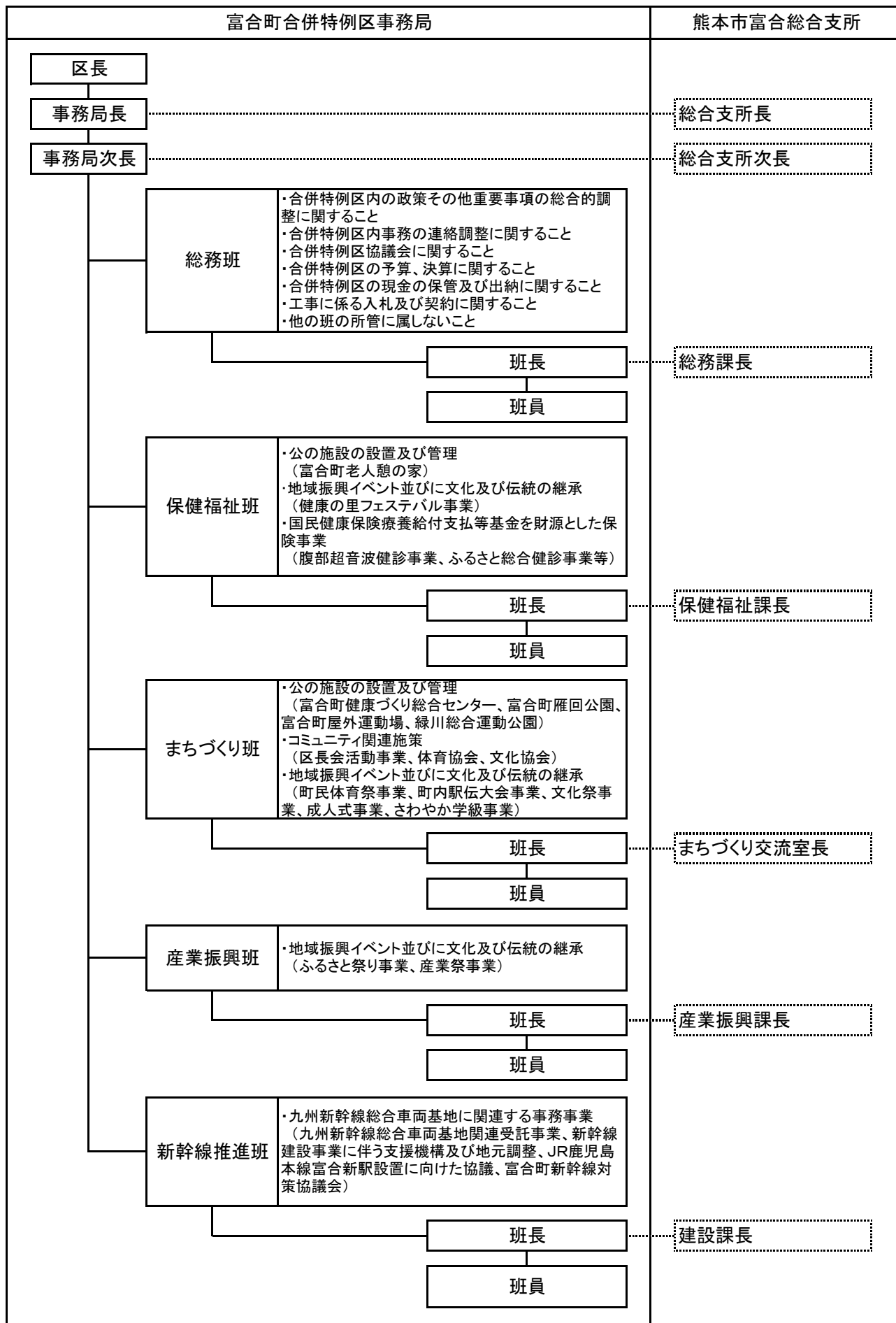
- (2) コミュニティ関連施策
 - ・ 区長会活動事業
 - ・ 体育協会
 - ・ 文化協会

- (3) 地域振興イベント並びに文化及び伝統の継承
 - ・ ふるさと祭り事業
 - ・ 健康の里フェスティバル事業
 - ・ 産業祭事業
 - ・ 町民体育祭事業
 - ・ 町内駅伝大会事業
 - ・ 文化祭事業
 - ・ 成人式事業
 - ・ さわやか学級事業

- (4) 九州新幹線総合車両基地に関連する事務事業
 - ・ 九州新幹線総合車両基地関連受託事業
 - ・ 新幹線建設事業に伴う支援機構及び地元調整
 - ・ J R 鹿児島本線富合新駅設置に向けた協議
 - ・ 富合町新幹線対策協議会

- (5) 国民健康保険療養給付支払等基金を財源とした保健事業
 - ・ 腹部超音波健診事業
 - ・ ふるさと総合健診事業等

富合町合併特例区の組織



富合町合併特例区規約

(設置)

第1条 市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第26条第1項の規定に基づき、合併前の下益城郡富合町の区域（以下「区域」という。）に合併特例区を設ける。

(名称)

第2条 合併特例区の名称は、富合町とする。

(設置期間)

第3条 合併特例区の設置期間は、合併の日から5年間とする。

(合併特例区の処理する事務)

第4条 合併特例区は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 別表に規定する公の施設の設置及び管理に関すること。
- (2) 区域におけるコミュニティ関連施策に関すること。
- (3) 区域における地域振興イベント並びに文化及び伝統の継承に関すること。
- (4) 区域における九州新幹線総合車両基地に関連する事業に関すること。
- (5) 区域における国民健康保険療養給付支払等基金を財源とした保健事業に関すること。

(事務所の位置)

第5条 合併特例区の事務所は、合併前の下益城郡富合町大字清藤405番地3に置く。

(区長の任期)

第6条 合併特例区の長（以下「区長」という。）の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

(区長の権限)

第7条 区長は、合併特例区を代表し、その事務を総理する。

- 2 区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、合併特例区の職員のうち、区長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

(合併特例区協議会の構成員の選任等)

第8条 合併特例区協議会の構成員（以下「構成員」という。）は、区域内に住所を有

し、かつ、熊本市議会の議員の被選挙権を有する者のうちから、熊本市長が選任する。

- 2 構成員の任期は、2年とする。ただし、欠員により構成員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 構成員の再任は、これを妨げないものとする。
- 4 熊本市長は、構成員がその職務に必要な適格性を欠くと認める場合又は心身の故障により職務の遂行に堪えられないと認める場合は、当該構成員を解任することができる。

(合併特例区協議会の会長及び副会長の選任等)

第9条 合併特例区協議会に、会長及び副会長各1人を置き、構成員の互選によりこれを定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、構成員の任期による。
- 3 会長及び副会長の解任については、協議会で協議し、決定する。

(合併特例区協議会の組織及び運営)

第10条 構成員の定数は、10人以内とする。

- 2 合併特例区協議会の会議(以下「会議」という。)は、定例会及び臨時会とし、区長が招集するものとする。
- 3 会議は、構成員の2分の1以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議長は、会長が務めるものとする。
- 5 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 6 会議は、公開で行うものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、会議に諮り、公開しないことができる。
- 7 会議の議事は、出席した構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 8 合併特例区協議会の庶務は、合併特例区の事務所において処理する。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、合併特例区の組織及び運営に関し必要な事項は、合併特例区規則で定める。

附 則

この規約は、合併の日から施行する。

別表（第4条関係）

名称	所在地（合併前）
富合町健康づくり総合センター	富合町大字清藤405番地1
富合町雁回公園	富合町大字木原2748番地
富合町屋外運動場	富合町大字平原67番地1
富合町老人憩の家	富合町大字木原2319番地
緑川総合運動公園	富合町大字上杉字上川原358番1地先から 富合町大字小岩瀬字居屋敷926番地先まで

協議第20号

子ども未来関係事業について（その2）

子ども未来関係事業について承認を求める。

平成21年2月24日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

子ども未来関係事業について

- 1 乳幼児医療費助成については、自己負担に関する制度（自己負担なし）は、5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。ただし、支給方法は、合併時に熊本市の例（現物給付と償還払いの併用）に統一する。
- 2 保育料については、5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (20 子ども未来関係事業)

事業項目	枝番号	協 議 項 目	部会名	提案	承認/継続	備考
1 保健衛生事業の取扱い						
	01	乳幼児健診	子ども未来部会	第3回		
	02	組織育成(母子保健)	子ども未来部会	第3回		
	03	歯科保健推進事業	子ども未来部会	第3回		
2 各種福祉制度の取扱い						
	01	ひとり親家庭等医療費助成事業	子ども未来部会	第3回		
	02	保育所特別保育事業(1)・(2)	子ども未来部会	第3回		
	03	地域子育て支援センター事業	子ども未来部会	第3回		
	04	母親クラブ補助金	子ども未来部会	第3回		
	05	乳幼児医療費助成	子ども未来部会	第4回		
	06	保育料	子ども未来部会	第4回		
3 教育関係事業の取扱い						
	01	社会教育関係団体への補助金(青少年関係)	子ども未来部会	第3回		
	02	青少年育成会議	子ども未来部会	第3回		
	03	青少年健全育成事業	子ども未来部会	第3回		
	04	児童育成クラブ管理運営事業	子ども未来部会	第3回		
	05	公立幼稚園保育料等	子ども未来部会	第3回		
保健衛生事業の取扱い						
		妊婦健診	子ども未来部会			
		健康相談(母子保健)	子ども未来部会			
		母子健康手帳交付等	子ども未来部会			
		乳幼児経過観察健診	子ども未来部会			
		食生活改善事業(食育推進ネットワーク連絡)	子ども未来部会			
		健康教育(母子保健)	子ども未来部会			
		1歳6ヶ月児・3歳児精密健診	子ども未来部会			
		訪問による支援等	子ども未来部会			
各種福祉制度の取扱い						
		児童虐待防止	子ども未来部会			
		母子家庭向け県営住宅優先入居	子ども未来部会			
		母子生活支援施設への入所	子ども未来部会			
		次世代育成支援行動計画	子ども未来部会			
		保育所関係書類	子ども未来部会			
		保育所入退所等スケジュール	子ども未来部会			
		保育所の定員管理	子ども未来部会			
		子育て支援短期利用事業(ショート・トワイライト)	子ども未来部会			
		文書配布事務委託費	子ども未来部会			
		ひとり親家庭等日常生活支援事業	子ども未来部会			
		助産施設への入所	子ども未来部会			
		エンゼル基金助成事業	子ども未来部会			
		雑草の森(児童厚生施設・児童遊園)	子ども未来部会			
		子育てボランティアの育成	子ども未来部会			
		病後児保育(乳幼児健康支援一時預かり)	子ども未来部会			
		子育て支援情報提供事業(満1歳おめでとうカード)	子ども未来部会			
		障がい児療育相談事業	子ども未来部会			
		城南町母子会補助金	子ども未来部会			
		次世代育成支援対策施設整備補助金	子ども未来部会			
		社会参画支援事業	子ども未来部会			
		児童ふれあい交流促進事業	子ども未来部会			

教育関係事業の取扱い				
延長保育(幼稚園での預かり保育)	子ども未来部会	次回以降提案		
幼稚園臨時教諭	子ども未来部会	次回以降提案		
幼稚園給食	子ども未来部会	次回以降提案		
社会教育関係団体への補助金(幼稚園関係)	子ども未来部会			
幼稚園機械警備関係	子ども未来部会			
幼稚園緊急警報システム	子ども未来部会			
幼稚園・私立学校振興事業	子ども未来部会			
就学支援(幼稚園就園奨励費・多子世帯子育て支援)	子ども未来部会			
幼稚園浄化槽関連	子ども未来部会			
幼稚園健康診断関連	子ども未来部会			
幼稚園保健関係賠償保険料等	子ども未来部会			
幼稚園交通教室他	子ども未来部会			
幼稚園安全経費	子ども未来部会			
幼稚園環境衛生経費	子ども未来部会			
幼稚園屋外運動施設関連経費	子ども未来部会			
家庭教育推進事業	子ども未来部会			
青少年活動支援事業	子ども未来部会			
幼稚園における親の子育て力向上推進経費	子ども未来部会			
学校・地域連携推進事業	子ども未来部会			
子ども文化会館管理運営	子ども未来部会			
勤労青少年ホーム管理運営事業	子ども未来部会			
青少年センター管理運営事業	子ども未来部会			
児童館管理運営経費	子ども未来部会			
幼稚園給水関連	子ども未来部会			
幼稚園計量検査手数料	子ども未来部会			

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 子ども未来部会

協議項目	2 各種福祉制度	小項目名	05 乳幼児医療費助成
------	----------	------	-------------

協議内容	自己負担及び支給方法の取り扱いについて
合併協議会協議結果(調整方針)	自己負担に関する制度(自己負担なし)については、5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。ただし、支給方法については、合併時に熊本市の例(現物給付と償還払いの併用)に統一する。

制 度 比 較																								
	熊 本 市	城 南 町																						
市 町 別 内 容	1.対象者	国民健康保険法又は社会保険各法による被保険者又は被扶養者であって熊本市に現に居住している乳幼児。	1.対象者	国民健康保険法又は社会保険法による被保険者または被扶養者であって城南町に住所を有する乳幼児。(義務教育就学前)																				
	2.自己負担	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 30%;">保険診療内容</th> <th style="width: 35%;">無料</th> <th style="width: 35%;">500円負担</th> </tr> <tr> <td>医科</td> <td>2歳まで</td> <td>3歳～就学前まで</td> </tr> <tr> <td>歯科</td> <td>4歳まで</td> <td>5歳～就学前まで</td> </tr> <tr> <td>保険薬局</td> <td>就学前まで</td> <td></td> </tr> </table>	保険診療内容	無料	500円負担	医科	2歳まで	3歳～就学前まで	歯科	4歳まで	5歳～就学前まで	保険薬局	就学前まで		2.自己負担	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 30%;">保険診療内容</th> <th style="width: 70%;">無料</th> </tr> <tr> <td>医科(入院・通院)</td> <td>就学前まで</td> </tr> <tr> <td>歯科</td> <td>就学前まで</td> </tr> <tr> <td>保険薬局</td> <td>就学前まで</td> </tr> </table>	保険診療内容	無料	医科(入院・通院)	就学前まで	歯科	就学前まで	保険薬局	就学前まで
	保険診療内容	無料	500円負担																					
	医科	2歳まで	3歳～就学前まで																					
	歯科	4歳まで	5歳～就学前まで																					
	保険薬局	就学前まで																						
	保険診療内容	無料																						
	医科(入院・通院)	就学前まで																						
	歯科	就学前まで																						
	保険薬局	就学前まで																						
	※500円負担・・・1医療機関ごとに1ヶ月につき(入院・通院別、旧総合病院では科目ごと)																							
3.支給方法	<p>現物・・・市内の医療機関で診療を受けた場合</p> <p>償還・・・①1ヶ月に一つの医療機関で入院通院別で一部負担金が21,000円以上のとき。</p> <p>②市外で診療を受けたとき。</p> <p>③育成医療及び小児慢性特定疾患に係る一部負担金。</p> <p>④治療用装具に係る費用で保険者が保険給付を認めた場合の一部負担金。</p>	3.支給方法	償還払い																					
4.償還払いの方法	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児医療費助成申請書に病院から証明又は領収書添付(レシートは不可) ・診療日の翌月より1年間請求可 ・支払いは口座振込(郵便局以外の口座) 	4.償還払いの方法	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児医療費助成申請書に病院から証明又は領収書添付(レシートは不可) ・診療月の翌月より1年間請求可 ・支払いは口座振込(郵便局以外の口座) ・利便性向上方策による、請求手続き簡素化の実施。(県実施要領による) 																					
5.償還支払い日	毎月、月末締め翌月20日支払い	5.償還支払い日	毎月末締め、翌月末支払い(最後の週の火曜・金曜)																					
			次頁へ続く																					

	<p>6.所得制限 なし</p> <p>平成 17 年度決算 1,026,862 千円 平成 18 年度決算 1,028,743 千円 平成 19 年度決算 1,414,036 千円</p>	<p>6.所得制限 なし</p> <p>平成 17 年度決算 17,699 千円 平成 18 年度決算 18,167 千円 平成 19 年度決算 23,932 千円</p>
<p>相 違 点 と 課 題</p>	<p>助成内容の相違(熊本市は医科3歳以上、歯科5歳以上について自己負担有(1医療機関につき1ヶ月あたり500円)城南町は自己負担なし)のため経過措置が必要である。</p> <p>城南町は償還払となっているが、合併後は熊本市同様、現物給付と償還払の併用とする。(経過措置対象外)</p>	

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 子ども未来部会

協議項目	2 各種福祉制度	小項目名	06 保育料
協議内容	保育料金額の調整方法について協議が必要。		
合併協議会協議結果 (調整方針)	5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	城 南 町	
市 町 別 内 容	○保育園数	○保育園数	
	公立 19 園 私立 116 園	公立 なし 私立 6 園	
	○広域入所(H20.4.1) 城南町へ委託 1 人 城南町より受託 0 人	○広域入所(H20.4.1 現在) 熊本市へ委託 0 人 熊本市より受託 1 人	
	○保育料 ※基準額比較表 別紙のとおり	○保育料 ※基準額表 別紙のとおり	
	平成 17 年度決算 2,912,035 千円 平成 18 年度決算 2,954,934 千円 平成 19 年度決算 3,037,203 千円	平成 17 年度決算 115,349 千円 平成 18 年度決算 111,783 千円 平成 19 年度決算 114,021 千円	
	○多子世帯の保育料の軽減 同時入所の場合 2人目半額、3人目無料 第3子以降の3歳未満児 軽減なし	○多子世帯の保育料の軽減 同時入所の場合 2人目半額、3人目無料 第3子以降の3歳未満児 無料	
相 違 点 と 課 題	保育料基準額の相違について。		

保育料基準額比較表

参考資料

(単位：円)

国基準額		熊本市					
3歳未満児 徴収金 基準額	3歳以上児 徴収金 基準額	対象園児数 12,913 (H20.4.1)	各月初日の児童の 属する世帯の階層区分 定義		3歳未満児 徴収金 基準額	3歳以上児 徴収金 基準額	同時に2人以上 所している者の減 額規定
			階層 区分	定義			
0	0	123	第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0	保育所、幼稚園又は認定こども園に入所している児童のうち、年長者(該当する児童が2人以上の場合には、そのうちの1人)以外の児童は、徴収金の2分の1の額とし、3人目以降の児童については無料
9,000	6,000	母子等 1,181 939	第2階層	第1階層及び第4-1階層から第7階層までを除き、前年度の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	4,500	3,000	
19,500	16,500	1,737	第3階層	市町村民税課税世帯	11,500	8,200	
30,000	27,000	862	第4-1階層	第1階層を除き、前年分の所得税、前年分の所得税、その区分に該当する世帯	16,000	12,500	
		2,242	第4-2階層	10,000円未満	25,500	22,000	
44,500	41,500	2,884	第5階層	40,000円以上 103,000円未満	34,500	29,000	
61,000	58,000	2,455	第6階層	103,000円以上 413,000円未満	47,000	30,000	
80,000	77,000	490	第7階層	413,000円以上	51,000	32,000	

		城南町				
対象園児数 584 (H20.4.1)	階層 区分	各月初日の児童の 属する世帯の階層区分 定義		3才未満児 徴収金 基準額	3才以上児 徴収金 基準額	同時に2人以上 所している者の減 額規定
		階層 区分	定義			
2	A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)		0	0	保育所、幼稚園又は認定こども園に入所している児童のうち、年長者(該当する児童が2人以上の場合には、そのうちの1人)以外の児童は、徴収金基準額の2分の1の額とし、3人目以降の児童については無料
66	B	A階層及びD階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯		9,000	8,000	
23	C1	A階層及びD階層を除き前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ(所得割のない世帯)	12,000	10,000	
19	C2		所得割の額が5,000円未満	14,000	11,000	
49	C3		所得割の額が5,000円以上	15,000	12,000	
5	D1	A階層を除き前年分の所得税の課税世帯であって、その区分に該当する世帯	3,000円未満	17,000	13,000	
36	D2		3,000円以上 10,000円未満	19,000	16,000	
52	D3		10,000円以上 20,000円未満	21,000	18,000	
53	D4		20,000円以上 30,000円未満	23,000	20,000	
33	D5		30,000円以上 40,000円未満	26,000	23,000	
58	D6		40,000円以上 60,000円未満	29,000	25,000	
54	D7		60,000円以上 80,000円未満	32,000	27,000	
42	D8		80,000円以上 103,000円未満	33,000	27,000	
47	D9		103,000円以上 150,000円未満	34,000	27,000	
27	D10		150,000円以上 250,000円未満	35,000	28,000	
15	D11		250,000円以上 413,000円未満	36,000	28,000	
3	D12		413,000円以上	37,000	28,000	

児童の属する世帯が次の各号のいずれかに該当する世帯で、この表の第2階層に属するものは第1階層にあたるものとみなす。

(1) 配偶者のいない女子で、現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる世帯

(2) 次に掲げる見(者)を有する世帯

ア 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた者

イ 特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金の障害年金等の受給者

ウ 生活保護法の要保護の状態にあると認められる世帯等で、当該世帯の申請に基づき市長が認めたもの。

児童の属する世帯の階層が、B世帯と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯の場合は、(B)階層とする。

(1) 配偶者のいない女子で、現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる世帯

(2) 次に掲げる見(者)を有する世帯

ア 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた者

イ 特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金の障害基礎年金等の受給者

協議第 23 号

都市建設関係事業について（その 2）

都市建設関係事業について承認を求める。

平成 21 年 2 月 24 日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

都市建設関係事業について

- 1 市道の整備（幹線及び集落間道路）については、熊本市の例に統一する。城南町で整備中の路線は、幹線道路整備プログラムに取り入れる。
- 2 城南町中央土地区画整理事業に係る補助金に関しては平成 23 年度まで、事業資金貸付に関しては平成 24 年度まで制度（要綱）を運用する経過措置を設定する。その後の取り扱いについては、事業の進捗状況を見ながら組合と協議する。
- 3 下水道計画については、合併時における城南町の污水計画に基づき計画的に整備を進める。
- 4 下水道使用料については、熊本市の例に統一する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧（23 都市建設関係事業）

事業項目 枝番号	協議項目	部会名	提案	承認／継続	備考
1 交通関係事業の取扱い					
01	地方バス	都市建設部会	第3回		
2 建設関係事業の取扱い					
01	里道の整備	都市建設部会	第3回		
02	市道の整備(幹線及び集落間道路)	都市建設部会	第4回		
3 都市計画の取扱い					
01	都市計画区域及び区域区分	都市建設部会	第3回		
02	土地区画整理事業	都市建設部会	第4回		
4 下水道事業の取扱い					
01	下水道計画	都市建設部会	第4回		
02	下水道使用料	都市建設部会	第4回		
交通関係事業の取扱い					
	市道の整備(交通安全施設)	都市建設部会			
建設関係事業の取扱い					
	市(町)営住宅使用料の算定	都市建設部会	次回以降提案		
	市(町)営住宅駐車場整備・管理	都市建設部会	次回以降提案		
	町営住宅入居者選考委員会	都市建設部会	次回以降提案		
	市(町)営住宅例規	都市建設部会			
	市(町)営住宅団地業務委託全般	都市建設部会			
	市道の整備(集落内道路の新設・改良)	都市建設部会	次回以降提案		
	(道路)道路後退による後退部分の取扱い	都市建設部会	次回以降提案		
	道路占用料	都市建設部会			
	道路台帳	都市建設部会			
	道路の維持管理	都市建設部会			
	用途廃止・払い下げ	都市建設部会			
	(道路)補助・負担・交付等の事務	都市建設部会			
	(道路)道路用地未登記部分の取扱い	都市建設部会			
	官民境界	都市建設部会			
	私道の整備	都市建設部会			
	道路位置指定	都市建設部会			
	建築確認事務	都市建設部会			
	建築指導行政	都市建設部会			
	市(町)営住宅建設計画	都市建設部会			
	市(町)営住宅管理人報酬	都市建設部会			
	市(町)営住宅修繕(計画修繕・一般修繕)	都市建設部会			
	市(町)営住宅近傍同種家賃	都市建設部会			
	市(町)営住宅図面	都市建設部会			
	市(町)営住宅使用料全般	都市建設部会			
	市(町)営住宅納入通知書	都市建設部会			
	市(町)営住宅OCR現年度	都市建設部会			
	市(町)営住宅OCR過年度	都市建設部会			
	市(町)営住宅使用料滞納共通全般	都市建設部会			
	市(町)営住宅使用料督促	都市建設部会			
	市(町)営住宅徴収日誌	都市建設部会			
	市(町)営住宅家賃収入補助金関係	都市建設部会			
	市(町)営住宅各種申請書	都市建設部会			
	市(町)営住宅明渡し届	都市建設部会			
	市(町)営住宅修繕管理台帳	都市建設部会			
	市(町)営住宅苦情処理	都市建設部会			
	市(町)営住宅財産管理	都市建設部会			

河川の維持管理	都市建設部会			
砂防対策	都市建設部会			
河川占用料	都市建設部会			
河川整備計画	都市建設部会			
河川災害関連	都市建設部会			
法定外公共物(水路)の維持管理	都市建設部会			
用地取得基準	都市建設部会			
(建築)やさしいまちづくり事業	都市建設部会			
市(町)営住宅納入誓約書	都市建設部会			
市(町)営住宅明渡し訴訟全般	都市建設部会			
市(町)営住宅駐車場使用料収納事務	都市建設部会			
新規道路の認定	都市建設部会			
主要地方道小川嘉島道路整備促進期成会	都市建設部会			
小川御船間道路整備促進期成会	都市建設部会			
浜戸川改修促進期成会	都市建設部会			
緑川改修促進期成会	都市建設部会			
熊本県治水砂防協会	都市建設部会			
一般国道266号三角・嘉島間整備促進期成会	都市建設部会			
九州地区用地対策連絡会	都市建設部会			
熊本県河川海岸防災協会	都市建設部会			
熊本県道路改良事業負担金	都市建設部会			
熊本県道路利用者協会	都市建設部会			
日本道路協会	都市建設部会			
木原花園浦川内(雁回山)線整備期成会	都市建設部会			
熊本県公共建築行政連絡協議会	都市建設部会			
都市計画の取扱い				
都市計画審議会委員	都市建設部会			
中心市街地活性化基本計画の推進	都市建設部会			
公園管理	都市建設部会			
公園維持管理事業	都市建設部会			
公園使用料	都市建設部会			
児童遊園地、チビッコ広場	都市建設部会			
公園愛護会支援事業	都市建設部会			
公園整備事業	都市建設部会			
公園県事業負担金	都市建設部会			
土地利用対策事業	都市建設部会			
八代宇城地方拠点都市建設推進協議会	都市建設部会			
下水道事業の取扱い				
受益者負担金	都市建設部会	次回以降提案		
水洗便所改造資金の貸付及び助成	都市建設部会	次回以降提案		
施設の保守、運転管理	都市建設部会			
排水設備工事店の指定及び登録	都市建設部会			
下水道台帳	都市建設部会			

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 都市建設部会

協議項目	2 建設関係事業	小項目名	02 市道の整備（幹線及び集落間道路）
協議内容	幹線道路整備計画について		
合併協議会協議結果（調整方針）	熊本市の例に統一する。城南町で整備中の路線は、幹線道路整備プログラムに取り入れる。		

制 度 比 較																																							
	熊 本 市	城 南 町																																					
市 町 別 内 容	<p>1. 都市計画道路及び補助幹線（幹線1・2級の指定を受けた路線）については、幹線道路整備プログラムに基づき、新設改良を計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画道路整備事業 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr><td>平成17年度決算</td><td>2,723,111千円</td></tr> <tr><td>平成18年度決算</td><td>3,818,595千円</td></tr> <tr><td>平成19年度決算</td><td>5,525,344千円</td></tr> </table> ・ 補助幹線整備経費 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr><td>平成17年度決算</td><td>475,716千円</td></tr> <tr><td>平成18年度決算</td><td>606,867千円</td></tr> <tr><td>平成19年度決算</td><td>658,345千円</td></tr> </table> <p>2. 電線共同溝 無電柱化計画に基づく路線の整備</p> <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr><td>平成17年度決算</td><td>299,660千円</td></tr> <tr><td>平成18年度決算</td><td>277,758千円</td></tr> <tr><td>平成19年度決算</td><td>162,919千円</td></tr> </table> <p>3. その他、市が独自に定めた事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車走行空間整備経費 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr><td>平成17年度決算</td><td>83,012千円</td></tr> <tr><td>平成18年度決算</td><td>75,630千円</td></tr> <tr><td>平成19年度決算</td><td>106,049千円</td></tr> </table> ・ 補助交通安全整備経費 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr><td>平成17年度決算</td><td>単独費に合算</td></tr> <tr><td>平成18年度決算</td><td>146,435千円</td></tr> <tr><td>平成19年度決算</td><td>117,719千円</td></tr> </table> 	平成17年度決算	2,723,111千円	平成18年度決算	3,818,595千円	平成19年度決算	5,525,344千円	平成17年度決算	475,716千円	平成18年度決算	606,867千円	平成19年度決算	658,345千円	平成17年度決算	299,660千円	平成18年度決算	277,758千円	平成19年度決算	162,919千円	平成17年度決算	83,012千円	平成18年度決算	75,630千円	平成19年度決算	106,049千円	平成17年度決算	単独費に合算	平成18年度決算	146,435千円	平成19年度決算	117,719千円	<p>1. 都市計画道路及び町幹線道路については、町中心市街地道路整備計画に基づき、新設改良を計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画道路整備事業 土地区画整理事業での整備路線以外の事業認定路線なし ・ 地方特定道路整備事業 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr><td>平成17年度決算</td><td>95,003千円</td></tr> <tr><td>平成18年度決算</td><td>31,570千円</td></tr> <tr><td>平成19年度決算</td><td>24,450千円</td></tr> </table> <p>2. 電線共同溝 該当事業なし</p> <p>3. その他、町が独自に定めた事業 該当事業なし</p>	平成17年度決算	95,003千円	平成18年度決算	31,570千円	平成19年度決算	24,450千円	
平成17年度決算	2,723,111千円																																						
平成18年度決算	3,818,595千円																																						
平成19年度決算	5,525,344千円																																						
平成17年度決算	475,716千円																																						
平成18年度決算	606,867千円																																						
平成19年度決算	658,345千円																																						
平成17年度決算	299,660千円																																						
平成18年度決算	277,758千円																																						
平成19年度決算	162,919千円																																						
平成17年度決算	83,012千円																																						
平成18年度決算	75,630千円																																						
平成19年度決算	106,049千円																																						
平成17年度決算	単独費に合算																																						
平成18年度決算	146,435千円																																						
平成19年度決算	117,719千円																																						
平成17年度決算	95,003千円																																						
平成18年度決算	31,570千円																																						
平成19年度決算	24,450千円																																						
相 違 点 と 課 題																																							

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 都市建設部会

協議項目	3 都市計画	小項目名	02 土地区画整理事業
協議内容	熊本市の「土地区画整理事業補助金交付要綱」に基づく補助と、城南町の「補助金交付要綱」に基づく補助実績と予定、また、城南町の「城南町土地区画整理事業資金貸付要綱」に基づく貸付金の返還について検討した。		
合併協議会協議結果（調整方針）	補助金に関しては平成 23 年度まで、事業資金貸付に関しては平成 24 年度まで制度（要綱）を運用する経過措置を設定する。その後の取り扱いについては、事業の進捗状況を見ながら組合と協議する。		

制 度 比 較								
	熊 本 市	城 南 町						
市 町 別 内 容	<p>1. 組合が行なう事業に対して下記要綱にしたがい補助金を交付する。（熊本市土地区画整理事業補助金交付要綱）</p> <p>第3条第1項</p> <p>①都市計画道路の用地取得 当該道路の幅員から8mを差し引いた部分の組合設立認可のあったときにおける事業計画書の整理前の土地評価額により算定される用地費用相当額の10分の10</p> <p>②都市計画道路築造に伴う移転補償 当該補償費額の10分の10</p> <p>③都市計画道路の側溝築造 当該築造に要する費用相当額の10分の2.5</p> <p>④区画道路の側溝築造 当該築造に要する費用相当額の10分の2.5</p> <p>⑤水路の築造 当該築造に要する費用相当額の10分の6</p> <p>⑥橋梁の築造 当該築造に要する費用相当額の10分の6</p> <p>2. 熊本市が補助金を交付した土地区画整理事業（組合施行）の事例</p> <p>(1)</p> <p>①事業の名称 熊本都市計画事業画図土地区画整理事業</p> <p>②整備面積 29.1ha</p> <p>③都市計画の位置付け H6.8.24 熊本都市計画土地区画整理事業の決定</p> <p>④近年の補助金交付額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">平成 17 年度決算</td> <td style="text-align: right;">0 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 18 年度決算</td> <td style="text-align: right;">0 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年度予算</td> <td style="text-align: right;">4,800 千円</td> </tr> </table>	平成 17 年度決算	0 千円	平成 18 年度決算	0 千円	平成 19 年度予算	4,800 千円	<p>1. 城南町中央土地区画整理組合に対して、運営補助として交付している。（城南町補助金等交付要綱）</p> <p>2.</p> <p>【実績】 補助（直近3年間） H18～H20：27,000千円 内訳 〔 組合運営補助：27,000千円＝9,000千円@3年 〕</p> <p>【予定】 補助 H21～H23：115,000千円 内訳 〔 組合運営補助：27,000千円＝9,000千円@3年 事業補助：88,000千円＝30,000千円+28,000千円 H21, 22 H23 〕</p>
平成 17 年度決算	0 千円							
平成 18 年度決算	0 千円							
平成 19 年度予算	4,800 千円							

	<p>(2)</p> <p>①事業の名称 熊本都市計画事業陳内土地区画整理事業</p> <p>②整備面積 29.8ha</p> <p>③都市計画の位置付け H8.2.16 熊本都市計画土地区画整理事業の決定</p> <p>④近年の補助金交付額</p> <table border="0"> <tr> <td>平成17年度決算</td> <td>25,390千円</td> </tr> <tr> <td>平成18年度決算</td> <td>0千円</td> </tr> <tr> <td>平成19年度予算</td> <td>0千円</td> </tr> </table>	平成17年度決算	25,390千円	平成18年度決算	0千円	平成19年度予算	0千円	<p>3. その他</p> <p>城南町土地区画整理事業資金貸付要綱に基づく貸付実績：765,000,000円（平成18年度300,000,000円＋平成19年度465,000,000）・・・年利1.3% 償還期間は7年（平成18～24年度）、利率は年利1.3%（平成18年度は年利1.97%）の元金均等払い</p>
平成17年度決算	25,390千円							
平成18年度決算	0千円							
平成19年度予算	0千円							
相違点と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・城南町の土地区画整理事業の事業期間は平成10年度から平成24年度である。 ・城南町の土地区画整理事業は組合施行ではあるものの、町の振興計画の柱に位置付けられた事業であり、資金面並びに人的な支援を行なっており、事業立ち上げの経緯ならびに支援実績などにおいて、熊本市の組合施行の土地区画整理事業とは大きな相違がある。 							

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 都市建設部会

協議項目	4 下水道事業	小項目名	01 下水道計画
協議内容	下水道計画の取扱い		
合併協議会協議結果(調整方針)	合併時における城南町の污水計画に基づき計画的に整備を進める。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	城 南 町	
市 町 別 内 容	1. 事業名	1. 事業名	
	単独公共下水道事業	城南町公共下水道事業	
	流域関連公共下水道事業		
	2. 会計名	2. 会計名	
	熊本市下水道事業会計（公営企業会計一部適用）	城南町公共下水道特別会計	
	3. 污水計画	3. 污水計画（1 処理区）	
	計画面積 12,280 ha	計画面積 377ha	
	計画人口 706,000 人	計画人口 11,000 人	
	目標年次 平成 32 年	目標年次 平成 22 年度	
	事業費 587,472 百万円	事業費 11,541 百万円	
	計画処理水量 517,600 m ³ /日	計画処理水量 6,000 m ³ /日	
	排除方式 分流式、一部合流式	排除方式 分流式	
	4. 認可計画	4. 認可計画（平成 16 年度）	
	計画面積 11,136 ha	計画面積 342ha	
	計画人口 639,160 人	計画人口 10,000 人	
	目標年次 平成 23 年(流関は 22 年)	目標年次 平成 20 年度	
	事業費 479,753 百万円	事業費 9,592 百万円	
	5. 整備状況(平成 19 年度末)	5. 整備状況（平成 19 年度末）	
	処理人口 564,617 人	処理人口 6,659 人	
	普及率 85.6%	(公共 6,659 人)	
整備面積 9,465ha	普及率 33.6% (公共下水道)		
面整備率 77.1%	(下水道 33.6%)		
	整備面積 245,1ha (公共下水道)		
	面整備率 65.0% (公共下水道)		
6. 雨水計画	6. 雨水計画		
区域面積 8,970ha	区域面積 377ha		
目標年次 平成 32 年	目標年次 平成 22 年度		
事業費 40,939 百万円	事業費 1,643 百万円		
平成 17 年度決算 7,022,072 千円	平成 17 年度決算 604,934 千円		
平成 18 年度決算 5,440,291 千円	平成 18 年度決算 537,598 千円		
平成 19 年度決算 8,620,321 千円	平成 19 年度決算 552,678 千円		

相
違
点
と
課
題

城南町の面整備率は熊本市及び熊本市近郊の市町村と比べ低い状況にある。

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 都市建設部会

協議項目	4 下水道事業	小項目名	02 下水道使用料
協議内容	下水道使用料について		
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較				
	熊 本 市	城 南 町		
市 町 別 内 容	1. 使用料金(消費税含む)	1. 使用料金(消費税含む)		
	(1) 水道水及び営業用井戸水	(1) 水道水及び営業用井戸水		
	・ 基本料金 10 m ³ まで 990 円 (従量料金 1 m ³ につき)	・ 基本料金 10 m ³ まで 1,575 円 (従量料金 1 m ³ につき)		
	・ 11 m ³ ~20 m ³ 125 円	・ 11 m ³ ~ 136.5 円		
	・ 21 m ³ ~50 m ³ 165 円	(例) 20 m ³ 使用の場合 2,940 円		
	・ 51 m ³ ~200 m ³ 200 円	(2) 一般家庭用の井戸水		
	・ 201 m ³ ~500 m ³ 240 円	1人世帯 1,575 円		
	・ 501 m ³ ~2,000 m ³ 280 円	2人世帯 2,625 円		
	・ 2,001 m ³ 以上 325 円	3人世帯 3,465 円		
	(例) 20 m ³ 使用の場合 2,240 円	4人世帯 4,305 円		
(2) 一般家庭用の井戸水又は温泉水	4人を超える世帯については、1人につき525円を 加算する。			
1世帯につき 1,700 円	世帯員の確認は、住民基本台帳によるものとし、 その基準日は毎月1日とする。			
(3) 一般公衆浴場 12 円/m ³				
2. 使用料の徴収及び納入方法	2. 使用料の徴収及び納入方法			
(1) 水道料金と同時に水道局徴収	(1) 水道水分及び井戸水分 下水道課で徴収			
奇数・偶数月検針 → 毎月徴収	一般家庭用 → 毎月徴収			
口座振替・納付書払い	事業用 → 毎月徴収			
(2) 井戸水分 下水道総務課で徴収	口座振替・納付書払い			
一般家庭用 → 奇数月徴収				
事業用 → 毎月徴収				
口座振替・納付書払い				
(3) 水道水と井戸水等との併用	(3) 水道水と井戸水等との併用			
水道水と井戸水又は温泉水などを併せて使用 される場合、汚水の種類別に算定して徴収	水道水と井戸水又は温泉水などを併せて使用 される場合、個人住宅の場合は、従量制か世帯割か 選択。			
	事業所の場合は、従量制。			
3. メーター検針方法	3. メーター検針方法			
(1) 水道水は水道局が検針	(1) 水道水及び事業用井戸水はシルバー人材センタ ーに検針委託			
奇数・偶数月検針	毎月検針		次頁へ続く	
(2) 事業用井戸水は下水道技術センターに検針委託				

	<p>2ヶ月検針(奇数月・偶数月) 事業者報告(毎月・奇・偶月)</p> <p>4. 井戸水のメーター設置 (新規) 事業所の量水器の設置は基本的には、事業所、やむを得ない場合は市が設置 (取替) 量水器の有効期限(計量法により8年)の到来による量水器の取替は、市が実施 * 家庭用は、定額制のためメーター設置不要</p> <p>5. データ処理 市独自電算システム(富士通)</p> <p>平成17年度決算 11,017,096千円 平成18年度決算 11,208,455千円 平成19年度決算 11,174,965千円</p>	<p>4. 井戸水のメーター設置 (新規) 事業所の量水器の設置は町が設置 (取替) 量水器の有効期限(計量法により8年)の到来による量水器の取替は、町が実施 * 家庭用は、定額制のためメーター設置不要</p> <p>5. データ処理 町独自電算システム(富士通)</p> <p>平成17年度決算 52,815千円 平成18年度決算 62,304千円 平成19年度決算 66,415千円</p>
相違点と課題	<p>料金体系については、従量制の場合、一般家庭用世帯の小口使用者は熊本市が低額であるが、使用量45m³/月以上の事業所等の大口使用者は熊本市が高額に設定されている。</p> <p>一般家庭用の井戸水の場合、城南町が1人世帯では低額であるが、2人世帯以上は、熊本市が低額に設定されている。(城南町、1人世帯230世帯。2人世帯以上1,148世帯) (世帯数は、平成20年1月末現在)</p>	

協議第 2 4 号

教育関係事業について（その 1）

教育関係事業について承認を求める。

平成 21 年 2 月 24 日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

教育関係事業について

- 1 下記の事業については、熊本市の例に統一する。
 - ・ 通学区域（高等学校）
 - ・ 体育協会の組織
 - ・ 各種大会（出場）補助金
 - ・ 人権教育（子どもフォーラムを含む）
- 2 就学支援のうち、特別支援教育支援員配置については、5年間現行のとおり継続し、その後、熊本市の例に統一する。修学旅行特別支援については、熊本市の例に統一する。
- 3 育英奨学金（育英事業）については、熊本市の例に統一する。ただし、経過措置として合併時において城南町で受給している場合については、高校卒業まで交付金制度を継続する。
- 4 社会教育関係団体（PTA連絡協議会）については、5年間の経過措置を設け、その間関係団体と協議・調整を図る。なお、補助金については、5年を限度とし、組織の統一までは現行のとおりとする。
- 5 社会教育団体（文化協会）への補助金については、5年間現行のとおり継続し、その後のあり方については新市において検討する。
- 6 施設整備計画及び管理運営方法（小中学校等）については、熊本市の例に統一する。なお、城南町の施設整備計画については、新市の事業として継続する。

- 7 城南町指定文化財については、市指定文化財として引き継ぐ方向で、熊本市文化財保護委員会に諮問する。管理方法については、経過措置を設定し、新市において検討する。
- 8 学校給食調理場については、現行（自校方式）のまま引き継ぐ。なお、給食費、物資購入及び献立作成については、5年間の経過措置を設け、その後熊本市の例に統一する。
- 9 中学校校名については、関係機関の意向を踏まえ、協議・調整のうえ決定する。
- 10 通学区域（小・中学校）については、校区は現状のまま存続し、指定校変更、区域外就学の基準は、熊本市の例に統一する。
- 11 少人数学級については、新市の事業として継続する。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧

(24 教育関係事業)

事業項目 枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
教育関係事業の取扱い					
1	就学支援 (学級支援員配置・修学旅行特別支援)	教育部会	第4回		
2	通学区域(高等学校)	教育部会	第4回		
3	育英奨学金(育英事業)	教育部会	第4回		
4	体育協会	教育部会	第4回		
5	社会教育関係団体及び補助金	教育部会	第4回		
6	社会教育関係団体への補助金(文化協会)	教育部会	第4回		
7	施設整備計画及び管理運営方法(小中学校等)	教育部会	第4回		
8	各種大会(出場)補助金	教育部会	第4回		
9	文化財の保護・管理・活用	教育部会	第4回		
10	学校給食調理場	教育部会	第4回		
11	人権教育(子どもフォーラム含む)	教育部会	第4回		
12	中学校校名	教育部会	第4回		
13	通学区域(小・中学校)	教育部会	第4回		
14	少人数学級	教育部会	第4回		
	成人式	教育部会	次回以降提案		
	体育指導委員	教育部会	次回以降提案		
	図書館行事	教育部会	次回以降提案		
	学校給食物資共同購入	教育部会			
	教育相談事業	教育部会			
	人権教育関係負担金・補助金	教育部会			
	小中学校の指導・助言	教育部会			
	中学校エアコン	教育部会			
	人材育成活動補助金	教育部会			
	教育支援・授業力向上支援員派遣事業	教育部会			
	教育関係助成金・負担金	教育部会			
	各種大会等	教育部会			
	各種体育施設	教育部会			
	公民館使用料	教育部会			
	公民館学級	教育部会			
	図書館の施設管理運営	教育部会			
	運動施設予約・案内システム	教育部会			
	学校施設一般開放管理業務	教育部会			
	歴史民俗資料館	教育部会			
	学校・地域連携推進事業	教育部会			
	就学指導委員会	教育部会			
	就学支援(就学援助費・就学奨励費)	教育部会			
	学校図書館充実事業	教育部会			
	学校用備品整備事業	教育部会			
	機械警備関係	教育部会			
	教育委員	教育部会			
	緊急警報システム	教育部会			
	私立学校振興事業	教育部会			
	事務補助員	教育部会			
	小中学校管理運営事業	教育部会			
	障がい児教育事業	教育部会			
	職員研修事業	教育部会			
	情報環境の整備	教育部会			

英語指導助手事業	教育部会			
中学校教頭教科非常勤講師事業	教育部会			
図書の管理等	教育部会			
図書館のサービス	教育部会			
博物館管理運営	教育部会			
エイズ教育・薬物乱用防止教育推進経費	教育部会			
プール管理等経費	教育部会			
屋外運動施設関連経費	教育部会			
各種団体助成金(運動部活動以外)	教育部会			
学校安全経費	教育部会			
学校医・歯科医・薬剤師	教育部会			
学校環境衛生経費	教育部会			
学校給食行政経費	教育部会			
学校保健関係賠償保険料等	教育部会			
学校保健関連事業	教育部会			
小・給食室施設整備経費	教育部会			
共同調理場調理等業務委託経費	教育部会			
計量検査手数料・スポーツテスト集計分析	教育部会			
結核対策委員会	教育部会			
健康診断関連	教育部会			
交通教室他	教育部会			
就学时健康診断	教育部会			
給食室施設整備(維持)経費	教育部会			
小・共同調理場施設整備経費	教育部会			
小・中学校給水関連	教育部会			
小・中学校浄化槽関連	教育部会			
食事環境整備経費	教育部会			
生活改善推進経費	教育部会			
体力向上関連研修会等	教育部会			
体力向上等消耗品・備品購入	教育部会			
中・給食衛生改善対策経費	教育部会			
保健用消耗品等	教育部会			
教科書採択	教育部会			
こどもエコセミナー経費	教育部会			
集団宿泊	教育部会			
ナイストライ事業経費	教育部会			
学びノート教室開催経費	教育部会			
感性をみがく教育の推進(芸術)	教育部会			
感性をみがく教育の推進(道徳)	教育部会			
教育指導行政経費	教育部会			
教育内容充実経費・学びノート教室開催経費	教育部会			
教職員の指導力向上経費	教育部会			
勤労体験学習事業経費	教育部会			
国際教育関係経費	教育部会			
子ども議会関係経費	教育部会			
総合的な学習の時間推進経費	教育部会			
幼児教育経費	教育部会			
障害別特別支援学級	教育部会			
教職員研修	教育部会			
各種大会(開催)補助金	教育部会			
スポーツ振興基金等	教育部会			
スポーツ振興審議会	教育部会			
総合型地域スポーツクラブの育成	教育部会			
体育傷害見舞金	教育部会			

あそ教育キャンプ場運営	教育部会			
家庭教育推進事業	教育部会			
青少年活動支援事業	教育部会			
その他社会教育関係委員	教育部会			
金峰山少年自然の家運営管理	教育部会			
社会教育委員	教育部会			
生涯学習広報事業	教育部会			
公民館の運営状況	教育部会			
公民館運営審議会	教育部会			
公民館総合補償制度	教育部会			
生涯学習支援事業	教育部会			
記念館管理(運営経費)	教育部会			
史跡等購入経費	教育部会			
文化財広報活用経費	教育部会			
文化財保全・調査経費	教育部会			
文化財保存修復基金積立金	教育部会			
文化財保存修復経費	教育部会			
文化財保護委員会	教育部会			
文化団体への補助金	教育部会			
埋蔵文化財包蔵地の指定・発掘調査	教育部会			
文化施設整備経費	教育部会			
青少年国際・国内交流事業	教育部会			
学校支援地域本部事業	教育部会			
放課後子ども教室推進事業	教育部会			

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	1 就学支援(学級支援員配置・修学旅行特別支援)
協議内容	支援員の雇用形態、修学旅行特別支援について、どのように取り扱うのか。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	特別支援教育支援員配置については、5年間現行のとおりに継続し、その後熊本市の例に統一する。 修学旅行特別支援については、熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>○学級支援員の配置 (概要) 熊本市立小中学校における教育活動が困難な学級に臨時的任用職員を配置し、円滑な学級運営に寄与する。</p> <p>(配置状況)・配置人数 20人(19年度) ・配置校 40校(//) ・日額 6,180円 (平成21年度より30人配置予定)</p> <p>(学級支援員配置経費) 平成17年度決算 20,123千円(15人) 平成18年度決算 22,987千円(17人) 平成19年度決算 27,107千円(20人)</p> <p>○修学旅行特別支援 ・修学旅行に保護者が付添う場合に要件を定めて補助金を交付する。 ・補助額は、就学奨励費の特別支援学校の修学旅行費の付添人への補助に準ずる。</p> <p>(修学旅行特別支援経費) 平成17年度決算 59千円(小3件、中2件) 平成18年度決算 60千円(小1件、中1件) 平成19年度決算 0千円(小0件、中0件)</p>	<p>○特別支援教育支援員の配置 (概要) 平成20年度より町立小学校における教育活動が困難な学級に非常勤職員を配置し、円滑な学級運営に寄与する。</p> <p>(配置予定)・配置人数 4人 ・配置校 小学校3校 中学校1校(平成21年度配置予定) ・日給 8,400円(日額) ※教員免許を有する場合 5,700円(日額) ※教員免許を有しない場合</p> <p>(特別支援教育支援員配置経費) 平成20年度予算 7,224千円(4人)</p> <p>○該当なし</p>
相 違 点 と 課 題	<p>支援員の雇用形態に相違があるため、制度を統一する必要がある。 熊本市：臨時的任用職員 城南町：非常勤職員 城南町には修学旅行特別支援の制度はない。</p>	

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	2 通学区域(高等学校)
協議内容	公立高校の通学区域が異なる。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	市立高校の通学区域については、熊本市の例による。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	城 南 町	
市 町 別 内 容	現在の公立高等学校の通学区域について		現在の公立高等学校(普通科)の通学区域について
	<ul style="list-style-type: none"> ・必由館高等学校 ・千原台高等学校 		<ul style="list-style-type: none"> ・第二高等学校 ・御船高等学校 ・甲佐高等学校 ・宇土高等学校 ・松橋高等学校 ・矢部高等学校
	通学区域は熊本市であるが、学区外の出願者に入学を許可し得る数を下表のとおり設定している。		
	学校・学科・コース	学区外入学枠 (募集定員に占める割合)	
	必由館高等学校		
	・普通科	5%以内	
	・普通科国際コース	30%以内	
	・普通科芸術コース	40%以内	
	・普通科服飾デザインコース	40%以内	
	千原台高等学校		
	・普通科国際経済コース	30%以内	
	・普通科健康スポーツコース	40%以内	
	・情報科 OA 会計コース	40%以内	
	・情報科経営情報コース	40%以内	
	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">・済々黌高等学校 <li style="width: 50%;">・熊本高等学校 <li style="width: 50%;">・第一高等学校 <li style="width: 50%;">・第二高等学校 <li style="width: 50%;">・熊本西高等学校 <li style="width: 50%;">・熊本北高等学校 <li style="width: 50%;">・東稜高等学校 		
相 違 点 と 課 題	<p>県立高校については、平成 22 年度入学者選抜(平成 22 年 4 月入学者)から現行の宇上学区と熊本学区が統合されて県央学区となる再編案が示されている。</p> <p>県央学区:済々黌 熊本 第一 第二 熊本西 熊本北 東稜 御船 甲佐 宇土 松橋 矢部 蘇陽</p>		

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	3 育英奨学金(育英事業)
協議内容	城南町の奨学金について、交付制度をどのように取り扱うのか。また、現在受けている方についてどのように取り扱うのか。		
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。ただし、経過措置として合併時において城南町で受給している場合については、高校卒業まで交付金制度を継続する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>熊本市奨学金貸付制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採用定数 高校等 280 人 大学等 100 人 ・貸付額[月額] <ul style="list-style-type: none"> 高校等(国公立) 18,000 円 " (私立) 30,000 円 大学等(国公立) 42,000 円 " (私立) 51,000 円 ・貸付実績 <ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年度決算 138,378 千円 平成 18 年度決算 124,722 千円 平成 19 年度決算 112,575 千円 ・貸付期間 在学する学校等の正規の修学年限 ・貸付利率 無利子 ・返還期間 貸付終了後6月を経て返還開始 返還期間は9年～15年 ・選考基準 <ul style="list-style-type: none"> (1)熊本市内に居住する者の被扶養者であること。 (2)学校教育法による高等学校等、大学又は専修学校等に在学していること。 (3)経済的理由により修学が困難であると認められること。 (4)他の奨学金等や授業料の減免等を受けていないこと。 	<p>城南町奨学金交付制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採用数 毎年 3 名程度 ・交付額[月額] <ul style="list-style-type: none"> 9,700 円(国公立高等学校授業料の範囲内) ・交付実績 <ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年度決算 912 千円 平成 18 年度決算 643 千円 平成 19 年度決算 574 千円 ・交付期間 高校在学 3 年間 ・交付方法 年 3 回に分けて支給 ・選考基準 <ul style="list-style-type: none"> (1) 下益城城南中学校卒業者であること (2) 学業成績及び素行が優良で、かつ、身体強健であること (3) 経済的理由により修学が困難であると認められること
相 違 点 と 課 題	金額的には熊本市の方が高くなっているが、熊本市が貸付制度であるのに対し、城南町は交付制度であるため、制度を統一する必要がある。	

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	4 体育協会
協議内容	体育協会の組織をどうするか。		
合併協議会協議結果(調整方針)	城南町体育協会の組織は、熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	城 南 町	
市 町 別 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 熊本市体育協会 ・任務 熊本市における体育・スポーツの奨励と振興を図り、もって市民の心身の健全な発達と健康で明るい市民生活の形成に寄与することを目的とする。 ・組織 80 校区体育協会、46 競技団体、熊本市スポーツ少年団 ※会長 1 名、副会長 4 名、理事長 1 名、副理事長 1 名、理事 17 名、監事 2 名 (任期：2 年、再任を妨げない。) ・役員選出 会長は、評議員会で選出。 副会長は、教育長、校区体育協会会長 2 名、競技団体 1 名の計 4 名とし、理事会が選考し、評議員会で選出する。 理事は校区体育協会、競技団体、学識経験者等から選出 ・会議 評議員会及び理事会 ・市補助金の推移 平成 17 年度決算 32,130 千円 平成 18 年度決算 29,300 千円 平成 19 年度決算 30,050 千円 ・体育協会の事務局 「熊本市体育協会規約」により事務局は教育委員会社会体育課に置くとなっている。 ・事務 体育協会の事務は、1 名の専属事務局員を雇用し、事務にあたっている。また、事務局長、事務局次長は社会体育課職員が兼務している。 ・事務の内容 校区体育協会 (80 校区) と競技スポーツ団体 (46 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 城南町体育協会 ・任務 町内社会体育の振興に務めもって町民の心身の健全な発達と明るく豊かな町民生活の形成を図ることを目的とする。 ・組織 39 地区体育推進員、24 種目団体、体育指導委員、スポーツ少年団、老人クラブ、婦人会 ※会長 1 名、副会長 2 名、総務若干名、種目部長、監事 2 名、名誉会長、顧問及び参与若干名 (任期：2 年 再任は妨げない。) ・役員選出 会長は役員総会において選出。 その他役員は会長が役員会にはかり委嘱する。 ・会議 役員総会・常任理事会とし会長が必要に応じて召集する。 ・町補助金の推移 平成 17 年度決算 19,550 千円 平成 18 年度決算 17,905 千円 平成 19 年度決算 16,038 千円 ・体育協会の事務局 「城南町体育協会規約」により、事務局は B&G 海洋センター内に置くとなっている。 ・事務 体育協会の事務は、体育協会事務局の職員 (B&G 海洋センター内) が事務を行っている。また、事務局長、事務局次長は社会教育課職員が兼務している。 ・事務の内容 ○予算・決算 ○年間事業計画の企画・立案 ○会議の通知・運営 	

	<p>団体) を総括する組織として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○予算・決算 ○年間事業計画の企画・立案 ○会議の通知・運営 ○評議員会・理事会等会議資料作成 ○出納簿の管理 <p>・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県民体育祭派遣 ○市杯スポーツ大会 ○表彰 ○熊本市民スポーツフェスタ ○各種会議の会議 <p>平成 17 年度決算 37,545 千円 平成 18 年度決算 34,770 千円 平成 19 年度決算 34,196 千円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○総会・理事会の資料作成 ○出納簿の管理 <p>・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各種大会の運営 町民体育祭・駅伝大会・研修会・総会 <p>・下益城郡体育協会事業の事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○郡民・県民体育祭 ○郡駅伝大会 ○町・郡ロードレース大会 ○熊日駅伝(男子・女子) ○下益城郡体育協会負担金 平成 17 年度決算 2,285 千円 平成 18 年度決算 2,050 千円 平成 19 年度決算 2,071 千円 <p>・町体育協会予算</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年度決算 19,575 千円 平成 18 年度決算 17,378 千円 平成 19 年度決算 17,645 千円
相違点と課題	<p>城南町の体育協会長は町長、事務局長は社会教育課長であり、予算や事業計画など全てにおいて町の関与が大きい。熊本市の校区体協は、市の補助金と校区独自の自主財源(自治会からの負担金など)で運営している。城南町は3小学校区あるが、活動は全て町単位で行っており、これまでに校区単位での活動実績があまりなかったために、組織作りが難しい。</p>	

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	5 社会教育関係団体及び補助金
協議内容	PTA協議会への補助金について、どのように取り扱うのか。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	5年間の経過措置を設け、その間関係団体と協議・調整を図る。 なお、補助金については5年を限度とし、組織の統一までは現行のとおりとする。		

制 度 比 較				
	熊 本 市	城 南 町		
市 町 別 内 容	活動支援を行う関係団体は、次のとおりである。	活動支援を行う関係団体は、次のとおりである。		
	熊本市PTA協議会 会長1名副会長6名委員等 任期1年 小学校81 中学校37 PTA加盟	城南町PTA連絡協議会 会長1名 副会長2名 委員等 任期1年 幼稚園1 小学校3 中学校1		
	○補助金 補助金等交付規則により、社会教育団体に下記のとおり運営費補助金を交付している。	○補助金 補助金等交付規則により、社会教育団体に下記のとおり運営費補助金を交付している。		
	PTA協議会補助金 2,070千円 青年団体連絡協議会 315千円 青年団協議会 270千円	PTA連絡協議会 337千円 該当なし 該当なし		
相 違 点 と 課 題				

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	7 施設整備計画及び管理運営方法(小中学校等)
協議内容	城南町の施設整備計画について、どのように取り扱うのか。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。なお、城南町の施設整備計画については、新市の事業として継続する。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	城 南 町	
市 町 別 内 容	<p>○施設の状況 (H19. 4. 1 現在)</p> <p>小学校 校舎328棟、体育館89棟 中学校 校舎224棟、体育館39棟 幼稚園 園舎9棟 高校 校舎13棟、体育館2棟 計704棟</p> <p>○施設整備計画について 平成19年度の主な事業</p> <p>校舎増改築事業 なし 体育館増改築事業 小学校2校 校舎大規模改造及び耐震補強事業 小学校2校、中学校1校 水泳プール改築事業 小学校1校 その他維持補修事業 など</p> <p>平成20年度予定</p> <p>校舎増改築事業 小学校3校 体育館増改築事業 小学校1校 校舎大規模改造及び耐震補強事業 小学校1校、中学校1校 水泳プール改築事業 小学校1校 その他維持補修事業 など</p> <p>平成17年度決算 2,526,428千円 平成18年度決算 2,783,096千円 平成19年度決算 2,285,028千円</p> <p>○学校施設の耐震化について 耐震二次診断が未完了の学校について、平成19年度から順次診断を実施している。その結果、改修の必要なものについて、引き続き20年度から設計、21年度から工事へと取り組みを進める計画である。</p>	<p>○施設の状況 (H19. 4. 1 現在)</p> <p>小学校 校舎59棟、体育館3棟 中学校 校舎16棟、体育館1棟 幼稚園 園舎2棟 計77棟</p> <p>○施設整備計画について 平成19年度の主な事業</p> <p>中学校校舎等改築事業 1校 小学校増築工事(特別支援教室) 1校 小学校耐震補強工事 1校 その他維持補修事業 など</p> <p>平成20年度予定</p> <p>中学校校舎等改築事業(継続) 1校 小学校耐震補強工事 2校 小学校トイレ改修工事 1校 その他維持補修事業 など</p> <p>平成21年度以降予定 中学校プール改築事業</p> <p>平成17年度決算 15,152千円 平成18年度決算 3,758千円 平成19年度決算 664,434千円</p> <p>○学校施設の耐震化について 平成17年度耐震診断完了。平成18年度～平成20年度で、補強工事完了予定。</p>	
	相違点と課題		

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	8 各種大会(出場)補助金
協議内容	制度が異なる大会補助金について、どのように取り扱うのか。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>1. 各種大会出場補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 名称 熊本市スポーツ各種大会の開催及び選手等の出場に関する補助金等交付要綱（大会出場激励金） ・ 対象 市内居住の女性又は65歳以上の男性で県大会、九州大会等の予選を経て、又は競技団体等により、選考され全国大会に出場する者（その他の全国大会出場者については、スポーツ振興基金で検討） ・ 算定基準額 1人につき5,000円 当該団体の大会出場者数に、5,000円を乗じた金額。ただし、70,000円を上限とする。 ・ 支出の推移 平成17年度決算 770千円 平成18年度決算 950千円 平成19年度決算 760千円 <p>2. 熊本市スポーツ振興基金出場激励金</p> <ul style="list-style-type: none"> オリンピック・パラリンピック等 100,000円 世界選手権大会・アジア大会等 50,000円 ・ 支出の推移 平成17年度決算 600千円 平成18年度決算 1,120千円 平成19年度決算 1,020千円 	<p>1. 各種大会出場補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 名称 城南町社会体育各種選手等県外派遣費用助成要項 ・ 対象 町内在住及び町内職場に勤務するもので、県外社会体育各種大会に地方ブロック等の予選を経て町又は県の代表として選出出場する者及び最小限度の引率者 ・ 算定基準額 公共交通機関の運賃で効率的・経済的に算出した額と大会実施要項に記載されている宿泊料金又は実泊料金の5割以内 平成17年度決算 543千円 平成18年度決算 1,136千円 平成19年度決算 1,673千円
相 違 点 と 課 題	<p>城南町の実績から考慮して、制度統一の関係者説明が必要である。</p> <p>城南町は、大会出場の実費分の半額補助を行っているが、年度ごとに変動があり見直しを検討している。</p>	

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	9 文化財の保護・管理・活用
協議内容	①町指定文化財についてどのように取り扱うのか。 ②文化財の保護・管理・活用についてどのように取り扱うのか。		
合併協議会協議結果(調整方針)	城南町指定文化財については、市指定文化財として引き継ぐ方向で、熊本市文化財保護委員会に諮問する。 管理方法については、経過措置を設定し、新市において検討する。		

制 度 比 較				
	熊 本 市	城 南 町		
市 町 別 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護委員会 原則毎月第4火曜日に開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財審議会 年1回開催 		
	指定文化財の件数 <ul style="list-style-type: none"> ・国指定文化財 26件 ・国登録文化財 23件 ・県指定文化財 78件 ・市指定文化財 90件 合計 217件 	指定文化財の件数 <ul style="list-style-type: none"> ・国指定文化財 5件 ・県指定文化財 1件 ・町指定文化財 50件 合計 56件 		
	文化財調査員 2名(嘱託)		国指定史跡及び町指定史跡等の管理については、委託もしくは直営により除草・清掃等の管理を行っている。 既存の文化財解説板・標柱・案内板の修理については、毎年実施している。	
	文化財一般管理経費(文化財保護委員経費は除く) 文化財保護行政の主管業務及び課内の管理事務を行なう。また、所管する文化財等の経常的な管理を行なう。 (主な内容)		平成17年度決算額 18,667千円 (内容)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・釜尾古墳除草清掃・見回り監視業務委託 ・天然記念物「スイゼンジノリ発生地」管理(除草等)業務 ・明徳官軍墓地見回り監視等業務 ・寂心さんの樟見回り監視等業務 ・文化財所管地除草業務 ・つつじヶ丘横穴群除草 ・小島行在所見回り監視等業務委託 		<ul style="list-style-type: none"> ・塚原古墳公園管理委託 ・黒橋貝塚公園清掃管理賃金 ・史跡阿高貝塚草刈賃金 ・天然記念物下田のイチョウ清掃賃金 ・史跡御領貝塚清掃委託 ・町指定史跡照山寺跡・鏡の巣古墳清掃委託 ・文化財解説板・標柱・案内板修理 ・その他 	
	平成17年度決算 8,329千円 平成18年度決算 8,204千円 平成19年度決算 8,226千円		平成18年度決算額 17,698千円 <ul style="list-style-type: none"> ・塚原古墳公園管理委託 ・黒橋貝塚公園清掃賃金 ・史跡阿高・黒橋貝塚(阿高貝塚地区)除草賃金 ・天然記念物下田のイチョウ清掃賃金 ・史跡御領貝塚清掃賃金 ・町指定史跡照山寺跡・鏡の巣古墳清掃委託 ・文化財解説板・標柱・案内板修理 ・その他 	
			平成19年度決算額 17,379千円 <ul style="list-style-type: none"> ・塚原古墳公園管理委託 	次頁へ続く

		<ul style="list-style-type: none"> ・黒橋貝塚公園清掃賃金 ・史跡阿高・黒橋貝塚(阿高貝塚地区)除草賃金 ・史跡御領貝塚清掃委託 ・町指定史跡照山寺跡・鏡の巢古墳清掃作業 ・阿高貝塚樹木伐採委託 ・町指定史跡陣内廃寺清掃委託 ・文化財解説板・標柱・案内板設置 ・その他
相違点と課題	<p>①合併後、市指定文化財に向け、町指定文化財を文化財保護委員会に諮問する必要がある。</p> <p>②文化財の保護・管理・活用の面で異なるところは調整が必要である。</p>	

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	10 学校給食調理場
協議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・職員構成について、どのように取り扱うのか。 ・給食費(一食単価)について、どのように取り扱うのか。 ・城南町の中学校の調理場について、どのように取り扱うのか。 		
合併協議会協議結果(調整方針)	調理場については、現行(自校方式)のまま引き継ぐ。なお、給食費、物資購入及び献立作成については、5年間の経過措置を設け、その後熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較			
		熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	調理施設	単独調理場 71 校(74 校分) 共同調理場 16 場(44 校分)	調理施設 単独調理場 4 校 共同調理場 0 場
	設備管理	市で管理	設備管理 町で管理
	職員の構成	小学校 栄養士(県費)、給食技師 共同調理場 場長(専任、兼務)、栄養士(県費)、給食技師、運転手	職員の構成 小・中学校 栄養士 3 名(県費) 給食調理員 (8 名)
	運営委員会	給食施設を有する職員の給食連絡会 栄養士による給食献立作成委員会(夏季休業期間)	運営委員会 平成 19 年度設置
	給食費	小学校 1 食単価 210 円 中学校 1 食単価 260 円	給食費 小学校 1 食単価 220 円 中学校 1 食単価 260 円
	物資購入	(財)熊本市学校給食会で共同購入	物資購入 学校給食物資納入業者登録をした業者から購入
	給食会計	月額を学校側が徴収し関係機関へ振込。	給食会計 各学校で徴収及び支払を行う。
	監査	PTA総会で報告	監査 P T A 総会で報告
	献立作成	市内 4 ブロックに分け標準献立の作成 米飯・週3回(委託炊飯) パン・週2回	献立作成 米飯・週3回(委託炊飯) パン・週2回
	衛生管理	文部科学省の学校給食衛生管理の基準により実施	衛生管理 文部科学省の学校給食衛生管理の基準により実施
調理及び配送	小学校及び共同調理場14場は直営	調理及び配送 単独校方式	
厨芥処理	(共)業者委託 (単)一部委託	厨芥処理 飼料用に業者が回収	
委託契約	施設清掃、夜間警備、施設害虫駆除、検便検査、グリスラップ処理、浄化槽点検等	委託契約 施設清掃、夜間警備、施設害虫駆除、検便検査、グリスラップ処理	
業者依頼	包丁研ぎ、ガス・蒸気ボイラー点検、浄化槽清掃、浄化槽維持管理、	業者依頼 包丁研ぎ、ガス点検、蒸気ボイラー点検(限庄小学校のみ)	
	<p>* 17年度より共同調理場の 2 場についてモデル的に民間委託 19年度より本格実施</p> <p>委託内容 給食調理、配送、食器洗浄業務</p> <p>平成 17 年度決算 40,156 千円</p> <p>平成 18 年度決算 40,010 千円</p> <p>平成 19 年度決算 39,517 千円</p>		
相違点と課題	熊本市には共同調理場があるが、城南町にはない。		

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	11 人権教育(子どもフォーラム含む)
協議内容	① 教職員や教育委員会事務局職員等の人権教育研修をどのように行っていくか。 ② 指導者(教職員)の育成のための人権教育の各種研修会及び大会等への参加支援をどうするか。 ③ 「熊本市子どもフォーラム」の開催をどうするか。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	(教育委員会関係) ○指導者(教職員)の育成 ・管理職等、教諭等研修 平成17年度決算： 979千円 平成18年度決算： 837千円 平成19年度決算： 966千円 ・各種研修会及び大会等への参加支援 平成17年度決算： 1,840千円 平成18年度決算： 1,882千円 平成19年度決算： 1,097千円 ○教育委員会事務局職員等に対する啓発 平成17年度決算： 45千円 平成18年度決算： 59千円 平成19年度決算： 79千円 ○「熊本市子どもフォーラム」の実施 ・「児童の権利に関する条約」にある「子どもたちの意見表明権」を保障するとともに、条約の周知を図るために実施している。 ・平成10年度より実施し、22年度まで継続の予定である。 ・平成17年度からは、毎年4中学校区で実施している。 平成17年度決算： 600千円 平成18年度決算： 526千円 平成19年度決算： 531千円	(教育委員会関係) ○指導者(教職員・役場職員・社会教育団体)の育成 ・人権文化セミナー(年7回) 平成17年度決算 50千円 平成18年度決算 50千円 平成19年度決算 78千円
相 違 点 と 課 題	○ 城南町では、指導者育成事業は転入教職員や新任職員対象となっている。熊本市では、その他に現任教職員や教育委員会の全職員を対象とした人権教育研修会を実施している。 ○ 指導者(教職員)の育成のための人権教育の各種研修会及び大会等への参加支援について、熊本市では教育委員会が財政措置しているが、城南町では人権教育研修会等のためだけの参加支援は行われていない。 ○ 熊本市では、「熊本市子どもフォーラム」を平成22年度まで実施の予定である。城南町では、これにあたるような事業は実施されていない。	

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	12 中学校校名
協議内容	合併した場合の校名の取り扱いについて、どのように取り扱うのか。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	関係機関の意向をふまえ、協議・調整のうえ決定する。		
制 度 比 較			
市 町 別 内 容	熊 本 市	城 南 町	
	学校 37校 熊本市立城南中学校 ほか36校	学校 1校 下益城城南中学校 合併して、下益城郡からはずれると城南中となり熊本市立城南中学校と同名になる。	
相違点と課題	合併した場合に同一の校名となる。 現在は、熊本城南中と下益城城南中との表記で区別している。		

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	14 少人数学級
協議内容	城南町の学校について、どのように取り扱うのか。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	新市の事業として継続する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>子どもたちの確かな学力や豊かな人間性などを育む学校教育を推進するため、子ども一人ひとりの個性に応じたきめ細やかな指導を行えるよう、少人数学級を小学3年生及び4年生に導入するとともに、少人数指導を実施している。</p> <p>中学1年生の導入に向けて検討中。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導方法の共有化や授業力の向上に取り組み、教師の指導力の向上を図る。 ・市費負担教職員（常勤講師）の任用 ・少人数学級実施に伴うプレハブ建設 ・授業力向上支援のための嘱託員（事務補助）雇用 <p>【予算】</p> <p>H18年度事業開始</p> <p>H18年度決算額 91,603千円</p> <p>H19年度決算額 273,998千円</p> <p>※ 市費負担教職員人件費・プレハブ建設費用・備品代含む</p>	該当無し
相 違 点 と 課 題	城南町には制度がない。	